

平成 26 年度

包括外部監査の結果報告書

県立試験研究機関に係る財務に関する
事務の執行及び事業の管理について

平成 27 年 2 月

岩手県包括外部監査人
公認会計士 木村大輔

目 次

「県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 監査対象機関	1
4 特定の事件を選定した理由	1
5 外部監査の対象期間	2
6 外部監査の方法	2
7 外部監査の実施期間	2
8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名	3
9 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1 設置状況	4
2 試験研究機関の概要	4
3 試験研究機関の沿革と取組み状況	4
第3 外部監査の結果及び意見	6
一. 複数の試験研究機関に共通の指摘または意見	6
二. 個別の試験研究機関に関する事項	9
林業技術センター	9
1. 林業技術センターの概要	9
2. 監査結果及び意見	15
環境保健研究センター	21
1. 環境保健研究センターの概要	21
2. 監査結果及び意見	27
水産技術センター	38
1. 水産技術センターの概要	38
2. 監査結果及び意見	45
内水面水産技術センター	55
1. 内水面水産技術センターの概要	55
2. 監査結果及び意見	59
- 1 農業研究センター	65
1. 農業研究センターの概要	65

2. 監査結果及び意見.....	76
- 2 農業研究センター(畜産研究所).....	83
1. 畜産研究所の概要.....	83
2. 監査結果及び意見.....	85
生物学研究所.....	90
1. 生物学研究所及び公益財団法人岩手生物学研究センター(以下、財団)の概要.....	90
2. 監査結果及び意見.....	101
先端科学技術研究センター.....	108
1. 先端科学技術研究センターの概要.....	108
2. 監査結果及び意見.....	110
三. 複数の試験研究機関又は部局にかかわる事項.....	111
1. 研究コスト意識の向上.....	111
2. 試験研究用備品の有効活用.....	120
3. 鳥獣被害対策事業への取り組みについて.....	123
4. 動物の管理帳票の書式について.....	125
5. 知的財産の管理事務.....	127
6. 新地方公会計に関連する事項.....	132

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

包括外部監査の結果報告書

「県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」

包括外部監査人 公認会計士 木村大輔

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県（以下、「県」という。）との包括外部監査契約に基づく監査。

2 選定した特定の事件

県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3 監査対象機関

監査対象とした試験研究機関は以下のとおりである。

- (1) 林業技術センター
- (2) 環境保健研究センター
- (3) 水産技術センター
- (4) 内水面水産技術センター
- (5) 農業研究センター（畜産研究所含む）
- (6) 生物工学研究所
- (7) 先端科学技術研究センター

なお、生物工学研究所に関連する県出資法人である公益財団法人岩手生物工学研究センターを監査対象に含めている。

また、地方独立行政法人工業技術センターは、外部有識者による法人評価が実施されているほか、財務諸表等決算情報がホームページ等で公表されていることから、今回の包括外部監査の趣旨に照らし監査対象としていない。

4 特定の事件を選定した理由

県では、科学技術等振興のために、平成12年に「新岩手県科学技術振興指針」を策定し、概ね10年が経過し着実に成果を挙げているところである。平成22年において「いわて県民計画（希望郷いわて）」が策定される時期に合わせ、これまでの成果と課題、社会経済環境の変化などを踏まえた、新たな指針である「科学技術による地域イノベーション指針」を策定し、実行中である。一方で、各種試験研究機関が、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているのかが見えづらい面がある。

当該指針の趣旨に鑑み、岩手県の7つの試験研究機関で行っている試験研究業務、技術開発業務、技術普及業務等の内容とそのコストを分析・検討し、試験研究業務等が効率的に実施されて

いるか、県民生活の向上のための研究成果が創出されているかを検討することが有意義であると考え、「県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

5 外部監査の対象期間

平成 25 年度とするが、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部についても監査対象に含めている。

6 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- (1) 試験研究機関の組織形態・組織運営の適切性
- (2) 試験研究に対する管理の有効性、効率性
- (3) 収入事務の合規性、効率性
- (4) 支出事務の合規性、効率性、経済性
- (5) 資産管理（知的財産管理含む）の合規性、有効性、効率性

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

- (1) 各試験研究機関の組織及び運営について、概要を聴取するとともに質問、分析を行った。
- (2) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示について、資料の閲覧、ホームページの検索及び質問により吟味した。
- (3) 施設設備及び備品の管理状況について、現場視察、現品確認及び台帳等との照合等を行った。また、各機関における主な研究用機器につき利用状況を調査した。
- (4) 動物や生産物の管理状況について、台帳との照合や現場の視察を行った。
- (5) 毒劇物の管理状況について、台帳等の整備状況を聴取するとともに、薬品庫等現物の保管状況について現場視察を実施し現物の実査を実施した。
- (6) 利用者負担金等の県の収入について、関係資料の閲覧と質問を実施した。
- (7) 契約事務については、関連資料の閲覧により、契約方法（入札か随意契約か）の合理性を吟味するとともに、所定の手続きが経られているかを、関係書類の閲覧及び質問により確かめた。
- (8) 人事管理事務について、関係資料の閲覧と質問を実施した。
- (9) 知的財産の管理事務に関して、関係資料の閲覧と質問を実施した。
- (10) 試験研究機関別の行政コスト計算書を作成し、分析した。

7 外部監査の実施期間

平成 26 年 7 月 31 日から平成 27 年 2 月 9 日まで

8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	田	高	禎	治
公認会計士	眞	木	雄	太
公認会計士	清	水	眞	弘
公認会計士	仙	石		淑
公認会計士	柏	木	一	男
公認会計士試験合格者	佐	藤	智	之

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 設置状況

政策地域部：先端科学技術研究センター

環境生活部：環境保健研究センター

農林水産部：林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、農業研究センター、生物工学研究所

2 試験研究機関の概要

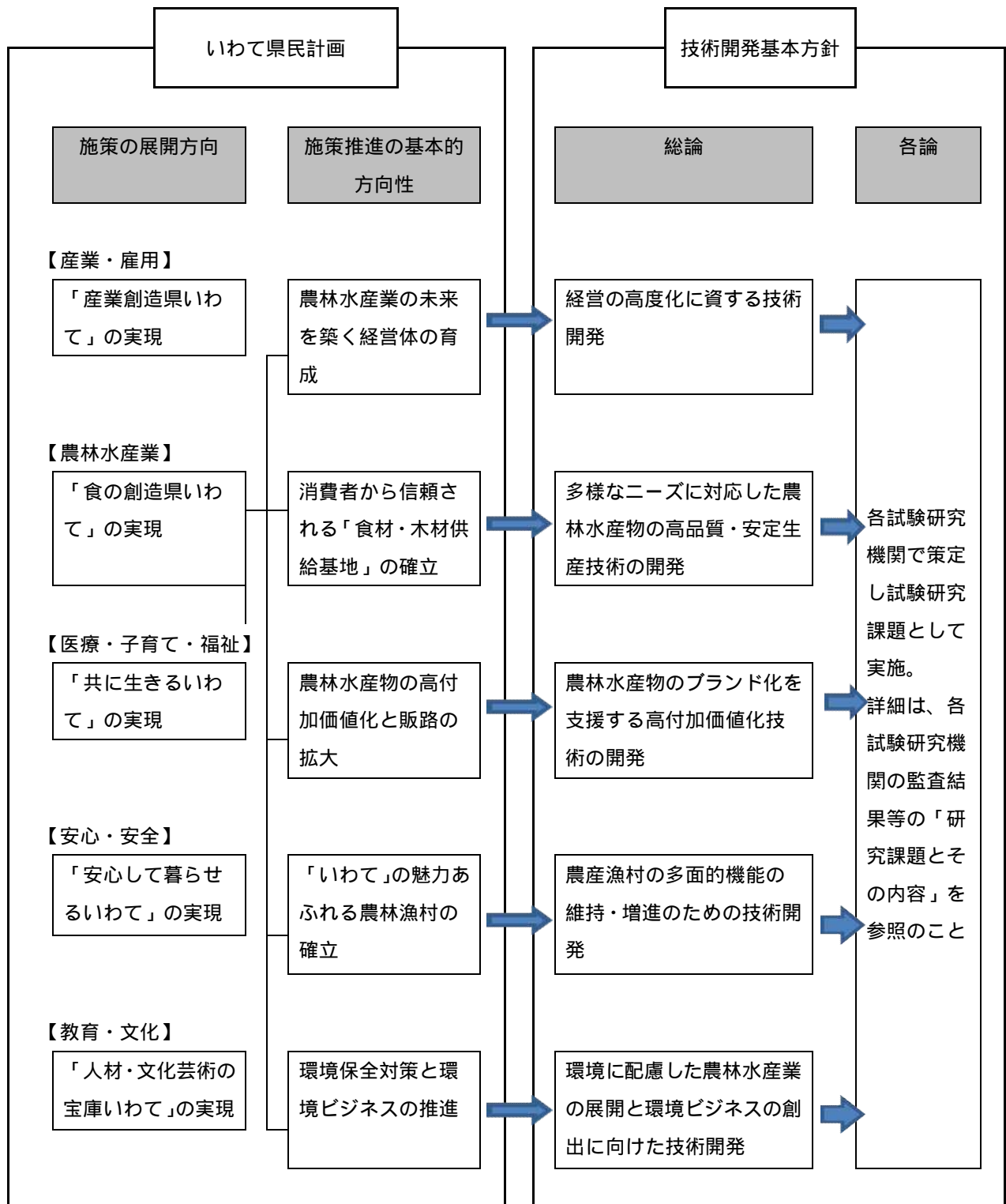
試験研究機関の業務内容、財務状況等の概要については、各試験研究機関の監査結果等の箇所（P9以下参照）に記載している。

3 試験研究機関の沿革と取組み状況

先端科学技術研究センターは、平成25年度まで、商工労働観光部の所管する試験研究機関として運営していたが、復興の象徴となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた活動と ILC を核とした科学技術の振興を推進するため、政策地域部の部内室として科学 ILC 推進室を設置したことを契機に、先端科学技術分野で関連する先端科学技術研究センターを、政策地域部の所管する試験研究機関としている。

また、環境保健研究センターは、平成13年度に保健福祉部が所管する衛生研究所と生活環境部（当時）が所管する公害センターを統合して設置し、平成25年度まで保健福祉部の所管する試験研究機関として、衛生や環境などの試験検査・監視測定業務を行ってきたが、食品衛生業務の所掌が保健福祉部から環境生活部に移管されたことや環境行政の業務比重が高まっていることなどを総合的に勘案して、現在は環境生活部所管の試験研究機関としている。

農林水産分野に関しては、平成21年度から平成30年度までの10年間の計画となる「いわて県民計画」に基づき、農林水産部で農林水産分野の長期的な技術開発の方針として「『農林水産技術立県いわて』技術開発基本方針」（以下「技術開発基本方針」という。）を策定した（平成22年3月）。これを受けて、農林水産部所管の5つの試験研究機関は、個々の機関におけるアクションプランを策定している。「いわて県民計画」と「技術開発基本方針」の関係は次頁のとおりである。



第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

一．複数の試験研究機関に共通の指摘または意見

監査結果の概要（要約）は下表の通りである。

なお、個々の試験研究機関によって監査結果の詳細内容は異なるため、各試験研究機関に対する監査結果の詳細については、それぞれの試験研究機関の項（P9ページ以降）を参照されたい。

項目	内容	関連する試験研究機関
1．試験研究課題の評価等事務	外部評価対象研究課題の選定基準【意見】 研究課題については、事前評価（研究課題開始前の評価、課題として実施すべきか否かの評価）、中間評価（複数年にまたがる研究課題について中間時点で暫定評価）、事後評価（成果評価）が実施される。これらの評価は、各試験研究機関の内部評価を実施したうえで、外部専門家や外部有識者による外部評価を実施することとしているが、全ての研究課題を外部評価の対象としていない場合、外部評価の対象とすべき研究課題の選定方法や選定基準が必ずしも明確ではなかった。	・ 林業技術センター ・ 環境保健研究センター ・ 水産技術センター ・ 生物工学研究所（公益財団法人岩手生物工学研究センター）
2．毒劇物の管理事務	毒劇物の管理方法【意見】 毒劇物の管理方法については、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を参考に、各試験研究機関がそれぞれ、管理ルールを定めて運用している。試験研究機関によって、毒劇物の取扱量、使用頻度等に濃淡があるため、試験研究機関一律のルールではなく、試験研究機関ごとに独自のルールを定めて運用している。一方で、中には諸般の事情によりルールを定めていない、あるいはルールを定めただけで運用はこれからという機関もあった。 このようなことから、毒劇物の管理方法について、各試験	・ 林業技術センター ・ 環境保健研究センター ・ 水産技術センター ・ 内水面水産技術センター ・ 農業研究センター

項目	内容	関連する試験研究機関
	<p>研究機関での管理方法や管理レベルにも差があることが感じられたところであるが、共通して問題意識を感じた点は、数量管理の方法についてであった。</p> <p>毒物については、数量管理は実施しているものの、現物の数量(残重量)と帳簿記録の数量が必ずしも一致しない機関もあれば、そもそも数量管理は本数単位での管理にとどめ、重量管理は実施していない機関も散見された。また、劇物については、使用頻度が高く、数量管理することが実務上煩雑であるとの理由により、必ずしも数量管理を行っていない機関もあった。</p> <p>それぞれの研究機関で、使用実態が異なるため、一律どうすべきであるかを論じることは困難であると考え、個々の研究機関の実情に応じ、管理レベルを決める必要があると考える。</p> <p>ただし、毒物については、少量で致死量に達する危険物であることから、厳正な取り扱いが求められること、盗難や不正使用防止の観点から、数量(残重量)管理を行うことが望ましいと考える。一方、劇物も少量で致死量に達する危険物であることは同様であるが、各研究機関での取り扱う劇物の種類の多寡や使用頻度に応じて、より実務的な管理手法の導入が必要である。例えば、少なくとも使用年月日と使用者の記録は継続記録として残すなど、使用履歴の事後検証可能性を担保する必要はあろうと考える。</p>	
3. 情報管理事務	<p>コンピュータデータの管理【意見】</p> <p>コンピューターサーバーに保管すべき情報を明確に定めていない研究機関や、サーバー内の研究データや研究補助データを定期的にバックアップする等の手続きが行われていない研究機関が散見された。火災等のリスクに備える意味で、定期的にサーバーのデータを記録媒体等にバックアップをとり、サーバー室から物理的に隔離された場所などに保管するなどの情報セキュリティ対策を検討すべきと考える。</p> <p>また、会議等で外部に情報を持ち出す際に個人用のパソコンを使用する場合があるが、外部に情報を持ち出す場合のルール(持ち出す媒体や媒体からのデータの消去方針)が必ずしも明確になっていない研究機関もあった。</p> <p>情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されており、その</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業技術センター ・ 環境保健研究センター ・ 水産技術センター ・ 農業研究センター ・ 生物工学研究所(公益財団法人岩手生物工学研究センター)

項目	内容	関連する試験研究機関
	<p>具体的な対応については情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされているが、情報セキュリティー管理が必ずしも十分とはいえない状況であった。</p>	

二. 個別の試験研究機関に関する事項

林業技術センター

1. 林業技術センターの概要

(1) 設立目的

林業技術センターは、森林及び林業に関する研究、研修等を行い、もって森林資源の充実及び林業の振興に寄与するため、平成5年3月26日条例第19号「林業技術センター条例」に基づき設置されている。

同条例において、センターは、次に掲げる業務を行うこととされている。

- (1) 森林及び林業に関する研究に関すること。
- (2) 森林及び林業に関する研修に関すること。
- (3) 依頼に応じて行う試験、分析及び検定（以下「試験等」という。）に関すること。
- (4) 林木の優良種苗の生産及び配布に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

(2) 所在地

岩手県紫波郡矢巾町大字煙山 第3地割560番地11

(3) 施設の概要

敷地

- ・ 紫波郡矢巾町：14.92ha（建物敷地、試験林、苗畑、きのこ栽培試験林等）
- ・ 奥州市江刺区：61.39ha（採種園、採穂園、防風林等）
- ・ 場外試験地：153ha（四日市（岩手町）試験地、六原（金ヶ崎町）採種穂園等）

主な建物

- ・ 紫波郡矢巾町：
建設：平成5年
管理棟 1,219 m²、研究棟 1,443 m²、研修宿泊棟 858 m²、木材実験棟 1,138 m²等
- ・ 奥州市江刺区：
管理棟、林業展示館 540 m²等

(4) 沿革

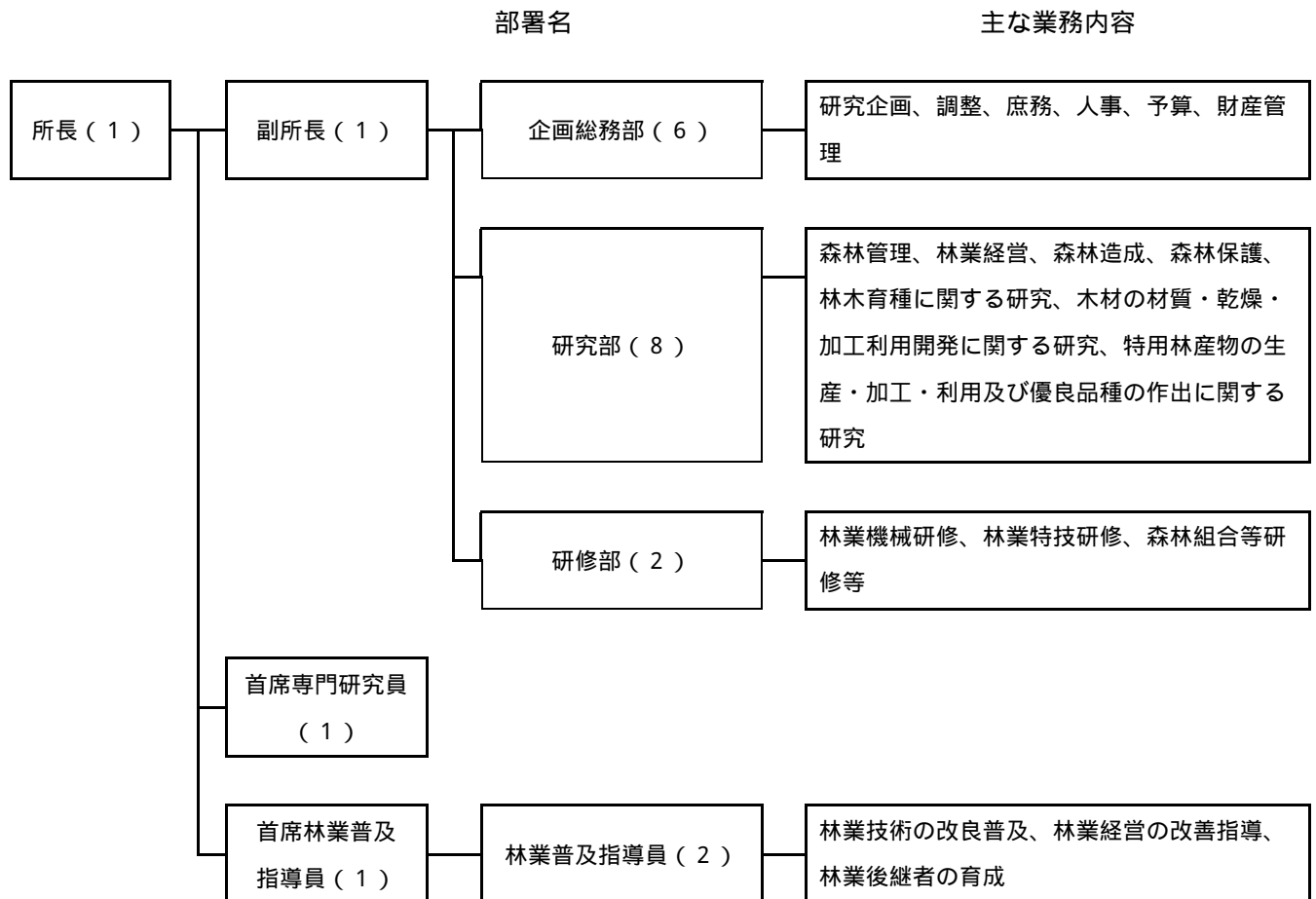
昭和22年 岩手県林業試験場を胆沢郡相去村六原（現：金ヶ崎町）に設置

昭和29年 岩手県林業試験場に岩手県目立技術指導所を併設

昭和37年 岩手県目立技術指導所を廃止し、岩手県製材技術者養成所を設置

- 昭和 3 9 年 岩手県林業試験場及び岩手県製材技術者養成所を岩手郡滝沢村（岩手県立農業試験場隣接地）に移転
- 昭和 4 1 年 岩手県製材技術者養成所を廃止し、岩手県立林業講習所を設置
- 昭和 4 3 年 林業用原種苗畑を廃止し、岩手県林木育種場を江刺市稲瀬に設置
- 平成 5 年 岩手県林業試験場、岩手県立林業講習所及び岩手県林木育種場を統合し、岩手県林業技術センターとして設置（矢巾町煙山）
- 平成 1 1 年 林業専門技術員が県庁木材振興課より林業技術センターへ移る
- 平成 1 6 年 育種緑化部を森林資源部に統合
- 平成 1 7 年 特用林産部と木材部を林産利用部として統合
- 平成 2 0 年 センター組織体制を変更し、企画総務部、研究部、研修部、林業普及指導員（普及班）となる

(5)組織と職員数(平成 25 年 4 月 1 日時点)



(注) 上記組織図の () 内の数は、職員数である。上記職員の外、非常勤職員を 9 名、非常勤職員以外の職員（期限付臨時職員、日々雇用職員）を常時 10 名前後任用している。

(6) 研究課題とその内容(平成 25 年度実施課題)

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
植栽密度を変えた省保育による低コスト育林技術に関する研究	本県の森林環境にあった低コスト施業体系を構築するため、植栽密度を変え、下刈を省略した造林地での初期成長調査を行い、適する植栽密度を推定する。	21-30	
カラマツ高齡林等の施業に対応したシステム収穫表の開発	長伐期施業等に伴う多様な森林施業の指標となる間伐保育のためのシミュレーションとして、カラマツ高齡林等に対応した立木幹材積表、樹幹細り表並びにシステム収穫表を開発する。	21-26	
アカマツ高付加価値化技術の開発	アカマツ材の利用拡大を図るため、通年出荷体制を構築するとともに、低コスト乾燥技術の開発や歩留まりが高い建築部材の開発、アカマツの大量使用を可能にする建築部材の製造技術を開発する。	19-25	
長期優良住宅に対応した地域材活用技術の開発	木造住宅への県産材の利用拡大を図るため、長期優良住宅の認定取得を可能とする建築構造材の強度性能評価等を行うとともに、耐震等級 2 以上の耐力データを整備し、県内工務店等へ提供する。	22-25	
針葉樹大断面製材の乾燥技術の開発	長伐期化に伴う針葉樹大断面の需要増に対応するため、針葉樹大径材製材品の断面寸法別の乾燥時間を評価し、樹種別乾燥スケジュール及び天然乾燥と人工乾燥を併用した乾燥コスト低減技術を開発する。	24-26	
乾シイタケ生産量安定化技術の開発	寒冷な気候のもとでも安定的な収量が見込まれる被覆資材を活用した栽培技術により、仮伏せ、本伏せ期間中の最適管理方法を確立する。 「林内放射性物質モニタリング調査事業」を実施する。	23-25	
ウルシ樹液異常漏出原因の解明と防除技術の開発	漆液の産出量の減少等を招く樹液異常漏出被害の発生原因等を解明するため、発生環境の解明及び被害木の掘取り、解剖調査、病原菌の分離と接種試験等を行うとともに、薬剤処理等による防除試験を実施し、被害防除技術を開発する。	22-25	
広葉樹被害の実態把握と防除技術の開発	被害が顕在化しつつあるカイガラムシ類による広葉樹被害や宮城・秋田県で確認されたナラ枯れ被害への対応のため、カイガラムシ被害の動態及び防除適期の把握のための生活史の解明、被害木に対する樹幹注入などの防除技術の検証及び発生予察調査によるナラ枯れ被害の監視を行う。	23-25	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
防潮林再生緊急 調査事業	東日本大震災で被災した防潮林を再生するため、 松くい虫抵抗性マツをはじめとする樹種の現地適 応性を検証するとともに、松くい虫抵抗性アカマ ツ種苗について、抵抗性の向上と増産のための技 術を開発する。	24-28	
マツノザイセン チュウ抵抗性品種 の開発	松くい虫被害から貴重なアカマツ資源を守るため、 マツノザイセンチュウ抵抗性候補木の選抜と候補 木間の人工交配を行い、その実生苗への接種した 後の生存率(抵抗性)を評価して採種園を造成し、 松くい虫に高い抵抗性を持つアカマツ品種を開発 する。	5-30	
スギ花粉等多様な 形質の家系評価 と検定技術の開発	経営目標や本県の環境に適した成長量、樹幹通直 性及び材質に優れた優良品種及び花粉の少ないス ギ品種を開発するため、スギ精英樹や人工交配家 系による次代検定林の成長、形質、各種抵抗性等 の特性を調査する。	12-30	
カラマツ優良種苗 の安定生産に向け た技術体系化	カラマツ種子の需要増に対応するため、着花促進 と樹勢回復などの種子増産技術を開発するととも に、種子の品質向上のための施肥方法等の検討、 優良品種の育種とさし木増殖及び優良種苗の安定 的かつ効率的な生産技術を開発する。	24-30	

(注1) 研究年度は平成25年度時点での年度である。

(注2) 平成25年度の外部評価では、上記の3課題のほかに平成26年度新規課題2課題を
実施している。

(7)収支の推移

収入

(単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	摘要
使用料手数料収入	499,709	2,409,452	1,144,218	電柱使用料、木材試験等手 数料等
財産貸付収入	0	153,000	153,000	自販機敷地料
生産物売払収入	2,452,701	2,541,207	1,715,771	種子・苗木等の売払い
受託事業収入	2,072,000	1,544,000	1,843,500	試験研究受託事業費
雑入	501,044	421,873	366,308	研修宿泊棟光熱水費、公衆 電話料金
計	5,525,454	7,069,532	5,222,797	

支出

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
共済費	2,571,407	2,434,078	2,608,399	2,442,234	2,848,000	2,609,721
賃金	13,675,155	13,374,959	15,089,910	14,899,495	16,967,763	16,674,347
報償費	2,037,987	2,036,787	1,808,225	1,807,425	1,573,300	1,571,850
旅費	6,421,948	5,807,880	6,888,669	6,786,868	6,569,472	6,467,145
需用費	40,127,087	38,537,659	32,369,174	31,139,163	30,458,815	28,649,434
役務費	2,413,392	2,129,573	2,013,710	1,859,228	1,922,971	1,822,482
委託料	35,355,422	34,835,041	44,383,000	43,968,175	39,714,000	39,416,191
使用料賃借料	2,110,577	2,025,365	2,363,142	2,104,547	1,852,880	1,681,155
工事請負費	0	0	0	0	4,503,000	661,500
原材料費	1,624,121	1,620,057	1,577,373	1,575,338	1,306,860	1,305,644
備品費	25,103,462	22,871,263	1,562,958	1,521,395	1,208,000	1,033,475
負担金補助金	102,000	101,200	133,000	95,200	143,000	132,000
公課費	180,200	180,100	124,600	124,400	164,600	164,400
計	131,722,758	125,953,962	110,922,160	108,323,468	109,232,661	102,189,344
(上記の内訳)						
管理運営費	63,084,875	58,920,612	30,158,247	28,674,889	36,493,696	34,673,438
試験研究費(研究に直接要した経費)	21,514,422	19,910,259	33,425,000	32,310,402	26,365,000	25,273,922
林業振興指導費	47,123,461	47,123,091	47,338,913	47,338,177	41,870,965	41,580,484
災害復旧事業費	-	-	-	-	4,503,000	661,500

林業振興指導費は、県の農林水産部林業振興課及び森林整備課の事務事業のうち、林業技術センターの執行分である。

なお、上記支出には、人件費(職員、非常勤職員に係る人件費)は含まれていない。林業技術センターに係る人件費支出は次頁のとおりである。

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	194,940,125	193,718,120	185,905,753	184,796,458	174,120,304	174,013,992
報酬	6,688,000	6,671,240	6,638,000	6,632,850	6,561,000	6,550,242

2. 監査結果及び意見

(1) 試験研究課題の評価等事務

外部評価対象研究課題の選定方法について

試験研究課題の評価方法の概要

県では、「いわて県民計画（希望郷いわて）」（平成 21 年 12 月策定）及び「農林水産技術立県いわて技術開発基本方針」（平成 22 年 3 月策定）で、農林水産技術開発の基本方針を定めている。

林業技術センターでは、当該基本方針を受けて、林業技術センターにおける研究開発を円滑に推進するために、「林業研究開発調整要領」に基づき、現場のニーズを反映した「林業研究開発実施計画（5 カ年計画）」を策定し、当該実施期間における研究開発課題ごとの 5 カ年計画（目的と実施内容と実施期間）を設定している。

個々の研究開発課題は、単年度ごとにいわゆる P D C A（計画 実行 評価 次年度計画への反映）が実施されている。

研究開発課題の評価等に係る年間のスケジュールと実施内容は以下のとおりである。

	新規課題	継続課題	終了課題
4 月	試験研究計画検討会議（注 1）		
5 月			
6 月			
7 月	関係団体等と意見交換会（注 2）	関係団体等へ要望等照会（注 2）	
8 月			
9 月	内部検討		
10 月		研究開発企画委員会（注 3）	
11 月		研究開発調整会議（注 3）	
12 月	次年度計画策定		内部評価（注 4）
1 月			
2 月	外部評価（注 5）		
3 月			事後評価（注 6）

（注 1）年度当初に、当年度に実施する研究課題の試験研究計画について検討する会議。

（注 2）次年度研究課題について、関係団体等へ要望等を照会し、意見交換を実施する。

（注 3）次年度研究課題の計画策定のための会議。

（注 4）当年度の研究課題について、林業技術センター内部者による評価を実施する。

（注 5）外部有識者（学識経験者及び林業関係者等）による外部評価を実施する。

（注 6）主として当年度に完了する研究課題について総括評価を実施する。

内部評価は、林業技術センターの研究管理担当者 6 名により、3 段階評価で評価される。6 名の評価結果を踏まえて総合評価を実施する。総合評価も同様に 3 段階評価となっている。総合評価の際は、3 段階評価のみならず、関係者のニーズを踏まえて総合的に判断される。

なお、それぞれの段階の意味は以下のとおりである。

評価 3：十分な成果が期待でき優先的に取り組む必要がある。

評価 2：一定の成果が期待でき継続して取り組む必要がある。

評価 1：今後の見通し等に問題があり、変更・廃止を含めた計画を見直す必要がある。

外部評価も、評価者が外部有識者であるほかは、上記内部評価の評価方法と同様の方法で評価される。

現状の問題点(意見)

内部評価については、平成 25 年度の研究課題 12 課題すべてについて実施している。一方、外部評価は、12 課題のうち 5 課題に絞って実施されている。

5 課題の選定方法としては、国の施策に関連する課題 1 課題、東日本大震災津波（以下、震災）に関連する研究課題 2 課題、平成 26 年度からの新規課題 2 課題を選定したとしているが、一方で、外部評価者が遠方から来る場合に配慮し午後の半日のみを利用して実施する外部評価については、時間的制約もあり 5 課題が適当であるとのことから、5 課題に絞っているという経緯もあるとのことである。

この点「岩手県林業技術センター機関評価及び試験研究評価実施要領」には、外部評価の対象とすべき研究課題について明文の規定はない。従って、上記の 5 つの課題に絞ったことが必ずしも不合理であるとは言えないが、客観的な選定ができるよう、少なくとも当該実施要領に外部評価の対象とすべき研究課題の選定基準を明記し、該当する研究課題については漏れなく外部評価の対象とすべきである。

なお、この点に関して、平成 25 年度に内部評価を実施している 12 課題のうち 3 課題については、当初から平成 25 年度で終了する計画であり、一定の成果を収めたことから、予定通り平成 25 年度に終了している。2 課題については、当初の計画が平成 25 年度で終了予定であったが、研究課題のテーマが震災による放射能汚染に関連するテーマであり、国の事業でもあることから継続研究を要するため延長しているものと当初の研究テーマに関連する新たな研究テーマの拡充により延長しているものである。

残る 7 課題については、当初の計画が平成 26 年度以降も継続となっており、内部評価の結果も継続すべきとの判断となっている。しかしながら、上述のとおり内部評価は 6 名の者によって行われるが、このうち 1 課題について、内部評価者 6 名のうち評点 2 の者が 3 名、評点 1 の者が 3 名と継続主張者と見直し主張者が同数であったが、内部協議の結果、総合評点は 2 となり、継続（最終的に本課題は平成 25 年度で終了。）することとなっている課題があった。

このような内部評価で意見が割れた研究課題について、あらためて外部有識者の評価を仰ぐこととする等、必要に応じて外部評価の対象とすべき研究課題の要件を充実することにより、より広く外部評価を受けることで、外部有識者等の建設的な意見を取り入れる機会を増やすこ

とも検討すべきと考える。

解決の方向性

外部評価を実施すべき研究課題の要件を「岩手県林業技術センター機関評価及び試験研究評価実施要領」に明記する。

(2) 契約事務

委託先選定方法について

委託契約方法の概要

岩手県会計規則には契約の方法として一般競争入札、指名競争入札、随意契約に関する規定があるが、一般競争入札が原則的な契約方法とされ、指名競争入札や随意契約は一般競争入札が不利である場合等の例外として位置付けられている。

一般競争入札は適切な運用により極めて公平かつ透明な契約方法であり、下記地方自治法に規定される「最小の経費」を達成するために有効な手段となる。

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

よって、委託契約においても上記と同様、一般競争入札が原則的に採用されることとなる。

現状の問題点(意見)

「平成25年度林業技術センター樹木園及び敷地管理業務委託」の契約方法が指名競争入札となっている。その理由は「樹木園及び敷地内の除草、芝刈りの他、松の剪定等の樹木管理に係る業務を確実に執行し、不誠実な者の参加を防止するため」としており、「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」の希望業務で造園を登録している業者のうち、住所が矢巾町である業者4社を指名業者としている。

この点、「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」への登録を一般競争入札の参加条件とすることにより、確実な業務執行や、林業技術センターが指名競争入札としている理由の「不誠実な者の参加を防止する」ことも一定程度担保できると考えられることから、「不誠実な者の参加を防止する」ことを理由に、委託先の選定方法を指名競争入札とすることが合理的であるかが疑問である。

地方自治法に規定する「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを考慮すれば、当業務において指名競争入札を採用し、入札参加者を矢巾町に住所のある4業者に限定することが合理的といえるかが疑問である。

解決の方向性

入札方法として一般競争入札を採用する。

(3) 公有財産等の管理事務

研修宿泊施設の稼働状況について

研修宿泊施設の概要

林業技術センターでは岩手の林業を支える担い手の確保、基幹的な林業技術者の養成、新しい林業技術の定着、県民一般の緑化意識の高揚等を目的として、林業技術センターの研修施設を利用して体系的な研修を実施している。また、研修施設は県内の林業関連団体による研修の場としても利用されている。

研修を実施するに当たっては、必要に応じ、林業技術センターが保有する宿泊施設の利用も可能となっている。当該宿泊施設は平成 5 年に建設されたものであり、宿泊用の部屋数は 15 部屋、各部屋とも 2 人までの利用が可能となっている。

現状の問題点(意見)

平成 25 年度の研修生宿泊人数はのべ 383 人であり、利用が平日のみと仮定した場合の理論的な年間の最大利用可能人数 4,470 人日(30 人×149 日(平成 25 年 4 月から平成 25 年 12 月までの金、土、日曜日、祝祭日、年末等を除く宿泊可能日))に対する割合は 8.56%と、稼働率が低い状況となっている。宿泊のあった月は 5 月から 10 月の 6 ヶ月間であり、11 月から 4 月までは季節的な要因もあり宿泊者はゼロとなっている。また、宿泊人数が 100 日を越えた月とその人数は 7 月の 175 人のみとなっている。

この点、林業技術センターにて実施される研修は森林計画制度や保安林等許認可事務等の基礎的な知識を習得するための「市町村林務職員等初任者研修」といった管理棟の研修室を利用する研修の他、林業機械研修・林業特技研修といった主に屋外で実地研修を行うものも多いため、林業技術センターが所在する地域では冬季の降雪量が多いため、冬場は屋外での研修の実施が難しい。そのため、研修はほぼ春から秋に掛けて実施されており、これに伴い宿泊施設も春から秋にかけて利用されているとのことであり、稼働率の向上が難しいことは理解できる。

しかしながら、林業関係という限定された分野ではあるが、県民のための県有施設として、低稼働率である現況が許容されるのかが疑問である。

解決の方向性

稼働率の向上が困難である現況においては、近い将来老朽化に伴う維持修繕費用の増加等宿泊施設を維持するためのコストが上昇局面に転じる際には、宿泊施設を運営し続けることの効果と県費の支出を継続することとの比較考量により、宿泊施設の存在意義について改めて検討する必要があると考える。

(4) 毒劇物の管理事務

管理簿の整備について

毒劇物の管理の概要

林業技術センターにおける研究業務の中には化学物質を利用するものがあり、化学物質の管理及び取扱いに関しては「林業技術センター化学物質管理及び取扱要領」にて以下のとおり規定されている。

(全般的な遵守事項)

第8条 化学物質を取扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

化学物質を取扱う者は、当該化学物質の性質、毒性、中毒の症状、及び解毒の方法等を把握するとともに、その管理状況及び管理体制に十分注意を払わなければならない。

なお、林業技術センターに保管されている化学物質の中には「毒物及び劇物取締法」の第2条に規定される劇物等に該当するものもあり、より厳重な管理が求められる。

現状の問題点(意見)

保管されている薬品についての状況を調査した一覧資料は作成されているが、化学物質ごとの受払い記録がなされておらず、薬品の利用状況、保存状態、残量が網羅的に把握されていない。毒物・劇物に該当する化学物質の中には、研究のため頻繁に使用するものもあり、払い出しの都度管理簿に記録する事務が煩雑であるとのことであるが、取り扱いを誤ると非常に危険な毒物・劇物に該当する化学物質も含まれており、盗難や不正使用を防止する観点からも、使用の都度管理簿による受払い記録、残高の管理を行い、定期的に実地棚卸を実施する必要があると考える。

また、現在は使用されていない又は利用頻度が少ないものの、今後の使用又は処分方針が定まっていない化学物質が存在する。

解決の方向性

受払い簿を作成して適切に運用し、化学物質の使用状況、保存状態、残量等を把握する。

また、現在使用されていない又は利用頻度が少ない化学物質について、今後の使用、処分の方針を決定する。

なお、今回の包括外部監査を行った時点では受払い簿の作成に着手している状況であったため、今後はその適切な運用が求められる。

(5)情報管理事務

外付けハードディスク(以下HD)の管理について

コンピューターセキュリティー管理の概要

林業技術センターでは、日常業務において情報共有すべきデータや、担当者間でやり取りが必要なデータを管理棟にあるサーバーに保存している。また管理棟から二十数メートルの渡り廊下でつながっている物理的に隔離された研究棟内に上記データのバックアップをとっており、万一火災等が発生した場合でも、コンピューターセキュリティーの観点では同時に両方のデータに支障が生ずる可能性を低減している。また、研究に係る情報は重要な情報であるため、アクセス権限を設定し、研究に係るデータへのアクセスは研究担当者と企画総務部門の担当者に限定している。

一方、過去から受け継がれている研究報告や研究成果に関する一連の資料は、容量が膨大であるため、サーバーには保存せずに外付けHDに保存しており、必要ある都度当該HDにアクセスして必要な情報を利用している。

情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されている。その具体的な対応については、情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされている。

現状の問題点(意見)

外付けH Dは、林業技術センター施設内に保管されている。使用している日中はパソコンに接続しているが、業務終了し使用していないときにも、特設施錠できるキャビネット等に保管することなく、むき出しの状態では保管されているとのことであった。

上述したとおり、外付けH Dには過去から蓄積されている研究関連データが保存されており、研究内容は公表されているものの、研究報告の背景となったデータやその他関連する重要なデータが保存されている。外付けH Dは比較的容易に持ち運ぶことが可能であり、盗難等のリスクに備える意味で、日常業務に支障のない限り、業務終了後は施錠できるキャビネット等に保管する等のセキュリティー対策を検討すべきと考える。

また、火災等のリスクに備える意味で、定期的に記録媒体にバックアップをとり、外付けH Dを保管する部屋から物理的に隔離された場所に保管する等のセキュリティー対策もあわせて検討すべきと考える。

解決の方向性

外付けH Dは、日常業務に支障のない限り、業務終了後は施錠できるキャビネット等に保管する。

また、定期的に記録媒体にバックアップをとり、外付けH Dを保管する部屋から物理的に隔離された場所に保管する等のセキュリティー対策もあわせて検討する。

環境保健研究センター

1. 環境保健研究センターの概要

(1) 設立目的

環境保健研究センターは、県民の健康といわての環境を守るため、健康・環境に関する科学的・技術的拠点として、「岩手県知事部局行政組織規則」（平成 13 年 3 月 30 日規則第 46 号）に基づき設置されている。

環境保健研究センターは次の業務に取り組んでいる。

- (1) 県民の健康や環境に被害のおそれがある場合の対応
- (2) 健康と環境を守るための試験検査・監視測定
- (3) 行政の課題に対応した調査研究
- (4) 技術支援・情報発信・研修指導

(2) 所在地

岩手県盛岡市北飯岡 1 丁目 11 番 16 号

(3) 施設の概要

建設：平成 13 年 3 月 31 日

敷地：21,743 m²

建物（本館）：鉄筋コンクリート造 3 階建 5,697 m²

建物（附属棟）：鉄骨造平屋建 312 m²

(4) 沿革

大正 1 2 年 岩手県警察部衛生課所属の岩手県細菌検査所を新設

昭和 2 年 化学試験室を併設

昭和 2 3 年 岩手県衛生研究所設置条例をもって岩手県衛生研究所となり、庶務部、細菌検査部、化学試験部、食品衛生部の新体制で発足

昭和 2 7 年 庁舎を盛岡市加賀野小路に移転

昭和 4 4 年 庁舎を盛岡市内丸に移転

昭和 4 6 年 衛生研究所に環境衛生部を新設 岩手県公害センターを新設

昭和 4 7 年 庁舎増築工事竣工

昭和 4 9 年 公害センターが管理係、大気科、水質科の体制となる

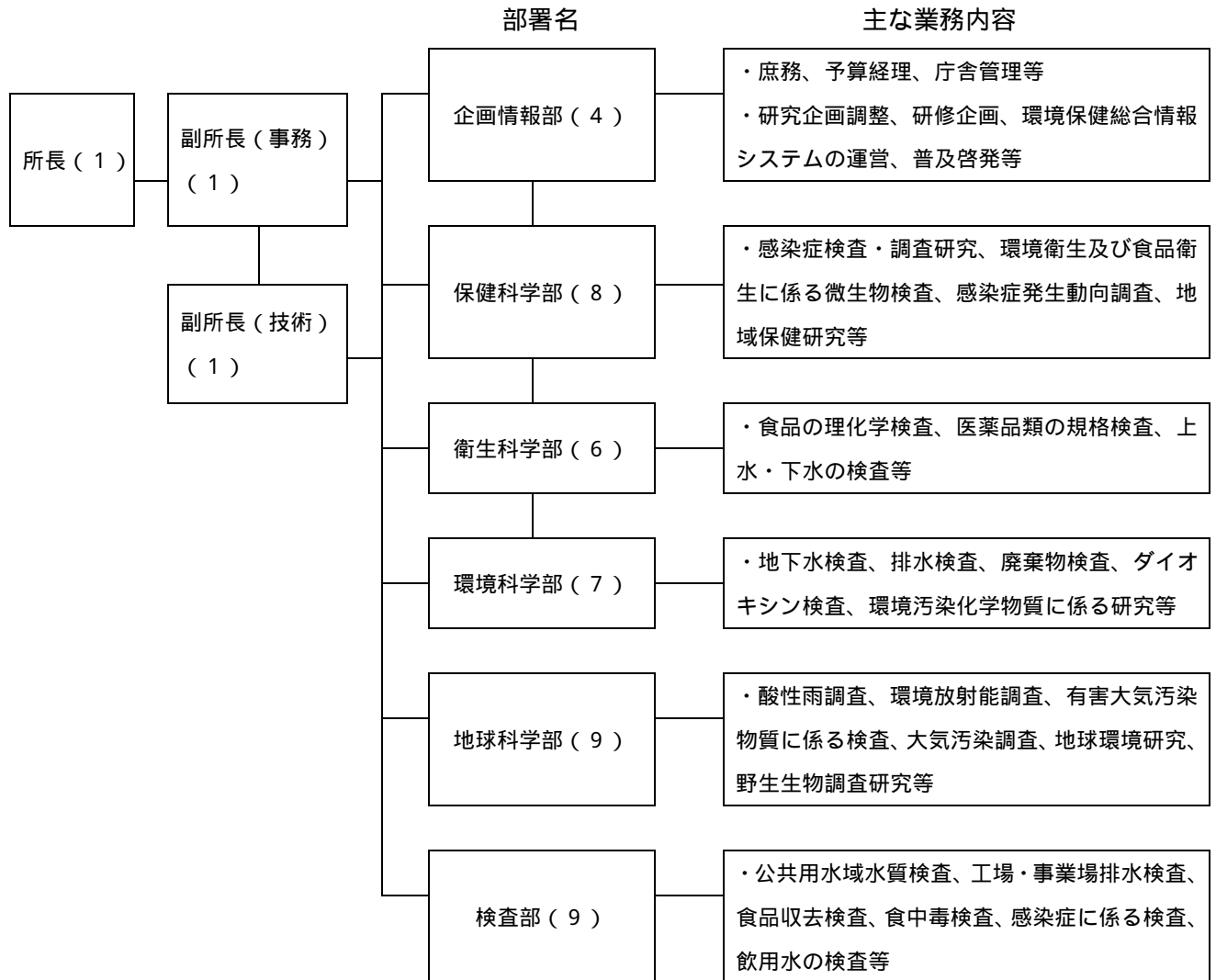
昭和 5 6 年 衛生研究所の細菌検査部を微生物部に部名を変更

平成 1 3 年 盛岡市飯岡新田に現庁舎竣工、移転。岩手県衛生研究所と岩手県公害センターを統合し、岩手県環境保健研究センターを設置

平成 1 7 年 盛岡保健所、一関保健所、宮古保健所及び二戸保健所の検査室を統合し、「検査部」

を設置

(5)組織と職員数(平成25年4月1日時点)



(注)上記組織図の()内の数は、職員数である。上記職員の外、非常勤職員を6名、非常勤職員以外の職員(日々雇用職員等)を常時13名前後任用している。

(6)研究課題とその内容

研究課題	内容	研究年度	外部評価対象課題
ノロウイルス検出感度向上に関する研究	食品中のNV検出において、核酸抽出工程を改良し、NVの検出感度の向上を図ることを目的とする。	25-26	
腸管出血性大腸菌による健康被害発生時における疫学的解	EHEC感染症由来株等についてPFGE法とMLVA法を比較し、MLVA法の有効性を検討し、併せて得られた分子疫学指標をデータベース化する。	24-25	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
析手法の検討に関する研究			
病原微生物の分子疫学マーカーのデータベース化に関する研究	臨床検査機関と連携し病原微生物の疫学マーカーのデータベース化を実施する。	24-25	
マダニ媒介性感染症に関する基礎研究	PCR法による病原体検出法確立による当センターの検査機能強化とダニ・野生動物を対象に病原体保有調査を実施し、マダニ媒介性感染症に関する潜在的リスク等の情報提供を積極的に行い、県民の健康を守ることを目的とする。	25-26	
ウイルス媒介性節足動物の生息に関する研究	岩手県内における同蚊の生息分布状況を明らかにするとともに、年平均気温等の生息条件を検討することにより、節足動物媒介性ウイルス疾患の予防対策及び地球温暖化防止対策に資することを目的とする。	25-26	
磁性炭化物の開発および環境浄化技術に関する研究	磁性を有する炭化物の製造技術を開発し、固液分離を磁場で行い、水道水源等の水質浄化（農薬、ヒ素を含む重金属等）の環境対策をはかることを目的とする。	22-25	
粒径別大気粒子状物質の環境リスク評価と大気環境情報の可視化に関する研究	県内各所、特に沿岸被災地におけるPM2.5をはじめとした大気中粒子状物質の、特に粒径別の濃度とその成分の特定、更に放射性物質の濃度を測定し、地域規模、生活環境において県民に与える影響（健康リスク）を可視化し、情報発信することを目的とする。	24-26	
酸性雨による環境影響の総合的評価	酸性雨に影響をおよぼす乾性沈着物調査(ガス状酸性化成分)及び既存の酸性雨や酸性雪データの解析を行うことにより、本県の降水の酸性化現象による環境影響の総合的評価に資することを目的とする。	25-26	
食品中有害化学物質検査の精度管理体制の強化及び検証	精度管理方法（バリデーション）の再構築及び管理体制の検証を行い、さらに食品検査の信頼性確保を充実させることを目的とする。	25-27	
腸管出血性大腸菌（EHEC）の検査法に関する研究	岩手県で発生した「選択分離培地のない血清型の菌検査」等を対象として、菌株毎に種々の培地を用いて培養しデータを集積する。集積したデータをもとに、血清型毎に使用する選択分離培地を見い出す。 将来的には、当所における腸管出血性大腸菌全般の検査マニュアルの構築の一助とする。	25-27	
有機フッ素化合物に	EPA；環境中のPFOS類分析法検討	23-25	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
係る日中韓汚染状況比較及び生体影響解明等に関する研究	京都大学、大連理工大学；（PFOS 類処理技術開発） 岩手大学、釜慶大学；（PFOS 類人生体影響）		
PPCPs （Pharmaceutical and Personal Care Products）等 化学物質県内環境 実態調査	環境省では PPCPs の特性に配慮した環境リスク評価（水環境中の放出量、有害性等）の必要性を示していることから、県内河川等における PPCPs の実態調査を実施する。	25-26	
LCMS/MS による DNA アダクトームの解析	低用量域暴露による DNA 付加体の形成に始まる DNA 損傷の誘発の有無とそれが突然変異や染色体異常に発展するか否かを in vivo と in vitro の両面で検討することで、遺伝毒性の閾値の有無の解明と低用暴露の影響に係る試験法の確立を目指す。	25-26	
希少植物の種の保存 および地域資源としての活用に関する研究	岩手県において絶滅の危険性が高まっている植物を対象に「種の保存」を進める増殖技術の開発を検討する。特に本県の歴史や、文化・産業に深い関わりを持つ植物を対象にする。	24-28	
イヌワシ個体群の生態的特性および遺伝的構造に関する研究	絶滅可能性の推定に不可欠な個体群としての特性の把握に重点を置き、送信機装着個体の追跡調査や、羽根、卵殻、ペレット等のサンプルによる遺伝子解析を通して、移動分散や遺伝的多様性に関する知見を収集する。	23-27	
ヘア・トラップ法によるツキノワグマの生息動向と個体数推定法の開発	ヘア・トラップ調査のモデル地域を設定し、個体群のトレンドを把握すること及び継続したヘア・トラップ調査の結果を組み入れる統計シミュレーションモデルを試行し、岩手版の生息動向と個体数推定法を確立することを目的とする。	24-28	
里山における半自然草原の生物多様性保全に関する研究	里地里山の茅場や採草地など半自然草原における植物群落の立地環境や群落特性、成立機構を明らかにするとともに、市民活動・研究活動を通じた行政機関への提案や、民間団体・地域住民が保全活動を展開できるよう、研究成果の情報提供など保全活動の支援を行うことにより、その保全を図り、もって生物多様性の保全に資することを目的とする。	23-27	

(7)収支の推移

収入

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
使用料手数料収入	125,580	305,245	284,004	行政財産使用料、自販機電気料
財産収入	5,513	-	-	冊子処分
雑入	5,077,000	2,093,070	1,515,000	共同研究、NHK 過誤払返納金、原稿執筆料
計	5,208,093	2,398,315	1,799,004	

支出

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
共済費	1,454,192	1,410,415	1,410,210	1,397,161	1,597,480	1,535,816
賃金	9,441,000	9,157,383	8,753,000	8,594,208	9,661,000	9,632,110
報償費	1,051,000	944,550	1,194,000	1,107,108	1,098,000	1,001,337
旅費	6,541,000	6,432,008	6,286,000	6,021,117	4,786,000	4,197,862
需用費	53,775,000	46,554,939	44,113,000	43,876,863	39,311,000	39,275,301
役務費	1,910,000	1,766,428	1,900,000	1,821,476	1,603,810	1,453,767
委託料	40,934,610	40,924,002	40,707,610	40,562,085	38,803,000	38,799,459
使用料賃借料	8,560,000	8,459,559	8,568,000	8,528,300	8,484,000	8,432,270
工事請負費	-	-	-	-	-	-
原材料費	-	-	-	-	-	-
備品費	123,765,000	122,179,470	-	-	768,000	767,760
負担金補助金	544,000	528,337	521,000	461,355	722,000	494,535
公課費	69,000	69,000	70,000	69,400	60,000	59,700
計	248,044,802	238,426,091	113,522,820	112,439,073	106,894,290	105,649,917
(上記の内訳)						
管理運営費	228,991,802	219,669,728	98,514,820	97,899,435	93,282,290	92,955,666
試験研究費(研究に直接要した経費)	19,053,000	18,756,363	15,008,000	14,539,638	13,612,000	12,694,251

環境保健研究センターは、他の試験研究機関と異なり、保健所からの検査依頼や県の施策に基づく検査業務が主たる業務となっている。検査業務に係る経費は県庁各課の予算決算額に含まれているため集計することはできないが、上表の支出の内訳に記載のとおり、全経費に占める試験研究に係る経費の額からも検査業務に係る経費が多いことが推測でき、特徴である。

なお、上記支出には、人件費（職員、非常勤職員に係る人件費）は含まれていない。環境保健研究センターに係る人件費支出は以下のとおりである。

（単位：円）

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	386,557,000	383,213,729	370,193,000	366,713,993	356,039,000	354,557,924
報酬	19,455,000	17,841,780	18,474,000	17,918,416	13,404,000	12,959,313

2. 監査結果及び意見

(1) 試験研究課題の評価等事務

外部評価対象研究課題の選定方法について

試験研究課題の評価方法の概要

環境保健研究センターでは、「いわて県民計画（希望郷いわて）」（平成21年12月策定）における「共にいきるいわて」、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」及び「環境王国いわて」の実現を支援するために、「岩手県環境保健研究センター研究推進要領」（以下推進要領）に基づき、研究課題を選定・実行している。

個々の研究課題は、単年度ごとにいわゆるPDCA（計画 実行 評価 次年度計画への反映）が実施されているほか、研究期間に応じたPDCAも行われている。

研究課題の選定・評価に係る年間のスケジュールと実施内容はのとおりである。

	(1) 全国団体との連携等	(2) 技術開発・継承	(3) 公 募	(4) 関係課との協議
随時	共同研究参加申込み (センター決裁)	課題の洗い出し		
6月			通知・HPによる公募 (関係機関・市町村・県民)	関係課との打ち合わせ
7月			対応方針林策付	
8月	新規研究計画書作成	新規研究計画書作成	新規研究計画書作成	新規研究計画書作成
9月	所長ヒアリング	所長ヒアリング	所長ヒアリング	所長ヒアリング
10月	外部委員による事前評価 (重点研究)	外部委員による事前評価 (重点研究)	外部委員による事前評価 (重点研究)	外部委員による事前評価 (重点研究)
11月	予算要求	予算要求	予算要求	予算要求
5月	試験研究の実施 研究計画の見直し	試験研究の実施 研究計画の見直し	試験研究の実施 研究計画の見直し	試験研究の実施 研究計画の見直し

	(1) 全国団体との連携等	(2) 技術開発・継承	(3) 公 募	(4) 関係課との協議
随時	学会等による成果発表	学会等による成果発表	学会等による成果発表	学会等による成果発表
	↓	↓	↓	↓
10月	外部委員による事後評価 (重点研究)	外部委員による事後評価 (重点研究)	外部委員による事後評価 (重点研究)	外部委員による事後評価 (重点研究)
	↓	↓	↓	↓
12月	センター年報掲載	センター年報掲載	センター年報掲載	センター年報掲載

内部評価（所長ヒアリング）は、推進要領に基づき、新規及び継続課題の担当者が、次年度の研究課題候補について所長、副所長（2名）に対しプレゼンを実施し、3名が5段階評価（A～E）で評価した結果を踏まえ、合議により研究の実施の可否について所長が総合判定（～）を行っている。

なお、それぞれの評点の意味は以下のとおりである。

< 所長・副所長の総合評価 >

	事前評価 (3段階評価)	中間評価 (4段階評価)	事後評価 (5段階評価)
評価A	重要な課題であり、優先的に取り組む必要がある	順調に進行しており問題なし	研究成果は目標を十分達成した
評価B	有用な課題であり、早期に取り組む必要がある	有用な課題であり、早期に取り組む必要がある	研究成果は目標をほぼ達成した
評価C	解決すべき問題等があり、今後の検討を必要とする	研究手法等研究計画を大幅に見直す必要がある	研究成果は目標をかなり下回った
評価D		研究を中止すべきである	研究成果は目標を大幅に下回った
評価E			研究成果がなかった

< 所長の総合判定 >

	事前評価 (3 段階評価)	中間評価 (4 段階評価)	事後評価 (5 段階評価)
判定	研究計画のとおり実施	研究計画のとおり実施	研究成果は目標を十分達成した
判定	一部見直しの上実施	一部見直しの上実施	研究成果は目標をほぼ達成した
判定	今後検討	研究を一時中断する	研究成果は目標をかなり下回った
判定	実施しない	研究を中止・廃止にする	研究成果は目標を大幅に下回った
判定			研究成果がなかった

外部評価は、「岩手環境保健研究センター機関評価及び研究評価実施要領」（以下評価実施要領）に基づき実施されるが、評価者が外部有識者 6 名であるほかは、上記内部評価の評価方法と同様の方法で実施される。

現状の問題点(意見)

内部評価については、平成 25 年度の研究課題 17 課題すべてについて実施している。一方、平成 25 年度に外部評価対象とした研究課題は 3 課題であった。

3 課題の選定方法としては、平成 25 年度からの新規課題 2 課題と平成 24 年度に終了した課題 1 課題を選定しているが、一方、評価実施要領第 7 条に以下の記述があり、原則として、全ての研究課題を外部評価の対象とすることとなっている。

第 7 条 この要領に基づく研究課題評価の対象は、原則としてセンターが主体的に実施する研究課題全てとする。ただし、外部からの委託研究など研究計画にセンターの意向を反映できない研究や短期間で取り組む基礎研究は除くものとする。

環境保健研究センターの説明によると、平成 25 年度に実施した 17 課題のうち、外部評価の対象となっているのは 7 課題であり、平成 25 年度は中間評価対象がなかったため、このうち新規の 2 課題と終了した 1 課題が評価対象課題になっているとのことであった。また、外部評価の対象とならない 10 課題については、第 7 条ただし書に記載の「短期間で取り組む基礎研究」に該当するため外部評価の対象としていないとのことであった。

しかしながら、「1(6) 研究課題とその内容」に記載の研究課題のうち、「食品中有害化学物質検査の精度管理体制の強化及び検証」や「腸管出血性大腸菌(EHEC)の検査法に関する研究」は、外部評価の対象となっていないが、研究期間が 3 年であり、「基礎研究」には該当することではあるが、推進実施要領第 4 条の下記文言に照らし、必ずしも「短期間で取り組む研究」に該当するかが疑問である。

第4条 研究の期間は、概ね次のとおりとする。

- (1) 基礎研究については、1年間又は2年間とするが、データを蓄積する研究等については5年間まで可とする。
- (2) 基礎研究以外の研究については、原則3年間（自然系の研究は5年間も可）とするが、3年間の研究については、やむを得ない場合は、3年終了後1年間の延長を認めることも可とする。

解決の方向性

外部評価の対象とならない、「短期間で取り組む基礎研究」の定義を明確にする（評価実施要領の文言の見直しを含む）。

中間評価(外部評価)について

中間評価の概要

評価実施要領第8条(2)には、中間評価の対象となる研究について以下の記述がある。

第8条(2)中間評価

研究期間が4年以上の課題について、研究継続の妥当性や研究目標変更の可能性を判断するために、原則として2年経過毎に、様式3の中間評価調書により実施する。

現状の問題点(指摘)

平成23年度から実施している研究課題「イヌワシ個体群の生態的特性および遺伝的構造に関する研究」（研究予定期間：平成23～27年度）は、研究期間が4年以上の課題であり、平成24年度終了時点で研究開始より2年経過しているため、平成25年度中の外部評価で中間評価を受ける必要があったが、実施されていなかった。

解決の方向性

中間評価の対象となる研究課題が漏れなく中間評価されるような体制を整備する。

なお、本件に関しては、1年遅れとなるが、平成26年度中の外部評価で中間評価を受ける予定である。

研究課題の中止理由について

研究課題が中止となった経緯

平成26年度に継続予定の研究課題であった、「里山における半自然草原の生物多様性保全に関する研究」（研究予定期間：平成23～27年）についても、上記「試験研究課題の評価方法の概要」に記載のとおり、予算要求のための積算手続きと並行して外部評価を受け、その結果を踏まえて予算要求を確定している。

しかしながら、上記の評価手続きを経て平成26年度に継続することが決定し、かつ予算も確保していたものの、平成26年4月1日の人事異動により担当者が異動となり、後任人事がなかったため、担当者不在となり、結果的に研究を休止することとなった。

現状の問題点(意見)

この点、環境保健研究センターの説明によれば、当該人事異動は、災害復旧業務のために技術者1名を本庁に引き上げざるを得なかったものであり、復興業務を最優先しなければならぬ状況であること、当該研究課題は、平成23年度から実施している研究課題であるが、仮に研究を再開した場合にも、過去の研究成果の蓄積を十分に生かすことができる性質であることに鑑み、総合的に判断した結果であるとのことであった。

確かに、やむを得ない事情ではあることは十分に理解できるが、一方で、一人の研究員の欠員によって、必要な研究課題を中止せざるを得なくなる、環境保健研究センターの組織体制には疑問を禁じえない。

解決の方向性

試験研究機関として実施すべき必要な研究課題については、研究課題の遂行に必要な体制が確保されるよう、環境保健研究センターの組織全体で研究課題に取り組む体制を確保することが不可欠である。

なお、環境保健研究センターにおいては、本件の研究課題は平成25年度に終了している課題であることから、平成26年度中の外部評価において事後評価を受ける必要があることを申し添える。

(2) 収納事務

外部資金の獲得について

外部資金の獲得状況

研究業務については、平成25年度は、県単独の事業として実施している研究課題が16件であり、国の施策として実施している研究課題が1件である。他の研究機関や大学等の研究教育機関との共同研究案件も11件あるが、いずれも、基本的に環境保健研究センターの保有する情報の提供やデータ蓄積等、1人の担当者が検査業務や他の研究業務の合間に実施している程度の業務量であり、資金収入を伴うものではない。また、外部資金を獲得して実施している研究や、受託研究等、資金収入を得られる研究課題もなかった。

現状の問題点(意見)

に記載したとおり、受託研究収入、共同研究収入等外部からの収入(以下、外部資金等)を得て実施している業務はほとんどないのが現状である。

この点、環境保健研究センターの担当者の説明によれば、研究にかかわる外部資金等に関する情報収集を行う等、資金獲得の努力はしているものの、県の施策にマッチする案件になかなかめぐり合えず、共同研究の場合も、必ずしも共同研究機関の研究目的や目指すゴールが県の目標とマッチしないため手伝い程度の業務になりがちであり、資金獲得につながっていないとのことであった。また、環境保健研究センターが現在実施している研究業務に加えて新たに外部資金等に基づく研究業務を実施するためのマンパワー、外部資金を獲得するため又は獲得した場合の事務処理や管理業務にかかるマンパワーを勘案すると、現行の人員体制では外部資金等を得て実施する研究業務の遂行は著しく困難であるとのことであった。

しかしながら、復興関連予算を除く県の予算規模が縮小傾向にある昨今、県の試験研究機関

として、外部資金等の獲得実績に乏しい現況が適切であるといえるかが疑問である。

解決の方向性

より一層の外部資金等の獲得努力を行うとともに、外部資金等に基づく業務を執行できる体制を整備する必要があると考える。

切手の管理について

切手の管理の概要

切手の取り扱いについては、企画情報部が通常の消耗品の購入同様、必要に応じて「物品購入票」に基づき岩手県庁生協で購入しており、日常的には受払いがある都度「郵便切手受払票」に記入して管理している。また、毎月初に切手の実査を行い、「郵便切手受払票」との一致を確かめ、所属長の承認を得ることで、残高が適正であることを確かめている。保管については、切手の金額ごとにファイリングされ、鍵のかかるデスクにて保管されている。

上記の取り扱いのうち購入については、企画情報部が必要な都度購入しているが、現状目安となるような保有量を決めていないため、タイミングにより切手の枚数が増加する傾向が見受けられる。

以下は、平均的な使用金額と毎月の平均的な保有金額、年度末の保有金額に基づき月間平均及び年度末で何ヶ月分の切手を保有しているかを算出したものである。

	使用金額 ()	保有金額 ()	保有月数 (/)
月間(平均)	15,569 円	79,455 円	5.1 ヶ月
年度末	15,569 円	131,720 円	8.4 ヶ月

1 上記の金額は H25.4 月～H26.3 月の「郵便切手等受払票」を基に算出している。

2 保有月数は、保有金額を使用金額で除することにより、何ヶ月分の切手を保有しているかを表している。

現状の問題点(意見)

月間平均では 5.1 ヶ月分、年度末では 8.4 ヶ月分の切手を保有している状態であり、突発的に使用するときでも月 2～3 万円であること、また、いつでも補充できるというわけではないが、概ね月に 1 度程度は補充ができることを鑑みると、切手の保有金額が多額ではないかと思われる。

切手は現金同等物としての価値を有するものであり、過剰に保管されることにより、横領等の不正のリスクを誘引する又は盗難に遭った際の経済的被害が大きくなるという問題があると考えられる。

解決の方向性

必要な切手の種類及び金額を検討し、切手の毎月の適正保有量を設定(例えば、3 ヶ月分程度)する等の残高管理を実施する。

(3) 公有財産等の管理事務

高額備品の有効利用について

現状の問題点(意見)

環境保健研究センターの1階ホールに、東芝製の4面マルチビジョンシステムがある。

当該システムは、平成13年に環境保健研究センターが現在地に設置された際に、広く県民に施設利用してもらうことを目的に設置されたものである(取得金額12,761千円)。DVDやビデオ、パソコンも接続されており、当初は基本的にホールを利用する来場者にDVD観賞やパソコンを使ってのプレゼン等で自由に使うことや、環境保健研究センターから来場者への情報発信やビデオ上映等のために利用することが想定されていたが、現在は、月に2~3回の研修や夏休みの子供向けの公開講座等の会場案内のために利用している程度である。

環境保健研究センターは検査機関であり、有害物質やインフルエンザ、0157等の細菌類の検査を行う危険物を扱う施設であるため、設立当初の県民に広く利用される施設を前提とした施設造りが合理的であったかは疑問であるものの、当該マルチビジョンシステムが、導入当初の目的に沿った使われ方がされず、利用頻度が著しく低下していると言わざるを得ない現況が妥当であるとは言いがたい。

解決の方向性

環境保健研究センターとして、当該システムをより有効活用できるような施策が望まれる。

この場合、より有効活用できる他の施設への譲渡等も一考の余地がある。

(4) 毒劇物の管理事務

毒劇物の管理の概要

環境保健研究センターでは、試験及び研究業務を実施する上で、非常に多くの薬品を取り扱っている。そのため、当該試験及び研究業務のために使用する毒物、劇物等の薬品類について、盗難及び紛失の未然防止並びに薬品排出事故等が発生した際の環境影響を最小限とするための内規として「岩手県環境保健研究センター薬品類管理手順書」(以下、「手順書」とする。)を策定している。この規程は「環境マネジメントシステム」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」が基になっており、毒物については以下のように管理する旨が規定されている。

(薬品管理の単位等)

第5条 薬品使用量の管理は、原則として毒物については重量管理とし、その他の薬品については本数単位で管理するものとする。

上述のとおり、毒物については重量管理する旨が規定されているが、一方で、劇物は普通物と同様の取り扱いをする旨(本数単位での管理)が規定されている。

これは、劇物は毒物に比べて保管量が膨大であり、劇物についてまで重量管理を行うこととした場合、管理が煩雑になり業務への負担が大きくなることが理由である。

なお、毒物の保管場所及び保管方法については、電子式錠により施錠された薬品庫に保管されていて専用カードキーでなければ開閉できない仕組みとなっており、さらに薬品庫内の薬品

棚についても専用の鍵により施錠されていることから、セキュリティ面については特段問題は見られなかった。

現状の問題点

毒物の数量管理(指摘)

手順書に基づき、毒物について重量管理が行われていることを確かめるため、監査人がサンプルで薬品管理支援システムに登録されている毒物と薬品庫内に保管されている毒物の現物の内容量を照合したところ、適切に重量管理されていると言える状況ではなかった。以下の表は、その結果である。

コード	薬品名	内容量	保管場所	システム	現物
ENS00003463	ふっ化水素酸	250ml	薬品庫	250ml	150ml
SAS00004513	農薬混合標準液 48	10ml (2ml × 5 本)	薬品庫	10ml	8ml
EAS00001667	ペンタシアノニトロシル鉄()酸ナトリウムニ水和物	25g	薬品庫	25g	20g

「手順書」に規定されているとおりの毒物の重量管理が行われていないこと、すなわち、使用量が適正に薬品管理支援システムに入力されていないことから、現物は明らかに使用され、内容量が減少しているものの、薬品管理支援システム上は使用履歴が記録されておらず、誰が、いつ、どのくらいの量を、何の用途で使用したかを把握することができないことから、事後的な検証が不可能であり、盗難及び紛失のリスクを適切に管理できていないと考える。

劇物の数量管理(意見)

環境保健研究センターが「手順書」において準用している毒物及び劇物取締法等では、以下のように規定されている。

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）（抜粋）

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

毒物劇物取扱責任者の業務について（昭和50年7月31日薬発第668号）（抜粋）

3 取扱いについて

法第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の遵守状況の点検に関すること。

毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号）（抜粋）

2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和 50 年 7 月 31 日薬発第 668 号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところである

が、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。
なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。

これらの管理に関する規定は、毒劇物を利用した事件及び事故等を受けて時代の変遷とともに強化されてきているものである。ここでは、毒物だけではなく、劇物についても使用量の管理が必要と考えられていると推測される。

しかし、現状では劇物については、本数単位での管理のみであり、使用重量が把握されていないため、少量の盗難及び紛失の可能性を否定できず、管理が十分とは考えにくい。

薬品の入庫管理(意見)

薬品に限らず一般的に、物品を入庫する場合には以下のような業務プロセスを実施する必要がある。

入庫	システム入力	二重チェック	保管
----	--------	--------	----

まず、業者から納入された物品は発注書と納品書を照合し、実際に発注した物品の内容及び数量等と一致していることを確かめる。その後、当該内容をシステムに入力し、システムに入力された内容と検収後の納品書の内容が一致していることをシステム入力者以外の者がチェックしたうえで物品は保管される。

一方、環境保健研究センターでは、薬品を発注した検査担当者が検収された薬品を薬品管理支援システムに入力するとともに、薬品に1つ1つバーコードを貼り付けて保管しているのみである。

現状では、検収後の薬品を薬品管理支援システムに漏れなく入庫登録したことをチェックする手続きがないため、薬品管理支援システムにて管理されていない、すなわちバーコード管理がされていない薬品が存在する可能性を否定できない(システムに表示される数量が誤っている可能性がある)。

薬品の使用期限(意見)

薬品の使用期限については、使用期限内に使用しなければ品質が劣化するものもあれば、実質的には使用期限がないものも存在するが、環境保健研究センターでは、購入した薬品のラベル等に記載されている使用期限を薬品管理支援システムに入力している。

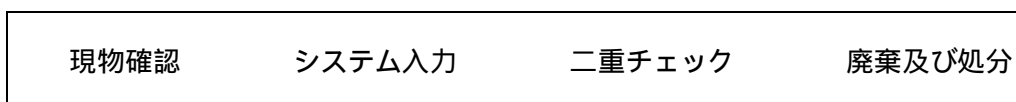
しかし、実際の管理上は薬品管理支援システムに登録されている使用期限は参考であり、当該使用期限を超えて使用されている薬品も多く存在している。これは、薬品管理支援システムは、薬品の使用期限を入力しないと入庫時の登録が完了できない仕様となっているため、使用期限は形式的に入力しているだけに過ぎないためである。

したがって、薬品管理支援システムに登録されている薬品の使用期限と実際の使用期限が不一致となっていることにより、使用期限が到来したため廃棄及び処分しなければならない薬品と、そうではない薬品を分別することが非常に煩雑となる。その結果、本来は廃棄しなくてよ

い薬品を廃棄してしまうことによる無駄や、廃棄しなければならない薬品を検査等に使用することにより適正な結果を得られないといったリスクが生じる可能性がある。

薬品の廃棄及び処分(意見)

薬品に限らず一般的に、物品を廃棄及び処分する場合には以下のような業務プロセスを実施する必要がある。



まず、使用し終わった、又は処分が必要な物品を確認し、当該物品についてシステムに廃棄又は処分の入力を行う。その後、システムに入力された内容と廃棄又は処分する物品の内容が一致していることをシステム入力者以外の者がチェックし、物品は廃棄又は処分される。

一方、環境保健研究センターでは、薬品を廃棄又は処分する場合には、使用者が薬品管理支援システム上で空きビン処理を行い、使い終わったことを薬品管理支援システムに登録しているが、現状では薬品管理支援システムに入力された内容と実際に廃棄又は処分する薬品の現物とを照合する二重チェックのプロセスが行われていない状況である。

そのため、実際に使用済みになっていない薬品であったとしても、薬品管理支援システムで空きビン処理さえしてしまえば、管理を免れて持ち出すことも可能となるため、薬品が盗難又は紛失してしまう恐れがある。

解決の方向性

毒物の数量管理について

毒物の使用後は、誰が、いつ、どのくらいの量を、何の用途で使用したかを薬品管理支援システムに適切に入力することを徹底するとともに、毒物の使用量が適切に薬品管理支援システムに入力されていることを確かめる仕組みを作る必要がある。

劇物の数量管理について

劇物の管理について「手順書」の規定を見直すことを検討し、使用量を適切に把握する仕組みを作る必要がある。

実務上使用量の把握が困難であれば、例えば、以下の方法を考慮する。

毒劇物の管理棚から薬品を取り出す際は、使用者のほかに使用者以外の者と2名1組で取り出し、使用後も同様に2名1組で棚にしまう際に、使用者以外の者が薬品量を目視確認することを徹底する。

も難しい場合は、少なくとも、使用の都度、使用者が使用年月日と氏名を管理簿に記載する。

毒劇物等の入庫管理について

検収後の薬品を薬品管理支援システムに漏れなく入庫登録したことを担保するための方策(例えば、検査担当者が入庫処理した薬品管理支援システムの内容と、検収印が押された納品書の内容を企画情報部において照合する等。)を検討する必要がある。

薬品管理支援システムの運用について

薬品毎の適正な使用期限に関するルールを整備し、使用期限がある薬品については適切に薬品管理支援システムに入力する。また、現状は薬品管理支援システムは薬品の使用期限を入力しないと入庫時の登録が完了できない仕様であることから、使用期限がないと判断した薬品については、例えば「2999年12月31日」といった入力を行い、実質的には使用期限がないことを表すような工夫をした入力を実施する必要がある。

毒劇物の廃棄及び処分について

実際に廃棄又は処分を行っていることを確認するための方策(例えば、検査担当者が空きビン処理した薬品管理支援システムの内容と、廃棄又は処分する薬品の容器の現物を上長が確認する等。)を検討する必要がある。

(5)情報管理事務

情報セキュリティ管理について

コンピューターデータ管理の概要

環境保健研究センターでは、独立したコンピューターサーバー室があり、日常業務において情報共有すべきデータや担当者間でやり取りが必要なデータ、検査結果や研究成果等を当該サーバーに保存している。

検査結果データについては、各研究機器に接続されたスタンドアローンのパソコンにデータが保存されている。研究成果や研究経過に関する情報は、基本的に各研究員に貸与されているデスクトップパソコンに保存している。

情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されている。その具体的な対応については、情報の重要性を加味し各研究機関で管理の方法を決定することとされている。

現状の問題点(意見)

現在、コンピューターサーバー内の研究データや研究補助データのバックアップを定期的にとる等の手続きは行われていない。

火災等のリスクに備える意味で、定期的にサーバーのデータのバックアップを記録媒体等にとり、サーバー室から物理的に隔離された場所に保管する等の情報セキュリティ対策を検討すべきと考える。

解決の方向性

に記載のとおりである。

水産技術センター

1. 水産技術センターの概要

(1) 設立目的

水産技術センターは以下の事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」（平成13年3月30日規則第46号）に基づき設置されている。

- (1) 漁業、水産加工、魚介類の増養殖及び種苗開発並びに漁場環境に関する試験研究及び指導に関すること。
- (2) 漁業経営に関する研究及び指導に関すること。
- (3) 水産業改良普及に係る事業の企画に関すること。
- (4) 漁業指導通信に関すること。

(2) 所在地

岩手県釜石市大字平田 3-75-3

(3) 施設の概要

建設：平成6年

敷地：40,000 m²

主な建物：研究管理棟	4,215.88 m ²
水産加工開放実験棟	791.98 m ²
種苗開発棟	2,419.73 m ²
漁具倉庫棟	1,078.95 m ²
ろ過棟	201.71 m ²
潜水棟	95.00 m ²
海水取水ポンプ室	121.63 m ²

(4) 沿革

明治43年 宮古町（現：宮古市）にあった県立水産学校校舎に併設して水産試験場を創設

大正 9年 水産試験場庁舎を釜石町只越（現：釜石市只越町）に移転新築

昭和 8年 3月3日の三陸大津波で、大槌さけ人工ふ化場設備の一切を流失

昭和14年 水産試験場庁舎を釜石市新浜町に移転新築

昭和44年 水産試験場庁舎及び附属施設を新築

昭和54年 大船渡市末崎町に栽培漁業センターを開設

昭和62年 九戸郡種市町（現：洋野町）に北部栽培漁業センターを開設、栽培漁業センターは南部栽培漁業センターに改称

平成 6年 現庁舎完成。水産試験場と南部及び北部栽培漁業センターの研究部門を統合し、水

産技術センターと名称を変更して開所

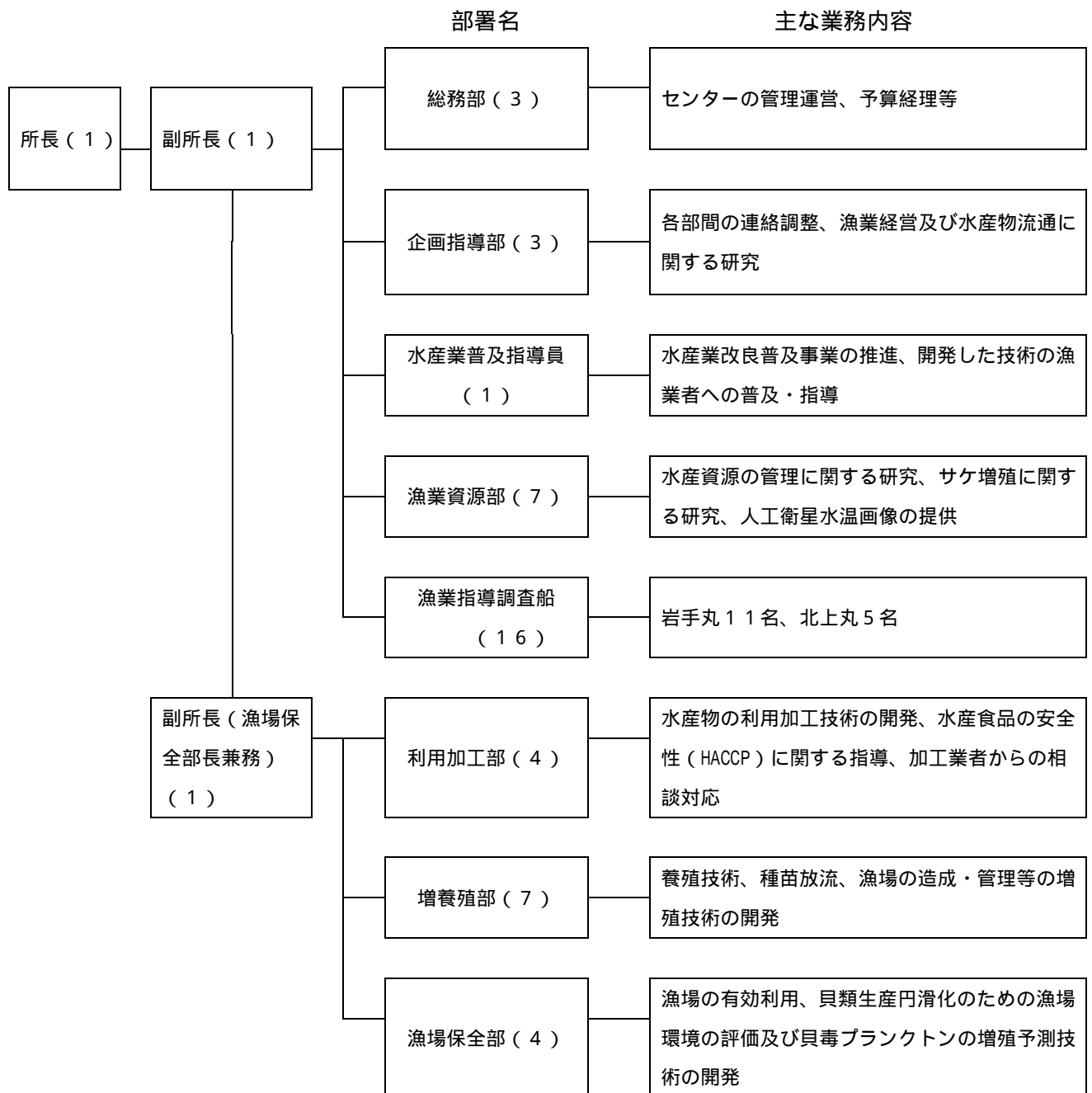
平成 22 年 水産試験場開設から 100 周年を迎える

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災でセンター施設 1 階部分を被災

平成 25 年 震災復旧工事を進め、3 月から 1 階での研究業務を再開

平成 26 年 海水取水施設を含め復旧工事が完了

(5) 組織と職員数(平成 25 年 4 月 1 日時点)



(注) 上記組織図の () 内の数は、職員数である。上記職員の外、臨時職員を 9 名、非常勤職員を 14 名任用している。

(6) 研究課題とその内容

研究課題	内容	研究年度	外部評価対象課題
ワカメ等海藻養殖の効率化システムの開発	ワカメの養殖機器や加工機器の技術開発を行い、養殖規模の拡大と機器の導入を図ることにより、ワカメの生産性向上を目指す取組を検討、提言する。	24-29	
漁業経営の体質強化のための研究	漁船漁業、養殖漁業、採介藻漁業等の多様な漁業形態を複合的に営んでいる本県の漁家経営の実態とその地域環境の課題を検討し、経営改善を図るための「漁業経営診断システム」を構築、提案する。	24-30	
カキのノロウイルス汚染による食中毒事故の発生リスク低減に関する研究	平成 23 年の震災によって沿岸被災地の居住環境は変化し、カキの養殖施設も再配置されている。そこで、カキの出荷前検査の精度向上に資するよう、震災後のカキのノロウイルス汚染状況及び蓄積動態を調査し、これまでの調査研究結果との比較検討を行う。	23-30	
秋サケ増殖に関する研究 増殖・管理技術の開発・改善	サケの稚魚飼育密度や飼育水量などの最適飼育環境の検証を行うとともに、回帰率が低下している現状の海洋環境に対応した放流時期や放流サイズなど最適放流手法の検証を行う。また、稚魚放流後の初期減耗を緩和するための海水馴致放流技術の有効性検証などを行う。	24-30	
秋サケ増殖に関する研究 秋サケ回帰予測技術の向上	津軽石川等のその上親魚調査を継続して実施し、年齢査定結果を用いたシブリング法による来遊予測を行うほか、長期的な魚体サイズや繁殖形質等のモニタリング調査結果を通して、レジームシフトや気候変動等サケ生息環境変化の影響を評価する。また、岩手県、北海道沿岸における幼稚魚期の分布及び成長状況を時系列で把握し、環境要因との総合的な評価、沿岸分布密度を用いた年級回帰予測を行う。	24-30	
アワビ等の種苗放流に関する研究	平成 23 年の地震による津波により本県沿岸のアワビの天然稚貝は減少し、また、種苗生産施設の全壊により種苗放流数が低水準となっている。そこで従前より生産効率の高い大量種苗生産を行うことにより、再開する種苗生産施設において効率的に放流種苗を確保するため、わが国では事業規模での導入事例のない再成熟卵方式による増殖技術の実践研究と好適餌料藻類の導入試験を行う。	23-30	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
海藻類養殖の効率生産化に関する研究	ワカメ、コンブの病害虫の発生や生理活性の低下等による減産や品質低下に対する有効な防除手段は現状確立されていない。そこでワカメ性状調査などの基礎的研究を積み重ね、多種多様な病害虫発生の早期発見や出現傾向を把握することでワカメの品質維持に努めるとともに、知見の積み上げによる将来的な発生機構解明によって養殖生産の安定化を目指す。	23-30	
介類養殖の安定生産に関する研究 ホタテガイ等の安定生産手法の検討	年によって変動するホタテガイの生存率を安定させるため、健苗の育成・確保のための手法に関する検討を行う。また、最近付着生物が大量発生し、生産効率が低下していることから、その発生状況を把握し、対策を検討する。	21-30	
介類養殖の安定生産に関する研究 マガキの新しい生産技術導入の検討	マガキの養成期間の短縮や出荷形態の多様化を目指し、シングルシードの種苗生産、中間育成、養殖技術を検討する。	24-30	
海況変動を考慮した漁況予測技術の開発	本県沿岸域は親潮、津軽暖流、黒潮による潮目が形成され、その物理的な海洋環境は複雑で季節的・経年的に変化し、漁業へ与える影響も大きい。そこで漁海況予測の精度向上を目指し、漁業指導調査船での海洋観測、定地水温観測、人工衛星画像などから得られる水温・塩分データを多面的に解析する。	18-30	
地域性漁業資源の総合的な資源管理に関する研究	震災で受けた沿岸漁船漁業を多様で持続的なものへと再構築するため、地先海域に生育する主要な漁業資源水準の評価とその動向予測及び漁船漁業における回復過程のモニタリングを実施する。	23-30	
回遊性漁業資源の利用技術の開発	日本が1996年に批准した国連海洋法条約に基づくTAC法に関連し、資源調査、漁況予測技術開発、資源評価表の作成及び漁況予測を行う。	21-30	
震災による磯根資源への影響を考慮したアワビ・ウニ資源の持続的利用に関する研究	平成23年の震災によって県中部以南でアワビの稚貝が減耗し、種苗放流が休止・縮小しているため、今後の漁獲資源減少が懸念される。また、ウニ類については震災後に卓越年級群が発生している。そのため、これらの生息量をモニタリングし、より精度の高い資源管理方策の検討、実施を行う。	26-30	
高次加工を目指した加工技術開発に関する研究	通電加熱技術はそれぞれの食材において基礎的な設定条件が検討されておらず、導入が一部の業種・企業に限られる。そこで、通電加熱技術の活用を加速するた	24-30	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
	め、様々な食材を用いて通電過熱による製品生産に向けた加工条件を検討する。		
地先水産資源の付加価値向上に関する研究 短期蓄養による漁獲物の付加価値向上技術の開発（ウニ・サバ等）	養殖が盛んな西日本で採用されている短期蓄養（無給餌）は天候等による漁獲量の変動をカバーし、出荷量の調整、鮮度等の品質管理に効果が認められている。ただし、北海道、東北ではあまり行われていないため、本県海域での技術導入、効果についての検討を行う。	24-30	
地先水産資源の付加価値向上に関する研究 地先水産資源を用いた加工品試作開発	様々な加工技術を用いて食品の食感改善を行い、高齢者に多い嚥下困難者等に対応した食品や、サケ、サンマ等の加工品として未利用または低利用である資源を活用した高付加価値食品の開発を行う。	24-30	
県産水産物の品質に関する研究	簡易型品質測定装置の試作により、岩手県産水産物を対象としてデータを蓄積し、魚市場や水産加工場等の現場で迅速かつ簡易に鮮度及び脂肪含量を測定できる評価技術を開発する。	24-30	
県産水産物の素材特性に関する研究 ワカメ等の塩蔵製品の品質安定化の確保	養殖ワカメ・コンブの生産量の維持・発展を目指し、生産者ごとの湯通し塩蔵海藻等の品質調査、ワカメ高速攪拌塩漬装置の使用者に対する塩漬法の巡回指導を実施する。	26-30	
県産水産物の素材特性に関する研究 機能性に関する研究	地域水産資源の新たな付加価値を創出するため、水産物から人の健康に役立つ成分を同定し、その効果を定量する測定方法、抽出方法を確立する。	24-30	
漁家所得の向上と経営安定を目指した養殖漁場の環境収容力に関する研究	震災で環境が変化した沿岸漁業において持続的・効率的な養殖生産を行うための基礎資料を漁業関係者に提示することを目的として海域の基礎生産力を把握し、適正養殖量を推定する。	25-27	
適正な漁場利用を図るための養殖漁場の底質環境評価	本県の漁場を持続的に利用するため、震災後の漁場環境を把握するとともに、回復状況を監視する。	23-30	
県漁場環境保全方針に定める重点監視水域（大船渡湾・釜石湾）のモニタリング及び広報	岩手県漁場環境保全方針で設定されている重点監視水域の漁場環境を把握するため、水質調査、底質・底生生物調査、硫酸還元細菌を用いた漁場評価等を行い、漁場管理に役立てる。	18-30	

(7)収支の推移

収入

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
使用料手数料収入	26,741	68,530	43,457	自販機電気料、電柱使用料ほか
国庫支出金収入	51,124,691	88,333,690	60,345,597	国庫補助、委託金
財産貸付収入	-	-	270,258	解体発生材等売り払い、敷地賃料等
受託事業収入	16,922,652	13,568,892	14,371,444	試験研究受託事業費
雑入	6,397,126	451,920	494,440	公舎料、自賠償保険解約金等
計	74,471,210	102,423,032	75,525,196	

支出

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
報酬	14,256,000	14,183,735	19,418,000	19,302,634	19,437,000	19,364,390
共済費	3,878,737	3,853,876	3,958,657	3,773,094	4,842,953	4,800,851
賃金	13,705,388	13,533,363	12,282,599	11,109,556	17,629,152	17,365,396
報償費	893,750	893,550	1,492,000	1,290,550	1,608,000	1,321,450
旅費	12,614,160	10,624,391	16,440,891	14,712,650	18,075,191	15,364,749
需用費	248,795,217	231,942,211	156,790,904	147,766,656	138,960,674	131,294,221
役務費	10,271,701	10,042,886	24,285,132	14,068,273	16,074,477	15,040,772
委託料	43,831,710	33,921,615	55,015,500	51,372,485	47,007,500	46,477,848
使用料賃借料	5,559,000	5,524,827	5,138,740	5,024,639	9,444,500	9,362,624
工事請負費	401,485,000	54,390,000	465,067,000	361,118,100	429,311,000	408,849,000
備品費	86,246,070	35,835,145	218,565,000	191,182,445	48,100,463	47,961,290
負担金補助金	56,000	53,900	43,000	41,900	40,000	38,900
償還金、利子及び割引料	1,238,980	1,237,426	1,554	1,554	-	-
公課費	197,000	147,800	96,000	58,600	100,200	99,800
計	843,028,713	416,184,725	978,594,977	820,823,136	750,631,110	717,341,291

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
(上記の内訳) 管理運営費(事務費)	64,451,634	61,927,867	89,460,557	86,219,440	106,464,153	104,874,401
管理運営費(光りをそそぐ交付金)	5,960,000	5,428,021	-	-	-	-
試験研究に係る経費	201,029,432	189,522,293	249,438,670	219,548,410	199,632,037	188,686,685
災害復旧費	569,154,559	156,969,408	638,411,500	513,771,036	441,683,500	421,079,557
その他	2,433,088	2,337,136	1,284,250	1,284,250	2,851,420	2,700,648

なお、上記支出には、職員の人件費は含まれていない。水産技術センターの職員の人件費支出は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	386,643,000	385,701,200	369,190,000	373,878,491	380,580,000	363,307,627

2. 監査結果及び意見

(1) 試験研究課題の評価等事務

中間評価対象となる試験研究課題の選定と実施時期について

試験研究課題の評価方法の概要

水産技術センターでは、震災で被災した県内水産業の再開や安定的な漁業生産等に資する調査研究を通じて漁業者・流通加工者等の経済的な自立を支援すること等を目的として、「岩手県東日本大震災津波復興計画・復興基本計画」（平成 23 年 8 月 11 日策定）に合わせ「岩手の水産業復興のための水産技術センターの役割と支援 岩手県の水産業の復興を支援する新しい試験研究計画」（平成 23 年 7 月）と、それを引き継ぐ後期中期計画（平成 26 年 3 月）を策定しており、その計画期間は平成 30 年までの長期的な取組を見据えて策定されている。

個々の試験研究課題は、単年度ごとに内部評価を行い、そのうち重要な課題等一定の条件を満たす課題については外部評価が実施されている。

試験研究の評価に係る平成 25 年度のスケジュールは以下のとおりであった。震災後初めて外部評価を再開した年度であり、外部評価（注 1）を行う岩手県水産試験研究評価委員会（以下、委員会）の委員の依頼等、委員会の再構築に一定の期間を要している。

実施時期	実施内容
4 月～6 月	内部評価（注 2）の実施
7 月～9 月	岩手県水産試験研究評価委員会体制の再構築
10 月	岩手県水産試験研究評価幹事会による岩手県水産試験研究評価委員会の開催内容の確認
11 月 7 日	研究課題評価に係る資料の事前送付
11 月 27 日	岩手県水産試験研究評価委員会の開催
～12 月 13 日	外部評価表の提出

平成 25 年度の外部評価は事前評価 1 件、中間評価 3 件が実施されている。

（注 1）研究評価は以下の種類に分けられており、外部評価は下記（1）、（3）、（4）について行われる。

- （1） 事前評価：課題の選定時に実施
- （2） 年度評価：実施している課題について毎年度実施
- （3） 中間評価：試験研究の実施期間が 4 年以上の課題について実施
- （4） 事後評価：試験研究終了時に実施
- （5） 追跡評価：試験研究終了後の一定の期間を経過した適切な時期に実施

（注 2）内部評価は上記（注 1）の（3）以外について行われる。

なお、中間評価は「水産試験研究課題評価実施細則」において、事前評価の際に設定した年度に行われることとなっている。

現状の問題点(意見)

中間評価を行う試験研究課題と実施時期が、事前評価の時点で設定されていない。

「岩手県水産試験研究評価実施要領」において、中間評価は試験研究の実施期間が4年以上の課題について実施することとなっている。また、「岩手県水産試験研究評価実施要領」第3の第4項及び「水産試験研究課題評価実施細則」第2の第2項において、中間評価は中期計画等で定める主要な研究テーマ等の重点的な課題について行われることとなっている。そのため、本来は事前評価の時点で中間評価の対象となる課題を選定し、同時に中間評価の実施時期を決定することとなるはずである。

しかし、中間評価を行う試験研究課題は「岩手県水産試験研究評価実施要領」で定める重点的な課題としているものの、現状は評価の対象となる試験研究課題及びその評価の時期は、外部評価委員の人数的、時間的制約も勘案して事前評価後に決定されている。

そのため、適切なタイミングで中間評価が実施されない可能性が否定できない。

解決の方向性

事前評価の時点において中間評価を行う試験研究課題及び中間評価の実施時期を決定する。

試験研究課題の評価の実施時期について

試験研究課題の評価スケジュールについて

平成25年度の試験研究課題の評価スケジュールは上記「試験研究課題の評価方法の概要」に記載したとおりである。

現状の問題点(意見)

外部評価が予算の作成前に終了していない。

この点、平成25年度は震災後初めて外部評価を再開した年度であり、外部評価を行う委員会の委員の依頼等、委員会の再構築に一定の期間を要しているためであることは理解できる。しかし、年度の試験研究課題の評価を実施し、その結果と対応方針を翌年度の事業へ適時に反映させるためには、翌年度の予算作成段階までに外部評価まで終了していることが望ましい。

震災以前は、センターで翌年度の予算を作成する時期より前の8月までに外部評価が概ね終了していたとのことであるため、可能な限り早い段階で適切なスケジュールによる評価の実施が望まれる。

解決の方向性

試験研究課題の評価とその対応を翌年度の予算に反映させられるよう、評価を適時に実施する。

(2) 契約事務

海水ポンプ機械設備保守点検業務委託について

委託契約の概要

委託先名称	神鋼環境メンテナンス株式会社		
委託契約金額	2,047,500 円		
委託契約の概要	海水ポンプ機械設備について、月例点検及び詳細点検を行う		
委託契約期間	平成 25 年 7 月 26 日～平成 26 年 3 月 31 日		
変更契約の有無	無	再委託契約の有無	有
契約方法	随意契約	見積書の取得者数	2 者
随意契約理由	施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」 ・当センターのポンプ機械設備は複雑な構造をしており、専門的な技術及び手法が求められることから、構造を熟知している者が行う必要があること。 ・構造を熟知していない者が行った場合、正確に保守点検されなければ生き物が死滅する等業務に支障が出る可能性があること。 ・以上のことから、過去に同業務を行った業者及び当センターのポンプ機械設備の工事を行った業者を選定するもの。		

現状の問題点

随意契約理由について（意見）

当該契約は、神鋼環境メンテナンス株式会社と株式会社富士電業社の 2 者による指名見積もりに基づく随意契約となっている。随意契約とした理由は、 の表に記載のとおり保守点検はポンプ機械設備の構造を熟知している者が行う必要があることから、当該ポンプ設備は神鋼環境メンテナンス株式会社の納入設備であること、東日本大震災津波からの復旧時には株式会社富士電業社が一手にポンプ設備の復旧業務を行ったことから、2 者に限定した見積もり合わせを行ったというものである。

確かに、水棲生物を飼育しながら迅速かつ安全な対応ができる技術員及び部品を有するのは、過去にポンプ設備関連業務に携わった同 2 者であるといえるかもしれないが、東日本大震災津波からの復旧に携わった株式会社富士電業社は、当時一般競争入札により選定された業者であることを考えると、本件業務が同 2 者にしかできない業務の特殊性があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するかが疑問である。随意契約を継続していくかどうか再検討する必要があると考える。

再委託の事前協議（指摘）

再委託に関する事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。

委託契約書第 4 条には、文書により事前協議すべき旨が明記されている。再委託の事前協

議の意義は、委託先に対する検査確認が間接的になったり、業務の質の低下や業務の責任が不明確化する等の懸念がないことを確認することにある。

不測の事態が生じた時に、責任の所在を明確にするためにも、書面による協議によることが必要と考える。

解決の方向性

随意契約理由について

随意契約から一般競争入札への移行を検討する。

再委託の事前協議について

協議結果を双方の合意が確認できる事前協議文書として残す。

(3) 収納事務

受贈切手の管理について

切手の受払管理の概要

通常、文書等の通信手段としては後納郵便を利用しているが、郵便局が郵便物の回収に来る15時以降に発送したい場合等に切手を利用している。

切手は、受払いの都度受払管理簿に記入し、月次単位で現物と帳簿の数量が一致することを確認し、総務部長の承認を得ている。

現状の問題点(意見)

お年玉付き年賀はがきの賞品である切手シート(62円切手3枚、50円切手5枚)が、受払管理簿上、受入処理されていなかった。

公務の一環としての年賀状のやり取りに伴い発生した賞品であり、当該賞品を受贈財産と考えれば、公務に使用することができる切手である。お年玉付年賀はがきの当選番号を確認して、当選した場合は全て賞品に引き換える必要は必ずしもないと考えるが、上述のとおり、現に引き換えた賞品が存在し、公務に使用することができるのであるから、受払管理の対象とする必要があると考える。

解決の方向性

受払管理簿にも記録し、受払管理の対象とする。

(4) 公有財産等の管理事務

空気式防舷材設置工事について

工事契約の概要

契約者名称	横浜ゴム MB ジャパン株式会社 東北カンパニー 北上営業所		
請負契約金額	5,935,770 円		
契約概要	岩手県漁業指導調査船「北上丸」空気式防舷材設置工事及び「岩手丸」「北上丸」係船岸壁保護材取付工事一式		
契約期間	平成 26 年 2 月 7 日～平成 26 年 3 月 28 日		
変更契約の有無	有(160,770 円の増金契約)	再委託契約の有無	無
契約方法	一般競争入札	入札者数	1 者

現状の問題点(意見)

平成 25 年度において、経年劣化していた空気式防舷材(船舶の接岸用の緩衝材)について、指導調査船北上丸の更新に伴い、新しい北上丸の仕様に合った空気式防舷材の設備が必要になったことから、上記工事を行った。

従来、空気式防舷材については、重要物品として物品台帳及び重要物品管理表にて管理を行っていたが、平成 25 年度の更新に伴い、水産技術センターで、あらためて物品に該当するかを検討したところ、物品管理規則に基づく物品には該当しないことから、当該支出を需用費として処理することとした。

確かに、上記工事は、岸壁(釜石市の所有)へ空気式防舷材や係船岸壁保護材を取り付ける工事とあわせて一体として機能する工事物であるため、物品管理規則別表に列挙されている物品には該当せず、物品としての管理にはなじまないものであることは理解できる。

一方、当該工事は、消耗品のように短期的に費消されるものではないこと、県の財産として現に存在し使用し続けるものであり、金額的にも重要であることから、需用費として処理することについては疑問であり、今後同様の支出を行う場合は工事請負費として処理し、公有財産の工作物(雑工作物等)として財産台帳に登録し管理する必要があると考える。

解決の方向性

今後同様の支出を行う場合は工事請負費として処理し、工作物(雑工作物等)として財産台帳に登録し管理する。

(5) 毒劇物の管理事務

毒劇物の管理の概要

水産技術センターでは、平成 22 年度においてワーキンググループを設置し、毒物及び劇物の管理を強化する取組を始めたとのことである。しかしながら、施錠できる薬品棚を購入し 1F エントランスに納入された直後に東日本大震災津波の被害に遭い、水産技術センターの 1F は水没し、1F 事務所を含め壊滅的な被害を被った。

その後、水産技術センターは、岩手県水産業の復興業務に全精力を傾けるとともに、施設の復旧工事も順次着手し、平成 25 年度において主要な施設の復旧工事が完了したところである。

このような経緯もあり、包括外部監査の対象年度である平成 25 年度時点では、毒劇物の管理体制の強化にまでは手が回らず、十分に毒劇物の管理が実施されているとはいえない状況であったとのことであるが、平成 26 年度に入り、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室が公表する「毒物劇物の適切な保管管理について」等を参考に、「岩手県水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定」（以下防止規定）を制定し、平成 26 年 7 月 28 日より適用している。

防止規定の概要は以下のとおりである。

岩手県水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定

1 目的

この規定は、当施設における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

毒物 : 容器表示

医薬用外	毒物
------	----

 赤地に白文字（水銀、ヒ素化合物ほか）
劇物 : 容器表示

医薬用外	劇物
------	----

 白地に赤文字（塩酸、アンモニアほか）

2 当施設職員の任務

当施設職員は、法令及びここに定める諸規定を遵守し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

（1）毒物劇物管理責任者

毒物劇物取扱の最終責任者として毒物劇物管理責任者を設置する。

管理責任者は、漁場保全部長を兼務する副所長とする。

管理責任者は、当施設における毒物劇物の取扱を総括的に管理、監督する。

管理責任者は、必要に応じ毒物劇物管理担当者に指示を与え報告を求める。

（2）毒物劇物管理担当者

毒物劇物を実地に管理する者として、毒物劇物管理担当者を設置する。

管理担当者は、総務部を除く各部長とする。

管理担当者は管理責任者を補佐し、毒物劇物の適正な取り扱いに努めなければならない。

管理担当者は管理責任者の指示に従い、必要な報告をしなければならない。

管理担当者は、部員との間で共通認識のもと十分な連携を取らなければならない。

（3）緊急連絡網

緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。

事故が発生した場合は保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

毒物劇物が盗難にあった時、紛失した時は警察署に届け出なければならない。

4 注意及び確認事項

（1）在庫の管理

必要以上の量を購入・保管しないようにする。

保管・管理の適正化を図るため、同一の薬品・グレード・容量で同時に複数容器を開封することなく使用し、各部がそれぞれ所定の管理簿を作成して容器単位で管理する。

なお、劇物は各部単位で管理するが、毒物は漁場保全部が薬品庫で一括管理する。

毒物劇物の使用に伴い、容器が空になり次の容器を開封する際は、その旨を管理簿に記載する。

毒物劇物を購入または廃棄したときは、その旨を管理簿に記載する。

管理担当者は、下に示す毎年1月1日現在の在庫一覧表を作成し、管理責任者からの指示で在庫量と管理簿を突合、その一致を持って適性管理の確認とする。

管理責任者は、廃液・廃棄薬品処理時を目処に、年1回以上は目視により保管状況を確認のうえ、管理担当者へ在庫量と管理簿を突合した結果の報告を求める。

医薬用外毒物管理簿

*容器単位

年月日	氏名	薬品名 (グレード・容量別)	購入 数	空き 数 (廃 棄)	未開 封 在庫 数	開封 在庫 数	備 考

医薬用外毒物 薬品庫在庫一覧 (年1月1日)

*容器単位

薬品名(グレード・容量別)	所管部	未開封 在庫数	開封 在庫数	備 考

【 部 室】

医薬用外劇物管理簿

*容器単位

年月日	氏名	薬品名 (グレード・容量別)	購入 数	空き 数 (廃 棄)	未開 封 在庫 数	開封 在庫 数	備 考

【利用加工部】個人単位で開封数を管理する場合は、管理簿・在庫一覧様式を一部修正。

【 部 年1月1日】

医薬用外劇物在庫一覧

*容器単位

薬品名(グレード・容量別)	保管場所 (部屋名)	未開封 在庫数	開封 在庫数	備 考

(2) 貯蔵設備 (各部が管理する保管庫の条件)

堅固なものであること。

施錠できるものであること。

医薬用外毒物・医薬用外劇物の文字を明瞭に表示すること。

飛散、漏れ、しみ出し、流れ出し、地下にしみこむおそれがないこと。

震災対策として壁等に固定すること。

ボルトレー等で転倒・落下防止措置をすること。

(3) 保管庫の管理

保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開ける。

カギの管理は管理担当者がおこなう。

「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

劇物専用の保管庫とし、劇物以外の物は保管しない。

混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

劇物を他の容器に移し替えない。

個々の毒物劇物のMSDS(SDS)を保管・管理しているか確認する。

MSDS = 化学物質等安全データシート 販売業者から入手

規定年月日 平成 26 年 7 月 28 日

包括外部監査人が水産技術センターで実地監査を行った日は、平成 26 年 8 月 20 日からの 3 日間であったが、規定制定日から実地監査日までの間に、薬品庫での毒物の受払いが発生していなかった。従って、管理簿の運用状況を確認することはできなかったが、薬品庫の中の毒物棚が施錠されていること、各研究室で保管している劇物棚は全て管理者が保管する鍵により施錠されていることを確認することができた。

現状の問題点

毒物及び劇物の数量管理（意見）

上記防止規定に記載のとおり、毒物及び劇物とも、管理単位は容器単位での管理にとどめている。従って、開封済みか未開封かの識別のみであり、開封済みのもは、例えば 100 g 入りのものであれば、残量が 99 g であっても 1 g であっても、同じ一本とカウントされるに過ぎない。また、管理簿への記載については、購入又は廃棄した場合に、購入者又は廃棄者によって年月日、氏名、購入又は廃棄後の残高（開封何本、未開封何本）が記載されるのみである。

毒劇物は危険物であり、その取り扱いについては、誤用のないよう相当程度慎重に行う必要があるとともに、その保管方法についても不正使用や盗難等のリスクを極力排除できるような環境を設定する必要がある。

この点に関しては、毒物については、常時施錠されている薬品庫の中に施錠できる棚を設置し集中保管している。また、劇物については、薬品庫及び各研究室に保管されているが、いずれも施錠できる棚に保管されているため、外部の人間による盗難や持ち出しのリスクは限りなく低減していると言える。一方で、内部者による不正使用を防止する観点からは、上述のように容器単位での管理で十分といえるかが疑問である。

毒物の使用管理方法（指摘）

包括外部監査人による実地監査日（平成 26 年 8 月 21 日）時点の薬品庫の毒物を現物確認したところ、管理簿に記載されている数量の毒物を確認することができたが、それぞれの毒物の状態は下表のコメントに記載のとおりであり、その使用方法、保管方法、管理方法に疑問を感じた。また、全体的に毒物については使用実績に乏しく、未開封品であっても、使用期限や製造年月日の記載がなく、相当に古い薬品であることが推測され、使用可能品であるかの判別がつかなかった。

薬品名	未開封在庫数	開封在庫数	コメント
シアン化カリウム反応試薬 シアン化カリウム 0.0005%含有 500ml	1	-	使用期限が昭和 47 年であり、実質的に使用不可能な毒物が保管されていた。適切に廃棄処理すべきである。
2-メチルプロピオニール 25g	-	3	開封済み在庫が 3 本あった。開封済みの薬品を使い切ってから未開封品を使用することを徹底すべきである。
チオシアン酸水銀（ ） 25g	3	1	-
フッ化水素酸 500ml	-	2	開封済み在庫が 2 本あった。開封済みの薬品を使い切ってから未開封品を使用することを徹底すべきである。
塩化第二水銀 特級 25g	2	1	-
P-701安息香酸第二水銀 化学用 1g	-	2	開封済み在庫が 2 本あった。開封済みの薬品を使い切ってから未開封品を使用することを徹底すべきである。
カリウムトリウム三水和物 特 急 25g	3	1	-

薬品庫の施錠（意見）

薬品庫は常時施錠されているが、薬品庫の鍵及び薬品庫内の毒物棚の鍵は、管理者の袖机（東日本大震災津波被災後に寄附を受けた机）に保管されており、当該袖机は施錠することができない。

危険物を保管している薬品庫へのアクセスを容易に行うことができないよう管理する観点からは、管理者が不在である場合や、業務時間終了後の当該鍵の管理としては、必ずしも十分であるとは言えないと考える。

解決の方向性

毒物及び劇物の数量管理について

使用の都度、使用量、使用者を管理簿に記載することが望まれる。

実務上使用量の把握が困難であれば、例えば、以下の方法を考慮する。

毒劇物の管理棚から薬品を取り出す際は、使用者のほかに使用者以外の者と2名1組で取り出し、使用後も同様に2名1組で棚にしまう際に、使用者以外の者が薬品量を目視確認することを徹底する。

も難しい場合は、少なくとも、使用の都度、使用者が使用年月日と氏名を管理簿に記載する。

毒物の使用管理方法について

の表中コメントに記載のとおり、今後毒物の購入方法や保管方法、使用方法に十分留意する必要がある。

また、使用不能な毒物については、適切に廃棄処理する必要がある。

薬品庫の施錠について

施錠できる金庫やキャビネット等、管理者不在時や業務時間終了後の鍵の管理方法を検討する。

(6)情報管理事務

情報セキュリティ管理について

コンピューターデータ管理の概要

水産技術センターでは、研究成果や研究経過に関する情報の他、センターの管理運営に関する情報が、共有のパソコンや各研究員に貸与されているデスクトップパソコンを通じてセンターのサーバーにある共有フォルダへ保管されている。

情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されている。その具体的な対応については、情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされている。

現状の問題点(意見)

現在、会議、学会等のプレゼン時に個人のパソコンを使用する場合もあるが、個人のパソコンに当該データが削除されずに残った場合は、センター外部にパソコンを持ち出すことで、紛失や盗難のリスクにさらされることになり、情報管理としては適切ではないと考える。個人のパソコンを媒介する場合は移動後は必ずデータを削除する等、センターの情報利用の実態に即した情報セキュリティーの管理方針を明確にすることが望まれる。

解決の方向性

個人のパソコンのデータ削除等、情報セキュリティーの方針を明確にする。

内水面水産技術センター

1. 内水面水産技術センターの概要

(1) 設立目的

内水面水産技術センターは以下の事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」（平成13年3月30日規則第46号）に基づき設置されている。

- (1) 内水面漁業の調査研究及び指導に関すること。
- (2) 増殖及び養殖技術の試験研究に関すること。
- (3) 種苗の生産技術開発に係る試験研究に関すること。
- (4) 淡水魚の種苗の生産及び配布に関すること。
- (5) 魚病に関する調査研究及び指導に関すること。

(2) 所在地

岩手県八幡平市松尾寄木 1-474

(3) 施設の概要

建設：昭和 45 年

敷地：56,655.24 m²

主な建物施設：魚病指導総合センター	385.12 m ²
バイテク試験棟	222.20 m ²
産卵調節棟	1,068.49 m ²
ふ化棟	187.00 m ²
ふ化室兼稚魚飼育棟	350.40 m ²
餌付棟	275.43 m ²
稚魚飼育棟	988.57 m ²

主な池施設：稚魚池	896 m ²
養成池	1,630 m ²
飼育池	952 m ²
産卵調節池	647 m ²
親魚池	1,320 m ²

(4) 沿革

昭和34年 岩手県青笹養鱒場が廃止され、サケ科魚類の飼育に適した豊富な湧水がある松尾村（現在地）に岩手県養鱒場として開設

昭和54年 岩手県内水面水産指導所に名称変更

昭和57年 魚病による養殖の生産性低下を抑えることを目的に魚病指導総合センターを併設

平成元年 岩手県内水面水産試験場に名称変更

平成6年 岩手県内水面水産技術センターに名称変更して現在に至る

(5)組織と職員数(平成25年4月1日時点)

所長(1)、首席専門研究員(1)、上席専門研究員(1)、主任専門研究員(1)、主事(1)

(注)上記の()内の数は、職員数である。上記職員の外、臨時職員を1名、非常勤職員を1名任用している。

(6)研究課題とその内容

研究課題	内容	研究年度	外部評価対象課題
サクラマス増殖に関する研究	放流用サクラマス種苗の供給をヤマメ(関東系)からサクラマス(遼上系県産種苗)への転換という業界ニーズに基づき、内水面水産技術センターでのサクラマス種苗の安定生産体制を構築する。種苗生産を目的とした種苗生産方法の検討と成長・生残等についての基礎的知見を集約する。	26-30	
アユ増殖に関する研究	震災後、新たに生産されるアユ種苗について、親魚系統の遺伝的なモニタリングを行う。遊漁者のニーズに合わせたアユ種苗を適正に評価できる手法を開発し、経年的なモニタリング体制を構築する。	26-30	
魚類防疫及び魚病診断・治療に関する研究	疾病のまん延を防止するため、へい死通報等に対し、現地調査を行い、迅速な感染検査を実施する。養殖業者が使用する水産用医薬品に関して、魚病の発生防止・水産用医薬品の適正使用等を指導する。	26-30	
溪流魚の遺伝的多様性に関する研究	岩手県の天然水域における溪流魚の遺伝的な調査を行い、県内での遺伝的多様性に配慮した増殖手法を検討する。 在来個体群の把握とその活用について検討する。	26-27	

(7)収支の推移

収入

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
使用料手数料収入	19,700	19,700	19,700	
財産収入	16,882,262	16,899,209	16,838,136	稚魚の売却収入
諸収入	-	-	438	
計	16,901,962	16,918,909	16,858,274	

支出

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	36,575,000	36,443,286	37,775,000	33,643,416	35,279,000	32,858,566
報酬	1,459,000	1,458,390	1,471,000	1,470,490	1,472,000	1,470,940
共済費	9,053,000	9,258,714	8,925,905	8,200,714	8,239,000	8,222,147
賃金	3,685,000	3,645,920	3,582,140	3,454,000	3,283,000	3,275,120
報償費	-	-	-	-	-	-
旅費	1,444,186	1,437,601	1,882,383	1,860,348	1,730,000	1,701,605
需用費	9,330,337	9,144,540	7,453,107	7,396,213	10,107,745	9,946,231
役務費	577,998	560,761	436,000	423,164	539,000	455,363
委託料	20,699,000	20,623,706	20,715,000	20,651,563	20,865,000	20,760,623
使用料賃借料	113,900	113,170	187,350	185,915	166,000	165,310
工事請負費	-	-	-	-	-	-
原材料費	-	-	-	-	-	-
備品費	1,827,000	1,648,500	-	-	-	-
負担金補助金	-	-	-	-	-	-
公課費	34,000	34,000	33,000	33,000	33,000	33,000
計	84,798,421	84,368,588	82,460,885	77,318,823	81,713,745	78,888,905
(上記の内訳) 管理運営費(職員給)	44,837,000	44,906,385	45,882,000	41,100,613	43,036,000	40,328,359

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
管理運営費(事務費)	27,629,000	27,460,231	27,271,000	26,961,315	29,104,000	28,762,766
魚病対策指導費	4,787,685	4,787,685	4,765,335	4,764,075	4,960,000	4,958,251
その他	7,544,736	7,214,287	4,542,550	4,492,820	4,613,745	4,839,529

2. 監査結果及び意見

(1) 公有財産等の管理事務

公有財産の台帳への登録について

公有財産の台帳管理の概要

「公有財産規則」(昭和39年4月1日規則第40号)において以下に定められているように、公有財産は財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿への登録を行っている。

(財産管理簿等)

第9条 部局長は別に定める様式による財産管理簿を、出納局長、課長等及び地方公所長は別に定める様式による財産管理副簿を備えて置いて常にその所管又は分掌に係る財産の状況を明らかにしておかなければならない。

全部改正〔昭和47年規則24号〕、一部改正〔昭和48年規則21号・51年11号・55年24号・平成13年46号・16年42号・19年61号・78号〕

(財産の種別等)

第10条 財産の種別、細目及び数量単位は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔昭和43年規則21号・47年24号〕

(登録価格)

第11条 財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿(以下「台帳」という。)に登録すべき価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地 地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項の規定により土地課税台帳に登録された価格に比準して算定した金額

(2) 建物、工作物並びに法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる財産 建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることが困難なものは、見積価格

(3) 立木 買入価格又は植栽費。ただし、買入価格又は植栽費によることが困難なものは、見積価格

(4) 法第238条第1項第4号又は第5号に掲げる権利 取得価格。ただし、取得価格によることが困難なものは、見積価格

(5) 法第238条第1項第6号に掲げる財産 額面金額(株式(出資による権利に該当するものを除く。)にあつては払込金額、社債にあつては当該社債の金額)

(6) 出資による権利 出資金額(株式にあつては、払込金額)

(7) 財産の信託の受益権 信託財産の評価額

一部改正〔昭和43年規則21号・47年24号・49年51号・55年24号・59年34号・63年33号・平成19年3号・21年28号〕

現状の問題点(指摘)

旧公舎として利用していた建物が平成25年3月15日に「物置」に用途変更され、行政財産として台帳登録されている。実地監査における視察においては物置としての利用実態は見受けられず、地方自治法第238条4項の行政財産の定義には該当しないものとする。そのため、行政財産としての台帳登録は、適切な財産の状況を明らかにしているとは言えず、普通財産として台帳登録をする必要がある。

所在地番	類別	用途	数量 (m ²)	価格 (円)	登録年月日
八幡平市松尾寄木第 1 地 割字沼利 474 番 1	行政財産	物置	57.96	558,000	H24.2.8

(注) 上記の他に同様の旧公舎が 2 物件存在する。

地方自治法第 238 条 1 項、3 項及び 4 項

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの (基金に属するものを除く。) をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債 (特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

解決の方向性

普通財産への台帳登録を行う必要がある。

(2) 毒劇物の管理事務

毒劇物の管理の概要

包括外部監査の対象年度である平成 25 年度時点では、毒劇物の管理体制の強化にまでは手が回らず、十分に毒劇物の管理が実施されているとはいえない状況であった。平成 26 年度に入り、水産技術センターで制定した「岩手県水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定」を参考に、「岩手県内水面水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定」(以下防止規定)を制定し、平成 26 年 8 月 1 日より適用している。

防止規定の概要は以下のとおりである。

岩手県内水面水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定

1 目的

この規定は、当施設における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

毒物 : 容器表示 医薬用外 毒物 赤地に白文字（水銀、ヒ素化合物ほか）
劇物 : 容器表示 医薬用外 劇物 白地に赤文字（塩酸、アンモニアほか）

2 当施設職員の任務

当施設職員は、法令及びここに定める諸規定を遵守し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

(1) 毒物劇物管理責任者

毒物劇物取扱の最終責任者として毒物劇物管理責任者を設置する。

管理責任者は、決裁権者の第2順位者とする。

管理責任者は、当施設における毒物劇物の取扱を総括的に管理、監督する。

管理責任者は、必要に応じ毒物劇物管理担当者に指示を与え報告を求める。

(2) 毒物劇物管理担当者

毒物劇物を実地に管理する者として、毒物劇物管理担当者を設置する。

管理担当者は管理責任者を補佐し、毒物劇物の適正な取り扱いに努めなければならない。

管理担当者は管理責任者の指示に従い、必要な報告をしなければならない。

管理担当者は、部員との間で共通認識のもと十分な連携を取らなければならない。

(3) 緊急連絡網

緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。

事故が発生した場合は保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

毒物劇物が盗難にあった時、紛失した時は警察署に届け出なければならない。

4 注意及び確認事項

(1) 在庫の管理

必要以上の量を購入・保管しないようにする。

保管・管理の適正化を図るため、同一の薬品・容量で同時に複数容器を開封することなく使用し、所定の管理簿を作成して容器単位で管理する。

毒物劇物の使用に伴い、容器が空になり次の容器を開封する際は、その旨を管理簿に記載する。

毒物劇物を購入または廃棄したときは、その旨を管理簿に記載する。

管理担当者は、下に示す毎年3月31日現在の在庫一覧表を作成し、管理責任者からの指示で在庫量と管理簿を突合、その一致を持って適性管理の確認とする。

管理責任者は、廃液・廃棄薬品処理時を目処に、年1回以上は目視により保管状況を確認のうえ、管理担当者へ在庫量と管理簿を突合した結果の報告を求める。

医薬用外毒物管理簿

*容器単位

年月日	氏名	薬品名 (容量別)	購入数	空き数 (廃棄)	未開封 在庫数	開封 在庫数	備 考

医薬用外毒物 薬品庫在庫一覧 (年 3 月 31 日)

*容器単位

薬品名(グレード・容量別)	所管部	未開封 在庫数	開封 在庫数	備 考

医薬用外劇物管理簿

*容器単位

年月日	氏名	薬品名 (容量別)	購入数	空き数 (廃棄)	未開封 在庫数	開封 在庫数	備 考

医薬用外劇物在庫一覧 (年 3 月 31 日)

*容器単位

薬品名(グレード・容量別)	保管場所 (部屋名)	未開封 在庫数	開封 在庫数	備 考

(2) 貯蔵設備 (各部が管理する保管庫の条件)

堅固なものであること。

施錠できるものであること。

医薬用外毒物・医薬用外劇物の文字を明瞭に表示すること。

飛散、漏れ、しみ出し、流れ出し、地下にしみこむおそれがないこと。

震災対策として壁等に固定すること。

ボトルトレー等で転倒・落下防止措置をすること。

(3) 保管庫の管理

保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開ける。

カギの管理は管理責任者がおこなう。

「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

劇物専用の保管庫とし、劇物以外の物は保管しない。

混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

劇物を他の容器に移し替えない。

個々の毒物劇物のMSDS(SDS)を保管・管理しているか確認する。

規定年月日 平成 26 年 8 月 1 日

包括外部監査人が内水面水産技術センターで実地監査を行った日は、平成 26 年 8 月 25 日、26 日及び 28 日であったが、規定制定日から実地監査日までの間に、薬品庫での毒物の受払いは発生していなかった。従って、管理簿の運用状況を確認することはできなかったが、毒物劇物保管庫は管理者が保管する鍵により施錠されていることを確認することができた。

現状の問題点

毒物及び劇物の数量管理（意見）

上記防止規定に記載のとおり、毒物及び劇物とも、管理単位は容器単位での管理にとどめている。従って、開封済みか未開封かの識別のみであり、開封済みのものは、例えば 100 g 入りのものであれば、残量が 99 g であっても 1 g であっても、同じ一本とカウントされるに過ぎない。また、管理簿への記載については、購入又は廃棄した場合に、購入者又は廃棄者によって年月日、氏名、購入又は廃棄後の残高（開封何本、未開封何本）が記載されるのみである。

毒劇物は危険物であり、その取り扱いについては、誤用のないよう相当程度慎重に行う必要があるとともに、その保管方法についても不正使用や盗難等のリスクを極力排除できるような環境を設定する必要がある。

この点に関しては、毒物及び劇物については、常時施錠されている薬品庫の中で保管されており、外部の人間による盗難や持ち出しのリスクは限りなく低減していると言える。一方で、内部者による不正使用を防止する観点からは、上述のように容器単位での管理で十分といえるかが疑問である。

毒物及び劇物の使用管理方法（意見）

包括外部監査人による実地監査日（平成 26 年 8 月 28 日）時点の薬品庫の毒物及び劇物を現物確認したところ、その使用方法、管理方法に疑問を感じた。具体的には以下 2 点である。

複数の開封済み在庫が存在しており、開封済みの薬品を使い切ってから未開封品を使用すべきである。

実質的に使用不可能な薬品が保管されており、適切に廃棄処理すべきである。

解決の方向性

毒物及び劇物の数量管理について

使用の都度、使用量、使用者を管理簿に記載することが望まれる。

実務上使用量の把握が困難であれば、例えば、以下の方法を考慮する。

毒劇物の管理棚から薬品を取り出す際は、使用者のほかに使用者以外の者と 2 名 1 組で取り出し、使用後も同様に 2 名 1 組で棚にしまう際に、使用者以外の者が薬品量を目視確認することを徹底する。

も難しい場合は、少なくとも、使用の都度、使用者が使用年月日と氏名を管理簿に

記載する。

毒物及び劇物の使用管理方法について

開封済みの薬品があるにも係らず、未開封品が使用されないように保管方法及び使用方法に十分留意し、実質的に使用不可能な薬品については、適切に廃棄処理を行う必要がある。また、購入時において、在庫数を確認の上、適切な数量の購入に十分留意する必要がある。

(3) 情報管理事務

情報セキュリティ管理について

コンピューターデータ管理の概要

内水面水産技術センターでは、研究成果や研究経過に関する情報の他、センターの管理運営に関する情報が、各職員に貸与されているデスクトップパソコン又は県のファイルサーバー内に保管されている。

情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されている。その具体的な対応については情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされている。

現状の問題点(意見)

デスクトップ型のパソコンに保管されている情報については、施設自体の施錠等を通じて、外部漏洩及び盗難の対策が図られているものの、自然災害や事故等、万が一の事態に備えて、パソコン以外の記録媒体へ情報を保管するなどの明確なルールが決められていない。

解決の方向性

デスクトップ型のパソコンに保管されている情報を質的及び量的な観点から把握し、重要度に応じた情報の保管場所等のルールを明確にする。

- 1 農業研究センター

1. 農業研究センターの概要

(1) 設立目的

農業研究センターは、以下の事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」（平成 13 年 3 月 30 日規則第 46 号）に基づき設置されている。

- (1) 農業試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 農業経営の研究に関すること。
- (4) 農作物等の品種改良及び栽培方法の試験研究に関すること。
- (5) 原種苗の生産、配布及び鑑定に関すること。
- (6) 農業農村整備の試験研究に関すること。
- (7) 農業の機械化並びに農業用の施設及び装置についての試験研究に関すること。
- (8) 農業生産環境及びその保全に関する調査及び試験研究に関すること。
- (9) 病害虫及び病害虫の防除についての試験研究に関すること。
- (10) 農業気象及び作況の調査に関すること。
- (11) 農畜産物の保鮮流通及び高度加工技術の試験研究に関すること。
- (12) 家畜及び家禽（きん）の育種の試験研究に関すること。
- (13) 家畜及び家禽（きん）の飼養の試験研究に関すること。
- (14) 家畜及び家禽（きん）の生物工学の試験研究に関すること。
- (15) 家畜及び家禽（きん）の能力検定に関すること。
- (16) 飼料作物、草地及び畜産環境の試験研究に関すること。
- (17) 種畜、種禽（きん）、種卵及び人工授精用精液の生産及び配布に関すること。
- (18) 研修生の実習に関すること。
- (19) 農業ふれあい公園に関すること。

(2) 所在地

岩手県北上市成田 20-1

(3) 施設の概要

建設：平成 9 年

敷地：36.2 ha

ほ場：65.1 ha

(内訳)水田 : 25.8 ha

畑 : 22.0 ha

果樹園 : 17.3 ha

主な建物：管理棟	2,914 m ²
研究棟	5,057 m ²
機械棟	412 m ²

(4)沿革

明治31年 種馬厩を盛岡市に設置

明治34年 農事試験場をに設置（種馬厩は種畜場に改称）

大正2年 原蚕種製造所を胆沢郡水沢町（現奥州市水沢区）に設置

大正11年 原蚕種製造所を蚕業試験場と改称

この間、組織の新設、移転、統廃合を実施

昭和37年 農業試験場の園芸部、南部試験地及びぶどう試験地を分離して園芸試験場（3部制：庶務・果樹・蔬菜花卉）を北上市に設置

農業試験場胆江分場及び九戸分場をそれぞれ、県南分場、県北分場と改称

種畜場に種鶏場及び農業試験場畜産部を併合して畜産試験場を滝沢村に設置

この間、内部組織等を再編

平成9年 農業試験場、蚕業試験場、園芸試験場及び畜産試験場を農業研究センターに再編整備

農業試験場本場、園芸試験場本場、同大迫試験地及び蚕業試験場本場を統合し、北上市にセンター本部を設置

農業試験場県北分場、園芸試験場高冷地開発センター及び蚕業試験場一戸分場を統合し、軽米町に県北農業研究所を設置

農業試験場県南分場及び園芸試験場南部分場をそれぞれ銘柄米開発研究室、南部園芸研究室と改称

畜産試験場を畜産研究所に改組

畜産試験場外山分場及び種山肉用牛改良センターをそれぞれ外山畜産研究室、種山畜産研究室に改称

平成10年 センター本部に専門技術員を配置

平成13年 センター本部に病害虫部を新設し、病害虫防除課及び病理昆虫研究室を設置

平成16年 県北農業研究所にいわて雑穀遺伝資源センターを設置

平成18年 専門技術員室を廃止（中央農業改良普及センター県域普及グループへ勤務振り替え）
センター本部、畜産研究所及び県北農業研究所内にそれぞれ中央農業改良普及センター、同・滝沢村駐在、同・軽米普及サブセンターを設置

平成20年 センター本部にプロジェクト推進室（2室制：水田農業及び特裁・有機）を設置。4部制（企画管理部、技術部、環境部、病害虫防除部）とする

畜産研究所を4研究室制（家畜育種、家畜飼養・飼料、外山畜産、種山畜産）とする

県北農業研究所を2研究室制（作物、園芸）とする

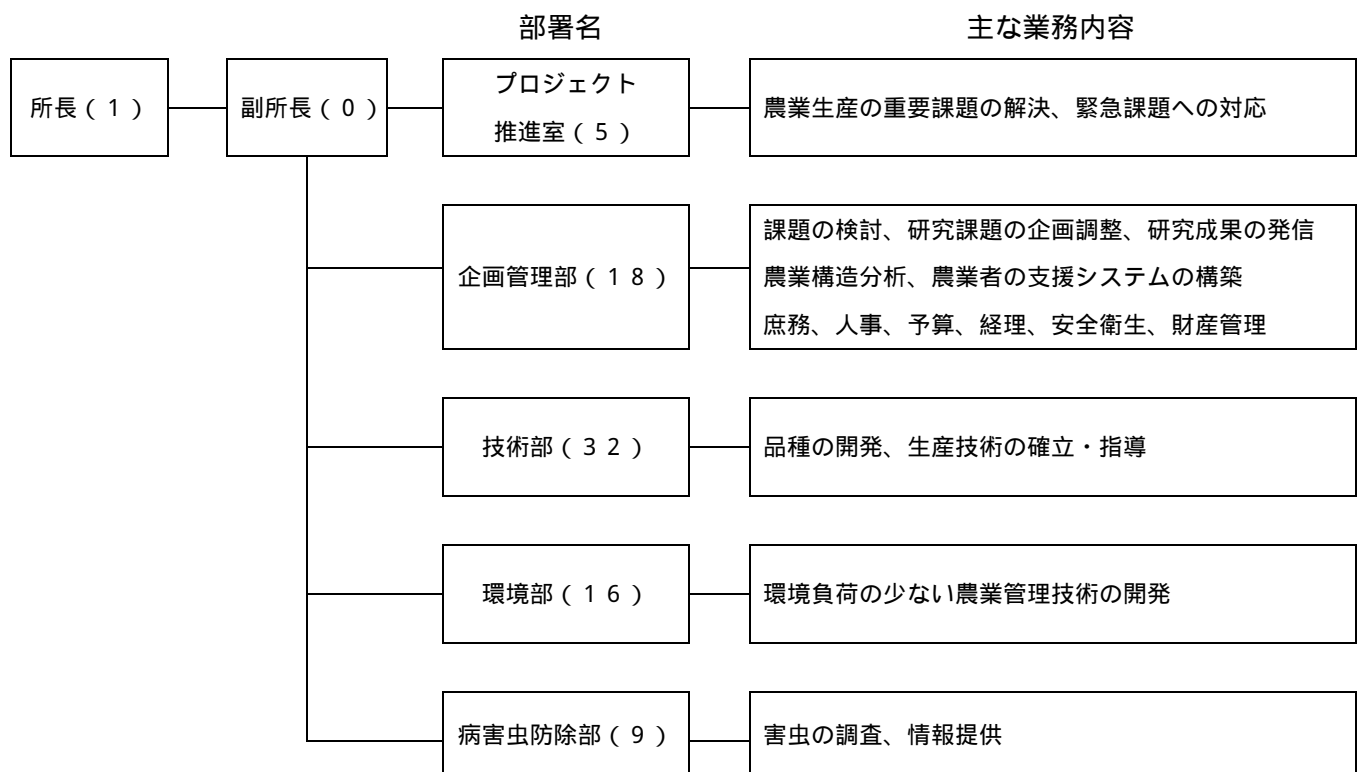
平成23年 東日本大震災津波による被災のため南部園芸研究室をセンター本部に移転

技術部を4研究室制（果樹、作物、野菜・花き、南部園芸）とする

プロジェクト推進室を1研究室制とする（特裁・有機を廃止）

平成26年 南部園芸研究室を陸前高田市米崎町に再建・移転

(5)組織と職員数(平成25年4月1日時点)



(注) 上記組織図の()内の数は、職員数である。上記職員の外、臨時職員を49名、非常勤職員を7名任用している。

(6)研究課題とその内容

研究課題	内容	研究年度	外部評価対象課題
1. 農業構造・経営管理			
地域特性を活かした収益性の高い農業経営モデルの提示	担い手の経営発展段階に合わせた体系的な支援・指導を行うため、主要経営類型について、先進経営体の調査等を基に経営の発展過程や経営管理の特徴を解明し提示する。	21-30	
開発技術の経営的評	農業研究センターにおける効率的な研究開発と農業者	25-29	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
価による効率的な研究推進	への早期普及に資する、開発する技術の経営的評価と導入条件等の解明を行う。		
営農計画作成支援情報の提供	本県の主要品目について、農業経営基盤強化法に基づく標準技術体系の策定に資するデータ収集と分析を行うとともに、技術体系データベースの整備・拡充に関する研究を継続実施することにより、指導機関・団体の迅速かつ的確な経営改善指導や営農計画作成を支援する。	21-30	
本県の農業構造の現状及び動向の提示	行政施策の企画に資するため、農林業センサス等の統計データを活用し、本県の担い手等の動向分析と将来予測を行い、現状の的確な把握と対応方向についての情報を提供する。	22-25	
2．水稲			
DNA マーカーを用いたオリジナル水稲品種の開発	生物工学研究センターとの連携によって開発されたDNAマーカーの導入・応用化により高度な耐冷性・対病性・極良食味性を備えるとともに、将来にわたり米産地としての地位を維持し、消費者ニーズに対応した市場性の高い新品種を育成する。	21-30	
生産性を飛躍的に高める栽培技術の確立	育苗・移植作業の省力化、直播栽培、病害虫や水田雑草の効率的防除等の新技術による低コスト、省力生産技術を確立する。高品質・良食味米の安定生産のために品種特性・気象・土壌条件に対応した栽培法及び生育・栄養診断・予測技術を開発する。	21-30	
水稲原種・原々種の安定供給	品種特性の維持と県内水稲品種の作付け動向に対応した生産を行うための優良種子を安定供給する。	21-30	
3．畑作物			
需要に即する安定多収・高加工適正畑作物品種・系統の選抜	消費者や実需者のニーズに即応した高い加工適性を有し、安定供給に対応できる優良品種・系統の選定を進める。また、その品種固有の特性を引き出す栽培技術の実用化を進める(主に小麦、大豆が対象)。	21-30	
生産性を飛躍的に高める栽培技術の確立	農業の担い手の姿に合致した低コスト安定生産のため、より省力で安定多収をはかる栽培技術の確立をはかる。	21-30	
畑作物原種・原々種の安定供給	優良な原々種苗の安定供給技術を開発する。	21-30	
4．果樹			
国際競争力の向上と需要拡大を狙いと	りんごにおいて老齢樹等低位生産園の改植を推進するため、新しい性台木等を利用した安定生産技術を確立	21-30	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
た果樹の省力・低コスト・高品質安定生産技術の確立	するとともに、国際化に対応した省力・低コスト栽培技術や消費ニーズに合致した高品質果実生産技術、防除薬剤の削減やドリフト防止など農作物の安全、安心に配慮した栽培技術の確立をはかる。		
りんごオリジナル品種等の有望品種の開発及び選抜	産地の拡大、維持を図るため、本県の気候風土に適したオリジナル品種等の育成を推進する。	21-30	
ぶどう及び西洋梨等特産果樹品種の選抜と省力栽培技術の確立	ぶどうにおいては、垣根仕立て等による省力化技術、施設化(雨よけ)等による高品質生産、作期拡大を検討し、安定生産法の技術開発を推進する。 西洋梨、黄桃等その他の果樹については、産地の拡大、維持を図るため、本県の気候風土に適した特産的品種の選抜を進めるとともに省力、低コスト、高品質生産技術開発を推進する。	21-30	
5．野菜			
もうかる経営体の育成に資する革新技術の開発・導入	気象条件を活用した施設栽培作型、収量の安定向上対策や省力型給液栽培法など、単収の向上、作業の効率化、労働強度の軽減等を図るための栽培法を開発する(きゅうり、トマト、イチゴ等)。	21-30	
ブランドの確立を推進する高付加価値化技術の開発	付加価値向上が可能でブランド化に資する技術である国産供給の端境期をねらう新たな作型やおいしさ、内部成分の向上をはかるための高品質栽培技術等の実用化をはかる。また、本県の立地条件に適合した高収益な安定生産技術の実用化をはかる(パプリカ、イチゴ、アスパラガス、ハクサイ等)。	21-29	
バイオマス等を有効利用する低コスト栽培技術の確立	地域未利用資源、廃棄系資源として処理に大きな課題を抱えていた木質系資源を有効活用した施設園芸における低コスト栽培技術を確立する。また、耕種的防除を利用した農薬の低減技術など、環境と調和した栽培技術の実用化をはかる。	21-30	
6．花き			
リンドウオリジナル品種の開発	リンドウ主産地としての優位性を維持するために、需要期品種の更新をはじめとする品種構成の再構築を目指すほか、新たな需要を作り出すための品種育成を進める。育種手法では、純系育成とその利用による効率的な育種方法を確立する。また、育成された品種の種苗供給を円滑に進めるために、親系統の維持・増殖方	21-30	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
	法の技術確立と併せ、効率的な採種ができるように技術改善を進める。		
生態特性に応じた安定生産技術の開発	リンドウ栽培において問題となる事項の解決を図り、採花年限の延長、単収の引き上げなど生産性を向上させる技術の開発を進め、生産基盤の安定化に資する。	21-30	
リンドウ・小ぎくオリジナル品種原種苗の安定供給	育成品種の円滑な種苗供給のため、種苗生産者(岩手県農産物改良種苗センター)に対して実生繁殖原種苗、組織培養増殖固体、栄養繁殖原体を安定して供給する。	21-25	
7. 作業技術			
省力・低コスト、軽労化技術の確立	育成される良質多収品種を活用して、水稻では直播等の省力・低コスト栽培技術を開発し、体系化をはかる。水田転換畑では大豆等の湿害を軽減し、収益性をより安定させる技術を開発し、体系化をはかる。また、園芸作物(野菜、花き、果樹)栽培における省力・低コスト化技術、軽労化技術の開発、実用化をはかる。	21-29	
8. 生産環境			
地球温暖化対策のための農地管理および温暖化適応技術の開発	農地土壌は、地球温暖化対策のための二酸化炭素吸収源として国際的にも認知されていることから、温暖化抑制対策に資するため、農地への炭素貯留効果を高める土壌管理手法を明らかにする。また、米や果実の品質などに地球温暖化の影響が出始めていることから、温暖化に適応可能な品種、品目の導入検討や対策技術の開発に取り組む。	21-30	
農作物の安全性を確保するための栽培管理手法の開発	食の安全を脅かす農薬残留やカドミウム汚染、放射能物質から農作物を守り、消費者が安心できる安全な農作物を生産するための栽培管理技術を開発する。特に、原発事故により放射性セシウムに汚染された牧草地の効果的な除染技術を明らかにする。	21-27	
9. 土壌作物栄養			
土壌養分の蓄積に対応した効率的な施肥管理技術の開発	農地における土壌養分の蓄積に対応した適正な施肥管理を推進するため、主要産地等における土壌養分の実態を把握するとともに、新たな肥料の活用や化学肥料の施用量の低減などを検討し、効率的かつ土壌環境への負荷を軽減する施肥管理技術を確立する。	21-30	
家畜由来有機物等を地域資源として有効活用するための技術開発	県内に豊富な畜産由来有機物を化学肥料の代替資材となる地域資源として積極的に利用するため、有機物の肥効特性や作物の生育、収量への影響、長期的な土壌養分の変化等を調査研究し、畜産由来有機物等地域資	21-30	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
	源を有効活用した施肥管理技術を確立する。		
10．病害虫制御			
主要・地域特産農作物の病害虫発生生態の解明	適期的に確かな防除をするためには、農業生態系における病害虫の発生生態の解明が不可欠である。主要農作物の病害虫については、基礎的な生態研究を実施しながら経済的被害許容水準を設定するとともに、精度の高い病害虫発生予察システムの開発を進める。また、栽培環境等の変化に伴い頻発傾向にある新奇病害虫や難防除害虫、登録農薬がほとんどない地域特産農作物の病害虫については、発生生態を解明し効果的な防除技術開発を支援する。	21-27	
環境負荷軽減を目指した効率的な化学的害虫防除技術の開発	主要農作物の病害虫については、環境負荷を目指した効率的な化学的防除体系の開発を進める。また、新奇病害虫や難防除害虫については効果的防除技術を開発するとともに、地域特産農作物の病害虫については有効な農薬の登録を推進する。	21-30	
環境にやさしい病害虫防除技術の開発	生物農薬防除技術、物理的防除技術、耕種的防除技術など化学合成農薬に依存しない環境にやさしい防除技術の開発を進める。	21-30	
病害虫総合防除技術(IPM)の開発	環境にやさしい防除技術と化学的防除技術を適切に組合せ、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害許容水準以下に抑制する病害虫総合防除技術(IPM)の開発を進め、生産者、生産物、環境に安全な農作物生産に寄与する。	22-28	
11．乳用牛			
泌乳能力の発揮と生涯生産性の向上に資する飼養管理技術の確立	牛の能力を最大限に発揮させる飼養管理技術及び周産期疾病や繁殖障害の発生を減少させる飼養管理技術を確立する。	22-26	
飼料自給率の高い飼養管理技術の開発	くず大豆の飼料化及び発酵 TMR 素材としての自給タンパク質飼料の低コスト調整等の自給飼料を高度に活用した飼養管理技術体系を確立する。	21-26	
12．肉用牛			
優良種雄牛の造成と凍結精液の安定供給	優れた産肉能力を持つ種雄牛の造成を着実に推進し、凍結精液を安定的に供給する。	21-30	
消費者等の志向に対応した牛肉の効率的生産技術の開発	消費者や需要者のニーズを満たしつつ、肥育経営の改善に資する肥育技術を開発する。	21-30	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
日本短角種の能力向上と安定生産技術の確立	産肉能力検定の着実な実施により、種雄牛の能力向上を推進する。	21-30	
低コスト子牛生産技術の確立	冬季屋外飼養を組み合わせた繁殖経営の低コスト化技術体系を確立する。	22-25	
バイオテクノロジーを活用した効率的な改良技術の確立	次代を担う種雄牛を効率的に造成するため、一塩基多型(SNP)を活用した遺伝子解析により、産肉性や繁殖性に関連するDNAマーカーを特定する。また、牛胚移植の受胎率向上と胚生産コスト低減を図るため、新たな牛胚の形態分類評価法を確立する。	21-30	
13. 中小家畜(豚・鶏)			
特産豚・特産鶏の能力向上と安定供給	斉一性に富み、産肉能力の高いパークシャー種系統豚群を作出する。また、高能力で斉一性に富む南部かしわを安定的に生産・供給するため、基礎となる鶏種の産肉能力の維持・向上を図る。	21-29	
多様な飼料資源を活用した特色ある生産技術の確立	飼料用米を含む飼料資源を活用した特色ある豚肉・鶏肉生産技術体系を確立する。	22-26	
14. 草地・飼料作物			
地域適応性に優れた草種・品種の選定	飼料生産性を高めるため、本県に適応性の高い、飼料用品種を選定する。	21-27	
良質粗飼料の低コストで安定した生産・調整技術の確立	生産コストの低減と収量向上を図るため、土壌条件に応じた精密な施肥管理技術及び雑草対策を確立する。また、粗飼料調整手法の改善により、自給飼料の品質の向上技術を確立する。	21-30	
公共牧場における草地および家畜の効率的な管理技術の確立	公共牧場等草地の生産性の高い効率的利用・管理技術を開発するとともに、放牧牛群の効率的な管理技術を確立する。	22-27	
15. 畜産環境			
家畜排せつ物等の効率的利用技術による低コスト飼料生産の確立	有機物肥料の適性利用と土壌条件に応じた精密な施肥管理による減肥栽培技術を確立する。	22-26	
家畜に優しい飼養管理技術の確立	家畜のストレスが軽減され、疾病発生が少ない飼養管理技術を確立する。	23-25	
16. 県北農業振興			
県北地域の立地特性	県北やませ地域の多様な気象・地形・土壌等の立地条	21-29	

研究課題	内容	研究年度	外部評価 対象課題
を活用した園芸作物の安定生産技術の確立	件を積極的に活用できる効率的な高収益生産システムを開発する。		
雑穀の高付加価値化と低コスト栽培技術の確立	雑穀の高付加価値に向けた成分育種の基礎的研究と収益性を向上させる低コスト栽培法を確立する。	21-30	
県北・沿岸地域における生産性・収益性の高い複合型組織営農技術の開発	経営の多角化と寒冷地稲作の低コスト化を組み入れた所得向上につながる生産システムを確立する。	25-30	
17. 震災復興			
沿岸地域の新たな産地づくりに向けた収益性の高い園芸技術の実証	被災地の農業復興と技術革新を通じた成長力のある農業の育成を図るため、これまでに蓄積してきた生産・加工等に係る最先端の技術シーズを有効に活用した大規模実証研究により地域特性を生かした園芸技術を確立する。	23-29	
沿岸地域の農業復興に向けた収益性の高い土地利用型営農技術の実証	被災地の農業復興と技術革新を通じた成長力のある農業の育成を図るため、地域特性を生かした中小区画農地に適用する土地利用型営農技術を確立する。	23-29	
沿岸地域の農業復興に向けた農業経営モデルの構築及び開発技術の評価導入	沿岸部の中山間地域に適応する雇用創出型の農業経営モデルを提示する。効率的な研究開発と被災地域の農業者への早期普及に資するため、開発する技術の経営的評価と導入条件の解明を行う。	24-29	

(7) 収支の推移

収入

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
使用料手数料収入	2,888	2,834	3,031	行政財産使用料(自販機等)、牛馬寄託手数料
国庫支出金収入	35,528	33,061	177,798	国庫補助、国庫委託金
財産貸付収入	27	27	119	電柱敷地等
生産物売払収入	265,762	214,282	221,260	農作物、畜産生産物等の売払い
受託事業収入	89,826	64,191	87,589	試験研究受託事業費
雑入	3,502	3,814	3,912	公舎料、社会保険料納付金

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
計	397,533	318,209	493,709	

支出

(単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
報酬	19,643	18,981	22,169	22,089	23,547	23,467
共済費	14,605	14,005	12,497	11,796	14,598	13,815
賃金	108,556	107,950	95,269	94,322	110,296	106,092
報償費	1,672	1,672	1,667	1,655	1,639	1,589
旅費	19,590	18,566	18,916	17,276	24,038	19,783
需用費	307,420	303,679	389,198	383,758	369,736	348,979
役務費	32,054	29,078	31,527	28,742	31,743	28,250
委託料	143,040	141,247	143,026	142,118	271,794	266,408
使用料賃借料	3,040	2,745	5,510	5,251	7,722	6,816
工事請負費	-	-	-	-	273,644	273,644
備品費	30,941	30,909	29,392	29,386	64,337	61,021
負担金補助金	1,899	1,791	5,640	1,858	1,940	1,830
公課費	1,184	1,182	997	973	1,215	1,205
計	683,644	671,805	755,808	739,224	1,196,249	1,152,899

(上記の内訳)

農業研究センター費(本部及び県北農業研究所分)

管理運営費(庁舎・ほ場管理費)	150,037	147,105	156,884	152,818	170,926	165,040
試験研究費(外部資金等農業試験研究費)	101,481	99,671	72,570	71,104	258,902	244,199
高生産性農業試験研究費	23,639	22,983	22,156	21,361	19,416	17,632
県北農業研究所	29,823	29,704	28,948	28,820	29,667	29,469
その他	36,150	35,552	37,942	37,104	38,042	37,343

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
農業研究センター費(畜産研究所分)						
庁舎管理費	66,105	65,854	67,894	67,637	63,661	62,990
飼育管理費	107,405	106,224	181,673	181,175	131,126	129,646
種山畜産研究室分	116,118	112,653	139,989	135,812	144,910	129,000
その他	36,113	35,532	29,446	29,142	23,935	23,009
農業振興費(ふれあい公園分)						
ふれあい公園管理運営費	16,773	16,527	14,631	14,251	13,569	13,316

なお、上記支出には、職員の人件費は含まれていない。農業研究センターの職員の人件費支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	1,210,386	1,208,551	1,179,531	1,177,644	1,147,204	1,146,238

2. 監査結果及び意見

(1) 契約事務

委託先選定方法について

委託契約方法の概要

岩手県会計規則には契約の方法として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約に関する規定があるが、一般競争入札が原則的な契約方法とされ、指名競争入札や随意契約は一般競争入札が不利である場合等の例外として位置付けられている。

一般競争入札は適切な運用により極めて公平かつ透明な契約方法であり、下記地方自治法に規定される「最小の経費」を達成するために有効な手段となる。

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

よって、委託契約においても上記と同様、一般競争入札が原則的に採用されることとなる。

現状の問題点(意見)

平成9年度より継続的に随意契約とされてきた、公益社団法人岩手県農業公社とのほ場管理業務委託契約につき、直近5年間において他の委託先候補の有無に関する調査を実施しないまま随意契約先として選定されている。

この点、農業研究センターでは、ほ場管理業務に関しては試験研究のための特別な環境を構築してもらう必要がある点や、耕うん・整地等に必要な農業用機械・器具を保有し、長年の委託業務実施により経験が蓄積され技術水準が高い点等から、同様の業務を同等の金額で委託できる業者は県内には無いと推定し、委託先を選定している。

しかしながら、試験研究機関のほ場という特殊性はあるものの、必ずしも特殊なほ場管理技術を要するものではないと考えられること、他県において、ほ場管理業務を入札案件としている事例も見受けられること、平成9年度に実施した調査の段階から10年以上経過しており、その間に農業研究センターの要望を満たすような業務を実施できる業者が現われている可能性も否定できないことから、委託先の選定方法を見直す余地があると考えらる。

解決の方向性

委託先の選定方法を見直す余地の有無を検討する。

必要に応じて、選定方法を見直す。

(2) 公有財産等の管理事務

行政財産の使用許可について

使用許可財産の概要

許可先名称	岩手県職員労働組合
使用許可財産	土地 建物

用途	自動販売機敷地 事務室、売店及び自動販売機敷地
使用許可期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(事務室、売店) 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(自販機)
使用料	行政財産使用料条例第 3 条第 6 号(財産の使用が短期若しくは小部分であるとき、又は県の行政遂行上特に必要と認められるとき)により全額減免

現状の問題点(指摘)

岩手県職員労働組合(以下組合)は、自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、組合への使用許可が適切と言えるかどうかの問題となる。

この点につき、設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて組合への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えがたいこと、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、組合に対して使用許可をした上で自販機を設置させることで、収入の機会を逸していることの合理的理由が見当たらないことから、組合への行政財産の使用許可(使用料全額減免)は不適切であると考えられる。

解決の方向性

組合への使用許可は原則として行わないこととする。

なお、本件に関しては、岩手県総務部管財課が取りまとめのうえ、当初契約期間満了を機に、順次契約先を組合から自販機設置業者等へ変更する方向で検討中であるとのことである。

ふれあい公園(農業科学博物館)について

ふれあい公園の概要

設置根拠	農業ふれあい公園条例(平成 10 年 3 月 30 日条例第 28 号)
設置目的	農業に関する資料の展示及び研修を行うとともに、体験的学習の場を提供することにより、県民の農業に対する理解を深めるため
設置年度	平成 9 年度
設置場所	北上市
施設概要	<p>農業ふれあい公園</p> <p>約 17ha の広い公園内に、棚田をはじめ、自然に親しめる桜の丘、せせらぎ、水車、ひょうたん池等がある。</p> <p>農業科学博物館</p> <p>博物館には 2 つの展示室がある。「農業れきし館」には、江戸時代以降の凶作、飢饉が多かった農業、農村生活の移りかわりを知ることができる農機具、生活用具、馬産、人物等の展示が、「農業かがく館」には、現在の農業を楽しく学習できるクイズ・パズル・ゲーム等の展示がある。</p>

	加工工房 農産物を持ち寄り、ジャムやジュース、漬物等各種農産加工の実習ができる。		
利用料	農業ふれあい公園の利用は無料である。また、加工工房は事前の申請により利用可能である。農業科学博物館の入館料は以下のとおりである。		
	個人	小・中・高校生	無料
		大学生	140 円
		一般	300 円
	団体（20 名以上）	小・中・高校生	無料
		大学生	70 円
一般		140 円	

博物館の入館者・利用者・収入の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
有料者	547 人	1,269 人	1,228 人
免除者	839 人	1,297 人	1,688 人
無料者	1,788 人	1,684 人	1,766 人
計	3,174 人	4,250 人	4,682 人
料金収入	130,730 円	266,160 円	262,670 円

支出の推移

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ふれあい公園管理運営費			
報酬	2,598,910	2,570,812	2,578,250
共済費	512,125	501,955	522,205
賃金	1,848,780	1,718,420	1,298,087
旅費	9,850	3,400	7,125
需用費	6,639,666	4,686,967	4,896,218
役務費	348,444	318,878	305,986
委託料	4,550,778	3,469,528	3,147,736
負担金	5,000	5,000	5,000
計	16,513,553	13,274,960	12,760,607
ほ場管理費（公園内の田畑の管理費）			
委託料	2,870,269	6,363,782	6,165,514

現状の問題点

農業科学博物館（以下博物館）の管理運営（意見）

に記載のとおり、博物館の入館者数は、平成 23 年度以降上昇傾向にあるが、平成 23 年度は震災の影響による来場者の大幅な減少があったためであり、農業研究センターの努力もあって、平成 24 年度に震災以前の入館者数に回復している。しかしながら、設置初年度の有料入館者数は 7,000 人超であったものの、それ以降は年々減少し、この十数年間は現在の 1,000 人台で推移している。

収支のうち収入面に関しては、有料入館者数に応じて料金収入が増減しており、平成 25 年度は 262 千円であった。一方、支出面に関しては、平成 25 年度の支出総額は 18,926 千円（公園内の田畑の管理費 6,165 千円含む）で、収支差額は 18,663 千円となっており、入館料収入は公園の管理運営コストに比べて微々たる額であることがわかる。

この点、農業研究センターの説明によれば、ふれあい公園の管理運営コスト削減のために、過去に指定管理者制度の導入を検討したが、希望者がなく断念した経緯があるとのことであった。また設置当初は、年間 7,000 人の入館者に対応するために常時 4 名の職員を配置して運営を行っていたが、現在は非常勤職員 2 名の対応としたり、清掃等の委託料を削減することでコスト削減を図っているとのことであった。さらに、高齢者や児童の入館者に対する社会福祉の一助となっていることから、当該博物館の費用に対する効果は、必ずしも目に見えるものだけで測れるものではないとのことであった。

もちろん、博物館は、収入によって儲けを生み出すことを目的に運営している施設ではなく、広く県民に対して行われる公共サービスの一環として、農業技術や研究成果の普及活動や県民が農業に触れ合う場を提供するための施設運営を行っているものであり、収支がマイナスであることをもって、即座にその存在意義が否定されるものではないと考える。しかしながら、一方で、每期 18,000 千円超の県費を投入して運営を継続することについては、以下の視点で博物館の運営について再検討することを申し入れたい。

より経済的・効率的な運営をすることによって、支出を減少することができないか（経費削減の視点）。

より魅力的な催しを開催したり、博物館や公園の存在を広く PR することで入場者数を増やすことはできないか（入館者数増加の視点）。

上記の視点による検討は、農業研究センターとしても当然に実施しているところではある。その中で、入館者数増加は必ずしも入館料収入の増加を伴う必要はなく、少額な入館料の徴収事務や管理事務を行う非常勤職員の人件費を比較考量すれば、思い切って入館料を徴収しないこと（入館無料）にすることも考えられるところである。

上記の視点を踏まえて、運営を継続した場合であっても、近い将来、博物館施設設備の老朽化に伴う維持修繕費用の増加等、主として博物館の運営を維持するためのコストが上昇局面に転じる際には、博物館を運営し続けることの効果と、県費の支出を継続することの比較考量により、博物館の存在意義について改めて検討する必要があると考える。

加工工房の有効活用（意見）

加工工房は、博物館の附属設備として、博物館設立と同時に建設された施設であり、食品加工の体験や農業生産者による実習・実験ができる場として、広く県民に開かれてきた施設であったが、農家の高齢化に伴い利用者は減少し続け、現在は年に数回使用される程度となっている。

博物館については、上述のとおり、費用対効果を勘案しての運営の維持継続の検討を申し入れたところであるが、加工工房に関しては、年間稼働日数が数日とほとんど稼働していないといっても過言ではない現況が危惧される場所である。

解決の方向性

農業科学博物館（以下博物館）の管理運営について

（意見）に記載のとおりである。

加工工房の有効活用について

加工工房であるため、本来の目的である加工食品をテーマにしたイベントの開催や、休日のバザーや産直販売等の場所として提供する等、県有施設の有効活用を促進することが望まれる。

(3) 毒劇物の管理事務

実地棚卸について

毒劇物の管理の概要

農業研究センターでは、内規である「毒劇物等の管理及び事故等対策要領（以下、「要領」とする。）」に基づいて、研究に使用する毒劇物等の適切な管理及び事故等の対応を行うこととしている。「要領」の中には受払に関する規定があり、各部署とも所定のフォーマットを使用して毒劇物の日常的な受払いを実施している。

しかし、現状の「要領」には上記のような受払の規定及び管理責任者の通常の管理責任としての在庫確認の規定しかなく、実地棚卸について明文化された規定が存在しない。そのため、毒劇物の実地棚卸は各部署において独自に対応している状況であり、月次ベースで実施している部署もあれば、不定期に実施する部署、また、管理数量が少量であることから実施しない部署と様々である。

また、各部署の取りまとめを行うのは企画管理部総務課であるが、実地棚卸の報告を受けると等の毒劇物の管理状況の把握が十分ではない。

現状の問題点（意見）

実地棚卸に関する明文化された規定がないことから、各部署の毒劇物の管理水準に差が生じている。これにより、適切に実地棚卸を行っている部署では受払簿の数量と実際の数量の一致を確かめていることから紛失等のリスクに対応できているが、反対に実地棚卸を行っていない部署では紛失等のリスクに適時に対応できない可能性がある。加えて、実地棚卸を実施することにより、使用期限や実際の使用状況についても確認することになるため、長期間使用されていない毒劇物の把握が可能になり、不要な毒劇物については適切な時期に処分を

行うことも可能になる。

また、取りまとめを行う部署である企画管理部総務課に対して、適切に実地棚卸を行って
いることを報告書等の形で提出することで、企画管理部総務課で農業研究センターにおいて
どれだけの毒劇物を保有しているかを把握することが可能になり、各部署に対して適切な指
示を出すことが可能となるとともに、各部署においては企画管理部総務課からの牽制効果が
働き、毒劇物の管理水準を一定に保つことが可能となる。

解決の方向性

「要領」に実地棚卸に関する規定及びフォーマットを盛り込み、適切な運用を行うこと
により毒劇物の管理水準を向上させる。

(4) 情報管理事務

情報セキュリティ管理について

コンピューターデータ管理の概要

農業研究センターのコンピューターサーバー室は、許可しない者の出入り防止策や入室者の
管理が必ずしも十分ではない状況である。

また、サーバー上のデータのバックアップは、サーバーに接続されている外付けハードディ
スクに日時バッチ処理で行われている。

情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する
方針については「岩手県情報セキュリティーポリシー」において規定されている。その具体的
な対応については情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされてい
る。

現状の問題点(意見)

コンピューターサーバー室の物理的セキュリティ

コンピューターサーバー室の位置及び管理状況からすると、比較的人の出入りがある場所
にサーバーが設置されており、物理的セキュリティが十分でないことから、不正アクセスや
情報漏えいの可能性が否定できない。

今日においては、ITを利用した情報管理は電気や水道と同じような基本的なインフラであ
り、組織の根幹に関わるような重要な情報も取り扱うことから、十分な対応が必要と考える。

サーバー上のデータの遠隔地におけるバックアップ

上記に記載したとおり、サーバー上のデータは定期的なバックアップが行われているが、
あくまでサーバーと同じ場所において行われているに過ぎない。このため、火災等の災害が
発生した場合にデータが全て消失してしまい、事業の復旧までに非常に多大なコストと労力
が必要となるリスクがある。

災害ではないが、実際に全館停電にした上での電気系統の設備点検を実施した際に、サー
バーが正常に作動せず、1週間程度復旧に時間を費やし、業務に支障をきたしたこともある
とのことから、コンピューターサーバー室から物理的に隔離された場所、可能であればセン
ター以外の遠隔地においてバックアップデータを保管する等の情報セキュリティ対策を行う

必要があると考える。

解決の方向性

コンピューターサーバー室の物理的セキュリティについて

本来であれば独立したコンピューターサーバー室を用意すべきであるが、少なくとも許可しない者の出入り防止策を講じたり、入室管理簿等を用意することにより、入室者の管理を適切に行う。

サーバー上のデータの遠隔地におけるバックアップについて

コンピューターサーバー室のサーバー上のデータのバックアップは、センター以外の遠隔地でも実施する。

- 2 農業研究センター(畜産研究所)

1. 畜産研究所の概要

(1) 設立目的

「 - 1 農業研究センター」「1. 農業研究センターの概要」「(1) 設立目的」参照

(2) 所在地

岩手県滝沢市砂込 737-1

(3) 施設の概要

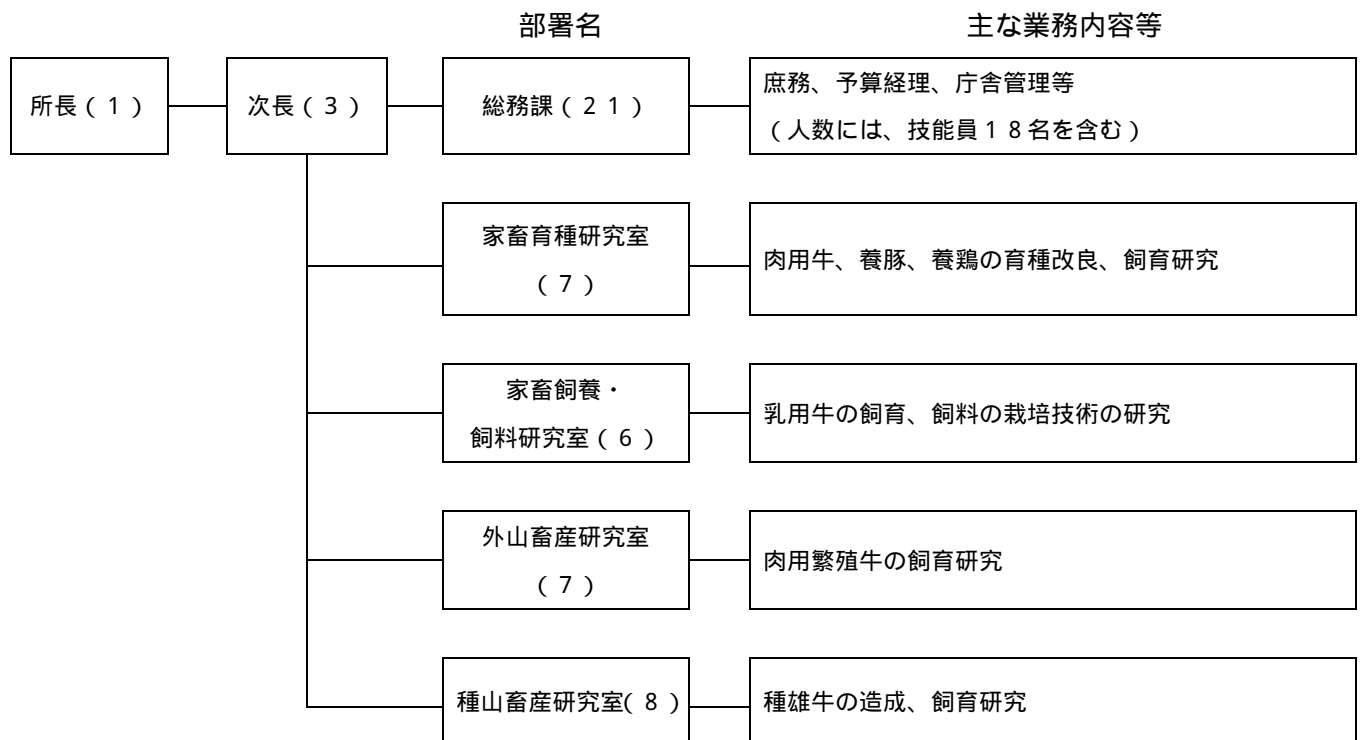
建物：研究所本館、肉牛関連施設、乳牛関連施設、新技術関連施設、堆肥処理施設、飼料生産関連施設、養鶏関連施設、養豚関連施設、職員公舎

土地：所在地周辺に、広大な草地・飼料畑を有している

(4) 沿革

「 - 1 農業研究センター」「1. 農業研究センターの概要」「(4) 沿革」参照

(5) 組織と職員数(平成 25 年 4 月 1 日時点)



(注) 上記組織図の()内の数は、職員数である。上記職員の外、臨時職員を 34 名、非常勤職員を 10 名任用している。

(6)研究課題とその内容

「 - 1 農業研究センター」「1 . 農業研究センターの概要」「(6)研究課題とその内容」
参照

(7)収支の推移

「 - 1 農業研究センター」「1 . 農業研究センターの概要」「(7)収支の推移」参照

2. 監査結果及び意見

(1) 契約事務

自家用電気工作物保安業務委託について

委託契約の概要

委託先名称	一般財団法人東北電気保安協会岩手事業本部		
委託契約金額	1,090,404 円		
委託契約の概要	自家用電気工作物が電気事業法施行規則で定める技術基準に適合するように維持管理するための業務		
委託契約期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日		
変更契約の有無	無	再委託契約の有無	無
契約方法	随意契約（特命随意契約）	見積書の取得者数	1 者
随意契約理由	施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号契約「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」 ・電気事業法施行規則第 52 条第 2 項により、契約の相手方が特定されている法人。		

現状の問題点

契約書の作成（指摘）

当該契約は、契約金額が 1,090 千円であり、県の会計規則で契約書の作成を省略できるケース（契約金額が 1,500 千円未満）に該当するため、契約書の作成を省略し、請書を徴しているとのことであった。

一方、本契約は、前金払支出の約定となっており、平成 25 年 7 月に全額前金払いしている。会計規則には以下の記述があり、本契約金額は 1,500 千円未満であるものの、前金払契約であることから、契約の締結にあたっては、契約書の作成を省略することはできなかった。

第 110 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項に規定する契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が 150 万円（災害に対処するための物品の購入その他の契約をするときは、300 万円）を超えない契約（前金払の約定及び第 188 条第 1 項ただし書の規定に基づき物品を県以外の者の施設に保管する契約をするものを除く。）をするとき。

（以下省略）

解決の方向性

契約書の作成について

契約書を作成すべきであった。

(2) 公有財産等の管理事務

物品の管理について

物品実査の概要

畜産研究所では、畜産に関する研究を行う上で必要と判断されるイスやパソコン等の一般備品から、顕微鏡等の研究用備品、そしてトラクター等の畜産用備品にいたるまで様々な物品を保有している。

これらの物品のうち、重要物品については、物品管理規則第4条において、実査の実施等による一定の管理が求められており、物品の重要性に関係なく年1回は現物確認を実施し、存在しない物品については速やかに台帳からの消去を行う必要があると考える。

【物品管理規則】

(物品管理事務の総括)

第4条 総務部長は、物品の管理に関する事務を総括しなければならない。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、物品管理者に対し、その分掌に係る物品の管理について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 物品の管理に係る事項で異例又は重要なものについては、総務部長に合議しなければならない。

4 物品について、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年岩手県条例第31号）第6条から第8条までの規定を適用しようとするときは、管財課総括課長に合議しなければならない。

現物管理においては物品を取得した場合はこれを台帳に反映し、処分した場合はこれを台帳に反映することで継続的に記録することが基本となるが、継続記録だけでは、物品の紛失や記録の漏れがあった場合、現物と台帳の記録に齟齬が生じる。そこで、補完的に現物を実査してその結果を台帳に反映することで、現物と台帳の記録の一致がなされる。その意味では、実査の結果を速やかに台帳に反映することが正確な継続記録を行う前提にあり、台帳への反映が速やかに行われない場合は、不正確な継続記録を行うことになり、また、物品管理担当者の、日常の物品の受払いを適切に記録しようとする意識を低下させる可能性がある。

現状の問題点(意見)

平成25年度の実査は実施されたが、備品管理一覧表（会計規則第188条）へ反映が行われていなかった。実査の結果は速やかに備品管理一覧表へ反映させる必要がある。

また、物品のうち、特に重要性の高い物品については重要物品とされ（物品管理規則第2条5号）重要物品管理表の作成と継続記録を行うことが求められている（物品管理規則第15条）。この重要物品について、現物が存在しないことが判明したにも関わらず台帳への反映が速やかに行われない場合は、重要物品管理表による管理を要求した物品管理規則の趣旨から見て、重大な管理義務違反となる。今回の監査では、重要物品について現物が存在しないといった事実はなかったが、重大な問題が起きる前に現物管理の徹底をお願いしたい。

解決の方向性

実査を継続して実施するだけでなく、その台帳への反映を速やかに行うことが必要である。

なお、実地監査時点では、平成 26 年 6 月に実査が行われていたが、その台帳への反映は予定されているものの、まだ行われていなかった。

【物品管理規程】

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 重要物品 次に掲げる物品をいう。

ア 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車及び三輪自動車を除く。)、大型特殊自動車及び小型特殊自動車

イ 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の船舶で動力機関を有するもの

ウ 第 6 条第 2 項第 1 号に規定する備品(ア及びイに掲げるものを除く。)及び同項第 4 号に規定する動物のうち、取得時の価格が 100 万円以上のもの

(重要物品)

第 15 条 物品管理者は、別に定める様式による重要物品管理表(以下「管理表」という。)を作成し、重要物品を取得したときは、管理表に当該重要物品の品目、規格その他の事項を記載するとともに、その内容を総務部長に通知しなければならない。

2 物品管理者は、その分掌に係る重要物品について分類換えをし、所管換えをし、改良し、貸し付け、又は処分したときは、直ちに、管理表の整理を行い、その異動の状況について、総務部長に通知しなければならない。

公有財産の管理について

公有財産の概要

公有財産は地方自治法 238 条に定義されており、畜産研究所においてこれに該当するものとしては土地、建物、立木、工作物が存在していた。畜産研究所は広大な敷地に牧草地や飼料畑を有しており、土地を中心とした不動産の管理は、特に重要な課題であると考えられる。

【地方自治法】

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

そして公有財産に該当するものの管理について、公有財産規則第4条では、実地調査を行い、財産台帳にて財産の状況を明らかにすることが求められている。

【公有財産規程】

（財産の総括）

第4条 総務部長は、財産の取得、管理及び処分に関する事務を総括しなければならない。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、部局長、課長等及び地方公所長に対し、その所管又は分掌に属する財産の取得、管理又は処分について報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 総務部長は、別に定める様式による財産台帳を備えて置いて、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。

現状の問題点(意見)

財産台帳と登記簿面積の不一致（意見）

土地の具体的な実地調査の方法としては、不動産である以上は物品と異なり現物確認をできる性質のものではないため、登記簿謄本等の入手及び照合による方法が考えられる。

しかしながら、畜産研究所では公有財産について、長年の間にわたって実地調査や登記簿謄本との照合作業は行われていなかった。近年になってその必要性を認識して少しずつ確認作業を始めているが、実地監査時点ではまだ作業完了には至っていなかった。実際に土地について財産台帳と登記簿謄本との照合を行ったところ、最新の登記簿謄本が入手されていないこともあり、面積が不一致となっているもの等、公有財産台帳と登記簿謄本の記録が一致していない状況となっている。

公有財産上の立木の管理（意見）

公有財産である土地には自然発生した立木があることから、管理義務が存在する。しかしながら、広い面積を有して、多数の立木があり、十分な管理が行える状況となっていない。台風等の自然災害の場合は、道路や電線に接触して近隣への損害を生じる可能性がある。実際に近隣への損害を与えた場合は、管理義務を有している畜産研究所がその損害を賠償する必要があり、不測のコストが発生する可能性がある。そのため、費用対効果を考慮して、計画的にリスクの高い立木から伐採処理する等の管理を行う必要があると考える。

解決の方向性

財産台帳と登記簿面積の不一致について

財産台帳と登記簿謄本に不一致がないよう財産台帳を整備する。

公有財産上の立木の管理について
費用対効果を考慮して立木の管理を行う。

生物工学研究所

1. 生物工学研究所及び公益財団法人岩手生物工学研究センター(以下、財団)の概要

(1) 設立目的

生物工学研究所はバイオテクノロジーの研究に関する事務を処理するため「岩手県知事部局行政組織規則」(平成13年3月30日規則第46号)に基づき設置されている。

主たる業務は、県有財産である土地並びに当該土地の定着物である研究施設及び研究設備等の管理である。

なお、バイオテクノロジーの研究は、別に組織されている財団が、県の研究施設及び研究設備等を使用して行っている。財団は県が設置する工業技術センター、農業研究センター、林業技術センター等の専門試験研究機関におけるバイオテクノロジー応用科学研究を一層発展させるための基礎研究を集中的に推進している。

(2) 所在地

生物工学研究所、財団とも以下に所在している。

岩手県北上市成田 22-174-4

(3) 施設の概要

建設：平成4年

敷地：48,120 m²

敷地面積：4,743 m²

主な建物：本館 2,941 m²

(4) 沿革

研究事業を行っている財団の沿革について記載している。

平成 元年 農林水産業・食品工業等の各分野に共通するバイオテクノロジーの基礎的研究を集中して実施する研究体制について検討開始

平成 2年 岩手県生物工学研究所整備構想の骨子を策定、整備検討委員会を設置、北上市に建設決定等

平成 4年 建設工事着工、財団法人岩手生物工学研究センター設立、建設工事竣工

平成 5年 開所

平成 7年 非閉鎖系温室完成

平成 8年 植物特性・安全性評価実験棟完成

平成 9年 隔離ほ場完成

平成15年 実験排水処理施設完成

平成15年 10周年記念式典

平成 16 年 科学研究費補助金取扱研究機関に指定

平成 19 年 研究組織体制再編整備（5 プロジェクト制から 7 研究分野制に移行）

平成 20 年 研究組織体制再編整備（4 研究部を 3 研究部に移行）

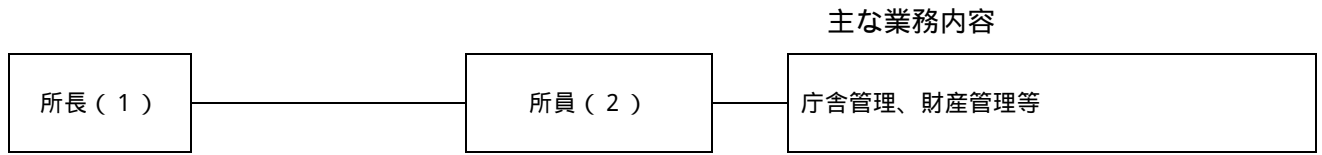
平成 22 年 R I 関連施設を改修し、DNA 解析室、代謝解析室、共用実験室を設置

平成 24 年 一般社団・財団法人法の施行により公益財団法人岩手生物工学研究センターに移行

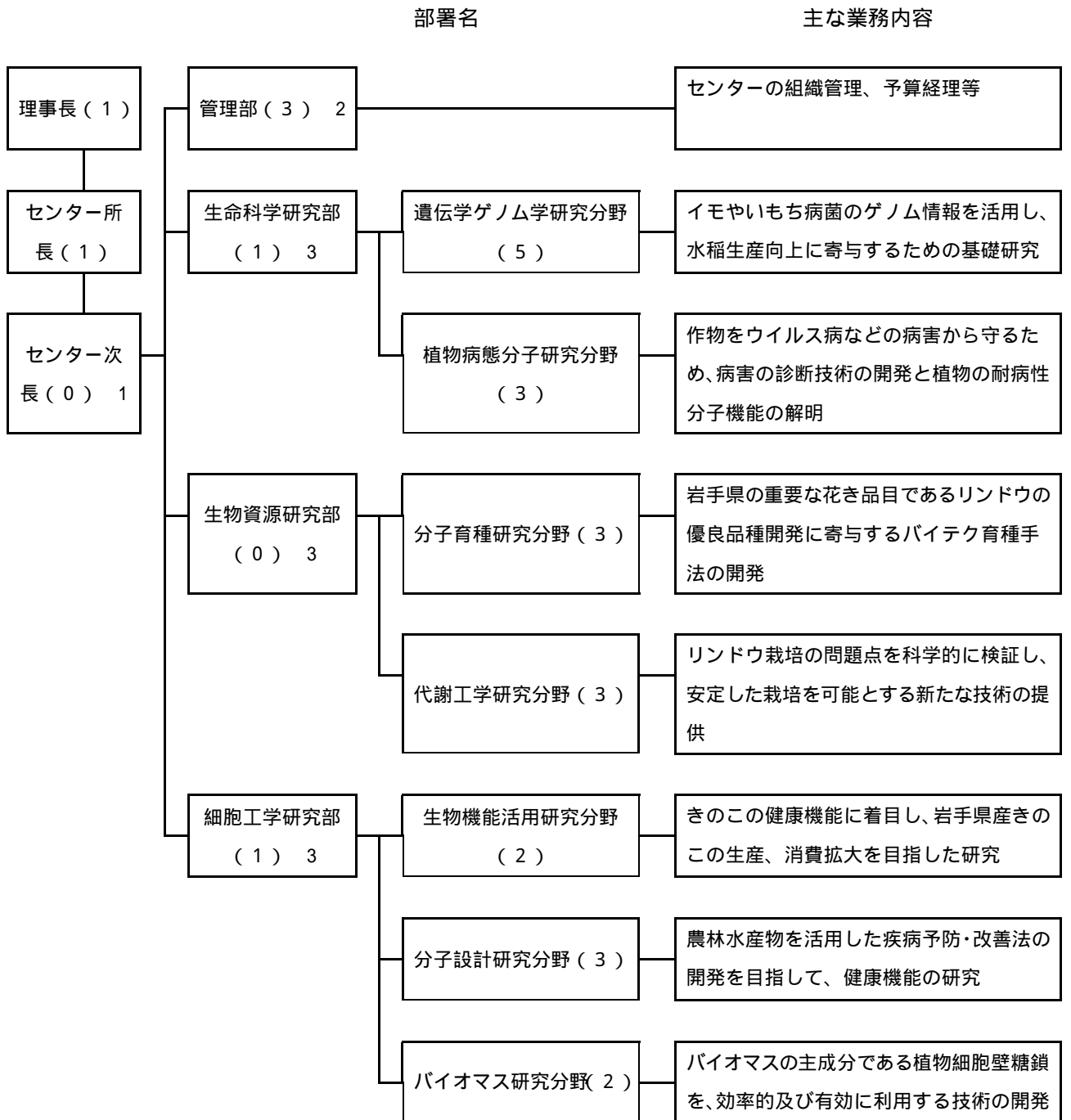
平成 26 年 研究組織体制再編整備（3 研究部・7 研究分野制から 3 研究部に移行）

(5)組織と職員数(平成 25 年 4 月 1 日時点)

【生物工学研究所】



【財団】



(注) 上記組織図の () 内の数は、職員数である。上記職員その他、契約職員等を 27 名を任用し

ている。

- 1 センター次長は生物工学研究所長が兼務している。
- 2 管理部の職員数 3 名のうち、2 名は県からの派遣職員である。
- 3 各研究部の職員数は部長の数である。

(6) 研究課題とその内容

財団では「財団法人岩手生物工学研究センター等におけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針」（県農林水産部、平成 22 年 3 月策定）に従って「いわて県民計画」に掲げる政策の実現に貢献するため、下記の表のとおり、試験研究を実施している。それぞれ平成 30 年度までの長期的な取り組みを見据えた上で、平成 25 年度までの研究計画が策定されている。

なお「細目課題」の欄に【】書きで記載している略称は次のとおりであり、【】書きの各研究は細目課題に関連した研究として競争的資金等を利用して実施されるものである。

【競】競争的資金による研究、【共】共同研究

大課題	中課題	小課題	細目課題	研究年度	外部評価対象課題
競争力のある農林水産物の生産に貢献する技術の開発	1 DNA 情報を活用した競争力のある農作物、林産物の開発	(1) 水稲における重要形質のゲノム育種法の開発	1) 環境ストレス耐性のゲノム育種法の開発	25-29	
			【競】北東北水稲育種に向けたイネ突然変異系統及び遺伝子資源の開発と活用		
			【競】イネの低コスト化・環境負荷低減に資する有用遺伝子の同定と DNA マーカーの開発		
			【競】イネ直播適性に関わる遺伝子の同定と利用	24-25	

大課題	中課題	小課題	細目課題	研究年度	外部評価 対象課題
			2)対病性のゲノム育種法の開発 【競】植物 - 病原菌相互作用の 集団ゲノミクス解析 【競】ゲノム・遺伝子相関：新 しい遺伝学分野の創成 【競】全ゲノム解析によるイネ 量的遺伝子座の迅速単離 【競】イネのいもち病抵抗性の 分子メカニズム～2つの 生物間で何が起きている のか～ 【競】いもち病菌に対するイネ の階層的抵抗性の機構解 明 【競】いもち病菌感染イネにお けるエフェクターとその ターゲットの相互作用の 解明	23-27 23-27 24-26 23-25 23-25 22-25	
			3)良食味系統のゲノム育種 【競】ひとめぼれゲノム資源を 活用した重要遺伝子同定 と実用品種育成	24-26	
		(2) 水稻有 用形質関わ る遺伝子資 源の整備	1)遺伝子及び DNA マーカー単離 を目指した遺伝子資源整備	21-25	
		(3)花き(リ ンドウ)の新 規素材、DNA マーカー選 抜手法を利用 した効率的 育種技術の 開発	1)DNA マーカー利用によるリン ドウ新育種技術の開発と品種保 護への応用 2)リンドウ属植物における花色 発色機構の解明 【競】リンドウ属植物における 花色発色機構の解明	21-25 24-26	

大課題	中課題	小課題	細目課題	研究年度	外部評価 対象課題
		(4) リンドウの生理・生態解明とその利用による増殖技術の開発	1) リンドウの生理及び繁殖特性の解明 【競】多面的機能を持つ多年生植物フロリゲンの新規機能解明 【競】多年生花卉の連年安定生産に向けた休眠調節技術の開発 【競】生薬の植物工場生産に向けた新型 LED 照明とクローン培養物の開発 【競】生理活性物質ポリアミンが介する新規開花調節機構の解明 【競】ゲンチオリゴ糖の成長相転換シグナルとしての機能解析	24-25 25 24-25 25 25-26	
		(5) 菌茸類の増産技術の開発	1) 菌根性きのこ類の増殖技術の開発 【競】"子実体の形成トリガー—光応答分子機構の解明—"	25-28	
	2 分子情報を利用した農作物の病害診断・防除基礎	(1) 体系的な植物病害診断法確立に向けた病原体検出診断法の開発	1) 県産作物病原体の遺伝子解析と検出・診断法の開発 【競】簡便、高感度なウイルスの網羅的診断技術の開発	25	
			2) 植物病害診断を効率化する新技術の開発	21-25	

大課題	中課題	小課題	細目課題	研究年度	外部評価 対象課題
			3) リンドウこぶ症の原因解明を 目指したこぶ症関連ウイルスの の病原性の解析 【競】ウイルス感染による宿主 植物の発生かく乱機構の 解明 【競】宿主植物の大規模な形態 変化を誘導するウイルス 病原性因子の新規翻訳機 構解明	25-26 25	
		(2) 低環境 負荷植物病 害防除技術 の確立に向 けた基盤技 術開発	1) 植物病害抵抗性発言の人為的 制御技術の開発 【競】植物のトバモウイルス認 識機構における宿主-ウ イルスタンパク質間相互 作用の解析 【共】アミノ酸発酵副生液によ るウイルス感染抑制メカ ニズムの解明	24-25 22-26	
	3 花きの分 子育種手法 の利用によ る革新的品 種の開発	(1) 花き(リ ンドウ)にお ける重要形 質制御技術 の開発	1) 花色・花形・開花期・不稔性 等を制御する技術の開発 【競】3-デオキシアントシアニ ン生合成経路の解明と代 謝制御による新規花色創 出	25-27	
	4 DNA 情報の 高度活用技 術の開発	(1) 生物資 源を有効活 用するゲノ ムおよび遺 伝子解析技 術の開発	1) ゲノム配列多型を解析する技 術の開発 【競】ギニアヤムのゲノム解析 及び有用 DNA マーカーの 開発 【共】ホップゲノム解析	22-25 22-25	

大課題	中課題	小課題	細目課題	研究年度	外部評価 対象課題
健康の維持に貢献する技術の開発	1 農林水産物の生物機能を活用した健康維持・増進技術の開発	(1) 機能性成分に富む担子菌類の育種	1)ゲノム育種手法による担子菌類の育種 【競】シイタケの高温発生品種を効率的に作出するための技術開発	23-25	
			【競】キノコの光受容・応答に係わる遺伝子と子実体形成のメカニズムの解析	22-25	
			【競】新規きのこ生産技術確立に寄与する、担子菌類共通の子実体原基形成制御遺伝子の探索	23-25	
			【競】国際競争力が高いシイタケ品種育成に向けた育種母本の開発	23-25	
		(2) 生物機能性素材の生産及び利用方法の開発	1)担子菌類酵素を利用した機能性素材の生産方法の開発 【競】機能性植物繊維高含有キノコ株の育成	25	
			【競】真菌類酵素による機能性きのこ グルカンのデザイン	25	
2) 健康機能性素材の探索	【競】機能性食品製造におけるツノナシオキアミ抽出成分が有する脂質蓄積抑制効果の評価分析	24-29			
	【競】生理機能を活用したフジツボの高付加価値化	24-25			
	【競】イサダ由来の脂肪酸代謝物を利用した抗肥満機能を有する機能性食品素材開発	25-26			

大課題	中課題	小課題	細目課題	研究年度	外部評価 対象課題
			3) 口腔疾患予防素材の開発 【競】食品成分と齲蝕原性口腔 バイオフィルム及びグ ルカンの相互作用に關す る研究	23-25	
			【競】さんりく海洋資源を活用 した口腔真菌症の制御に 關する研究	24-25	

(7) 収支の推移

【生物工学研究所】

収入

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
使用料手数料収入	22,174	14,733		自販機電気料
財産貸付収入	-	-	387,944	自販機貸付料
雑入	-	-	938	貸付料違約金、受信料過年 度収入
計	22,174	14,733	388,882	

支出

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
共済費	268,000	267,883	278,000	277,860	311,385	310,584
賃金	1,836,000	1,834,954	1,825,000	1,823,210	1,831,000	1,828,350
旅費	100,000	99,712	30,000	21,740	110,000	103,700
需用費	55,559,000	54,932,338	47,507,000	47,481,373	52,382,000	52,317,860
役務費	665,000	639,337	530,000	529,865	552,000	549,543
委託料	24,995,000	24,953,333	24,607,000	24,596,255	25,162,000	25,154,015
使用料賃借料	23,094,000	23,093,005	23,751,000	23,749,885	14,159,000	14,158,347
備品費	8,019,000	7,965,930	-	-	4,737,000	4,731,300

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
公課費	37,800	37,800	30,000	30,000	38,000	37,800
計	114,573,800	113,824,292	98,558,000	98,510,188	99,282,385	99,191,499
(上記の内訳)						
生物学研究所管理運営費	113,868,000	113,601,904	97,800,000	97,752,328	99,271,000	99,180,114
管理運営費(配当替予算)	677,800	208,591	758,000	757,860	-	-
臨時職員緊急雇用事業費	28,000	13,797	-	-	11,385	11,385

なお、上記支出には、職員の人件費は含まれていない。生物学研究所の職員の人件費支出は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	-	-	-	-	-	20,914,610

生物学研究所に勤務する職員(3名)は、財団の業務に関して、職務専念義務免除を受けていることから、生物学研究所職員の人件費の総額を按分して算定している。

また、便宜上、平成 25 年度の決算額のみ記載している。(「第 5 外部監査の結果及び意見(複数の試験研究機関又は部局にかかわる事項)」「1. 研究コスト意識の向上」「(1) 行政コスト計算書」の行政コスト計算で使用するため)

【財団】

収入

(単位：円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	摘要
基本財産運用益	2,279,889	1,842,480	1,900,140	基本財産(国債等)の受取利息
事業収益	421,188,353	347,859,217	359,748,704	県受託事業及び外部受託事業収益
受取寄付金	45,833	1,547,000	-	受取寄付金等振替額
雑収益	221	236	-	受取利息
計	423,514,296	351,248,933	361,648,844	

支出

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	160,046,904	149,853,354	143,469,488	128,184,852	145,661,347	128,990,206
共済費	31,444,000	30,137,500	28,917,000	26,289,749	30,004,000	28,266,819
賃金	41,874,000	52,721,925	43,043,000	40,656,141	41,016,000	50,357,465
退職給付費用	5,868,228	6,997,488	7,009,095	7,154,885	4,606,567	5,614,567
賞与引当金繰入額	8,632,512	8,129,916	8,632,512	8,450,921	9,169,653	8,097,904
報償費	1,476,000	964,744	1,283,000	1,092,083	1,412,000	1,070,400
旅費	10,290,000	9,628,141	9,515,000	9,130,300	10,638,000	10,501,372
交際費	50,000	820	150,000	61,471	150,000	85,870
需用費	95,328,000	123,357,887	79,994,000	86,246,832	74,745,000	83,770,332
役務費	15,316,000	17,675,039	9,070,000	14,186,121	13,987,000	14,830,053
委託料	5,148,000	4,880,365	5,202,000	12,305,772	5,002,000	5,987,749
使用料賃借料	8,262,000	9,050,288	8,661,000	8,130,330	8,150,000	7,145,724
備品費	-	2,857,050	-	5,264,255	5,000,000	6,975,780
還付金	-	769	-	-	-	-
公課費	12,220,000	12,021,100	11,369,000	9,897,000	11,433,000	10,278,200
意欲啓発費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
予備費	49,000	-	-	-	-	-
計	396,254,644	428,526,386	356,565,095	357,300,712	361,224,567	362,222,441
(上記の内訳)						
事業費	386,382,454	403,191,138	329,519,314	329,461,313	330,978,828	334,645,655
管理費	9,872,190	25,335,248	27,045,781	27,839,399	30,245,739	27,576,786

2. 監査結果及び意見

(1) 試験研究課題の評価等事務

試験研究課題の評価に関する方針について

試験研究課題の評価方法の概要

財団では、県民が誇れる国内有数のバイオテクノロジー研究拠点を目指すとともに、地域貢献と県民生活向上に寄与できる研究機関を目指して、「いわて県民計画」や「科学技術による地域イノベーション指針」、「『農林水産技術立県いわて』技術開発基本方針」と連動した「財団法人岩手生物工学研究センター等におけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針（平成22年3月策定）を県農林水産部において策定している。当方針は平成30年までの長期的な取り組みを見据えて作成されており、個々の試験研究課題は、一定期間ごとに進捗や成果について評価がなされる。評価の方法は、単年度ごとに行われる外部専門家による学術評価、役員評価の他、一定の時期に行われる内部評価及び県による顧客評価（いずれも、課題開始前に行う「事前評価」、中間年に行う「中間評価」、課題終了時に行う「事後評価」がある）があり、評価の結果はPDCAの実践により、その後の研究推進に反映されている。

試験研究の評価に係る平成25年度のスケジュールは以下のとおりであった。

実施時期	評価区分	実施内容
平成25年5月	役員評価	平成25年度第1回理事会にて依頼 評議員に文書を送付し依頼
平成25年12月	学術評価	研究発表会に研究推進委員が出席し、評価
平成26年2月	内部評価	生工研所内運営委員が評価（事後評価及び事前評価）
平成26年2月	顧客評価	県試験研究機関が評価（事後評価及び事前評価）
平成26年5-6月	役員評価	上記を取り纏め、5月28日に平成26年度第1回理事会にて報告、6月19日に評議員会で報告

現状の問題点(指摘)

評価の内容と方法に関する明文化されたルールが整備されていない。

上記の評価作業は設立時から行われており、そのルールの見直しと明文化の作業についても順次作業が行われているとのことであるが、当監査の実施時点においてはルールの整備作業が終了していない状況であった。ルールの明文化は、適切な評価が適時に実施されることを担保するために有用であるため、早期に完了することが望まれる。

解決の方向性

研究課題の評価の内容とその方法に関するルールの文書化を早期に完了させる。

試験研究課題の評価の実施時期について

試験研究の評価スケジュールについて

平成25年度の試験研究課題の評価スケジュールは上記「試験研究課題の評価方法の概要」に記載したとおりである。

現状の問題点(意見)

評価作業が必ずしも次年度予算の作成前に終了していなかった。

適時に試験研究の評価を行うことで、その評価の結果を適時に翌年度の予算へ反映させるためには、一連の評価作業は予算作成が開始する前のなるべく遅い時期に完了させられるよう、評価のスケジュールを設定することが望ましいと考える。

解決の方向性

評価結果を翌年度の予算に反映させられるよう、評価を適時に実施する。

(2) 契約事務

契約書の記載項目について

契約書の作成と記載項目の概要

岩手県会計規則により、契約担当者は、入札により落札者が決定した時又は随意契約の相手方を決定した時は、契約金額が少額である場合等一定の場合を除き、契約書を作成しなければならない。また、契約の性質又は目的により該当の無い事項がある場合を除き、以下に記載する事項を契約書に記載しなければならない。

1. 契約履行の場所
2. 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
3. 監督及び検査
4. 履行の地帯その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
5. 危険負担
6. かし担保
7. 契約に関する紛争の解決方法
8. その他必要な事項

現状の問題点(意見)

「空調衛生等設備保守点検業務委託契約」の契約書において、違約金に関する事項が記載されていない。また、「庁舎清掃業務委託」の契約書においては、違約金に関する事項は記載されているものの、他の委託契約書に記載されている違約金に関する項目の一部が記載されていない。

この点、公文の具体的な記載事項を例示した岩手県公文例式規程において、委託契約書における違約金についての記載が例示されている。そこで、県の方針に従った必須の記載事項を網羅的に契約書へ反映させるためにも、委託契約書を作成する場合には、契約の性質又は目的により該当の無い事項がある場合を除いて、この公文例式規程が定める形式を参照することが望ましく、違約金に関する記載についても同様の取り扱いをすべきである。

「空調衛生等設備保守点検業務委託契約」については、違約金に関する記載を省略すべき契約の性質又は目的が認識されず、「庁舎清掃業務委託」については、契約書に違約金の記載を行っている他の委託契約と異なる記載を行うべき契約の性質又は目的が識別されないため、違約金に関する記載を省略する、又は契約により記載内容を変更する積極的な理由も識別されない。

解決の方向性

同様の性質又は目的の委託契約については、公文例式規程に従い同様の事項を契約書へ記載する。

(3) 情報管理事務

情報セキュリティ管理について

コンピューターデータ管理の概要

財団では、研究成果や研究経過に関する情報の他、財団の管理運営に関する情報が、共有のパソコンや各研究員に貸与されているデスクトップパソコンを通じて、研究所に設置のサーバーにある共有フォルダへ保管されている。また、DNA の塩基配列を解読する次世代シーケンサーで取得したデータについては、別途専用の研究所に設置のサーバーで保管されている。

情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティーに関する方針は「岩手県情報セキュリティーポリシー」に準じた構成で「岩手生物工学研究センター情報セキュリティーポリシー」に定められている。

現状の問題点(意見)

検査結果データや研究関連データが、研究所に設置のサーバー以外に保管されていない。

検査結果データや研究関連データには、開発中の特許に関するデータや公表前の論文用データ、業務上少数の者のみが閲覧することが予定されている情報等の重要な情報が含まれている。そのため、これらの重要な情報については、自然災害や事故等、万が一の事態に備えて予めバックアップをとり、別途安全な地域に保管することが望まれる。

財団は県とは独立した法人の形態をとっているものの、その業務は県の方針、所管部署の監督の下、県の事業の一端を担うものであるため、業務の運用に関する方針と実際の運用は、県が業務を行う場合と同様の水準を維持することが求められる。

解決の方向性

財団の情報管理方針の実際の運用は県の情報管理方針の運用と同様の水準で実施し、サーバーに保管されている重要な情報については予めバックアップをとって別途安全な地域へ保管する等、重要な情報の喪失リスクを低減する。

(4) 財団の会計・決算事務

関連当事者との取引の内容に関する注記について

関連当事者の概要

財団の財務諸表については公益法人会計基準に従って作成されているため、関連当事者が存在し取引がある場合はその注記が必要となる（公益法人会計基準第5）。そして関連当事者の範囲には「当該公益法人を支配する法人」が含まれており（公益法人会計基準注解17）、地方公共団体についても法人である以上（地方自治法第2条）、関連当事者に該当する。

この点について、公益法人会計基準の運用指針6によると、当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、「当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配

している法人」をいい、より具体的には「公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する」場合も、支配法人に該当するものとされる。

財団の場合、県からの受託研究収入が事業収益の大部分を占めていることに鑑みれば、県との事業受託契約は「公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等」に該当し、県は財団の財務又は事業の方針を決定する機関を支配していると考えられ、財団の支配法人として関連当事者に該当するものと考えられる。

そして具体的には、県と財団の間の事業受託契約による取引は関連当事者取引に該当し、財務諸表への注記が必要となる。

【公益法人会計基準】(改正平成 21 年 10 月 16 日 内閣府公益認定等委員会)

第 5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(14) 関連当事者との取引の内容(注 17)

(注 17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 当該公益法人を支配する法人

(2) 当該公益法人によって支配される法人

(3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

(4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

【公益法人会計基準の運用指針】(平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会)

6. 関連当事者との取引の内容について

(1) 関連当事者の範囲

当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という。)とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

【地方自治法】(最終改正：平成二五年六月二八日法律第七〇号)

第二条 地方公共団体は、法人とする。

現状の問題点(意見)

財団の平成 25 年度の決算書によると、関連当事者との取引の内容の注記には「該当なし。」と記載されており、関連当事者たる県との取引が注記されていない。

解決の方向性

適正な情報開示の点からは、県との取引について公益法人会計基準第 5 に基づき関連当事者に関する注記として、注解 17 にて要求されている注記事項を記載することが望まれる。

【公益法人会計基準】(改正平成 21 年 10 月 16 日 内閣府公益認定等委員会)

(注 17) 関連当事者との取引の内容について

2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合

(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業

(3) 当該公益法人と関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2 に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

満期保有目的債券の会計処理について

満期保有目的債券の概要

財団では、基本財産として債券を保有してその運用益を財団運営資金の一部に充当している。財団としてはこの債券は満期まで保有して利息による運用益を得る意志をもっており、またその運用が可能な財政状態にあると判断し、当該債券については満期保有目的の債券に分類している。

満期保有目的の債券については、取得価額と債券の額面金額との間に差額が生じるが、一般的に金利の調整と考えられるため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが一般的である(公益法人会計基準注解 9)。

【公益法人会計基準】

第 2 貸借対照表

3 資産の貸借対照表価額

(3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。

(注 9) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

現在の制度会計上は有価証券の評価は時価評価が基本となっており、満期保有目的の債券の評価については、厳格な条件の下に認められた例外規定である。そのため、その保有目的の判定にあたっては、債券の取得時点において満期まで所有する意思と能力が求められる。そして取得後他の保有目的から満期保有目的の債券への保有目的の変更は認められていない（金融商品会計に関する実務指針 82 項）。また、満期保有目的の債券について、その一部について償還期限前に売却を行った場合は、保有目的の変更を行った事業年度を含む 2 事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとされている（金融商品会計に関する実務指針 83 項）。

【金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 14 号）】

有価証券の保有目的区分等変更時の評価及び会計処理

（売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替）

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるため、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

（満期保有目的の債券から売買目的有価証券又はその他有価証券への振替）

83. 満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない。さらに、保有目的の変更を行った事業年度を含む 2 事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとする。

その一方で、債券については財団は過去 3 年間で 2 回買換え行為を行っている。購入及び売却した国債の概要は以下のとおりである。

銘柄	額面	利率	預託期間	摘要
兵庫県平成 16 年度第 1 回公募公債(10 年)	1 億円	1.5%	H16.5.6 ~ H26.4.28(10 年)	H23.8.1 売却 102,953 千円 売却理由:償還時期が近づいたこと及び利率がより高い国債への買換え
第 122 回利付国債(20 年)	1 億円	1.8%	H23.8.1 ~ H42.9.20(20 年)	H23.8.1 購入 99,800 千円 H24.10.18 売却 102,500 千円 売却理由:利率がより高い国債への買換え
第 37 回利付国債(30 年)	1 億円	1.9%	H24.10.18 ~ H54.9.20(30 年)	H24.10.18 購入 100,000 千円

財団としては基本財産として債券での運用を変更するつもりはないとのことであるが、上記

の売買実績から見て、満期までの所有の意思は認められない。また、売却行為が金融商品会計に関する実務指針 83 項に定める罰則規定に抵触し、現在保有の債券は満期保有目的の債券に分類できないだけでなく、金融商品会計に関する実務指針 82 項に従い、取得後の満期保有目的の債券への保有目的変更は認められず、その他有価証券として時価評価を継続することが求められる。

現状の問題点(意見)

現在保有の債券については、平成 26 年度以降その他有価証券として分類される以上、時価評価する必要があるが、時価評価が行われていない。

生物工学研究所は財団と一体となって県の求める研究を行っているが、研究を継続するには財団が公益認定を取り消されるようなことがあってはならない。この点につき、公益認定基準を満たさないことが判明すると公益認定取消しの可能性があるが、公益認定基準の一つである経理的基礎の要素の一つに、情報開示の適正性、すなわち経理事務精通者が適切に関与すること等により、法人の情報開示が適切に行われていることが求められている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 2 号）。以上の点を踏まえ、財団には今後も適正な情報開示をお願いしたい。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律】（最終改正：平成二四年八月一日法律第五三号）

第 5 条第 2 号 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

解決の方向性

平成 26 年度以降、重要な会計方針の注記にて有価証券の保有目的をその他有価証券に変更し、時価評価を継続する必要がある。

先端科学技術研究センター

1. 先端科学技術研究センターの概要

(1) 設立目的

先端科学技術研究センターは、中長期的な視点から先導的・先端的な研究開発を支援することにより、本県産業の基盤整備と、新産業の創出や新技術の開発を推進するため、「岩手県知事部局行政組織規則」（平成 13 年 3 月 30 日規則第 46 号）に基づき設置され、以下の事務を処理することとされている。

- (1) 先端的な科学技術の研究に関すること。
- (2) 先端的な科学技術に関する研究の企画及び調整に関すること。
- (3) 先端的な科学技術に関する情報の収集及び提供並びに研究交流に関すること。

(2) 所在地

岩手県盛岡市北飯岡二丁目 4 番 26 号

(3) 施設の概要

建設：平成 10 年

敷地面積：14,304 m²

建物：鉄筋コンクリート造り 2 階建て 2,512 m²

(4) 沿革

平成 11 年 開所

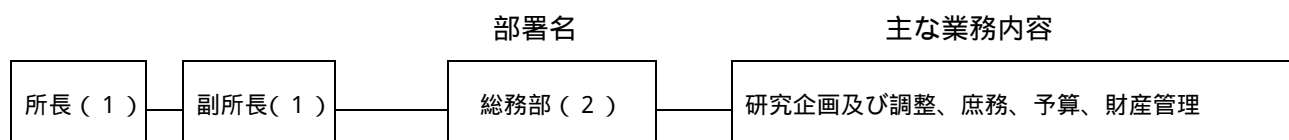
平成 11 年 平成 18 年 超電導工学研究所盛岡研究所入居

平成 15 年 国立大学法人岩手大学入居

平成 17 年 独立行政法人科学技術振興機構入居

平成 18 年 入居

(5) 組織と職員数(平成 26 年 4 月 1 日)



(注) 上記組織図の()内の数は、職員数である。

(6) 研究開発とその内容

先端科学技術研究センターでは、「先端科学技術研究の促進」、「地域からの新しい科学技術

の創出」、「科学技術に関する交流活動の活性化」を目指して主に研究スペースの確保を行っている。

平成25年は岩手大学や独立行政法人科学技術振興機構、公益財団法人いわて産業振興センター、地方独立行政法人岩手県工業技術センター及び岩手県の地元企業が同じ建物内に入居し、容易に情報交換を行い、相互に協力体制を敷ける状況となっている。

平成25年度における入居者の研究開発の実施状況は以下のとおりである。

入居者	研究開発名	実施内容
岩手大学	酸化亜鉛基盤を用いた酸化亜鉛発光素子の開発	現在、白色系LEDは、希少金属のガリウムを主な材料としている。これに対して、資源確保及び発光効率の面で優位性のある酸化亜鉛を材料として、高効率かつ低コストなLEDを開発する。
岩手県工業技術センター	次世代グリーンデバイス開発推進事業	ZnO 光検出器、シンチレータ式放射線検出器、ZnO 紫外線センサー等を開発する。
株式会社川喜	低酸素気流を活用した粉体殺菌の研究及び連続式殺菌装置の開発	高温に熱した低酸素気流の中に紛体(そば粉、小麦粉等)を短時間通過させて殺菌することにより、品質保持時間の長い食品や新触感の食品等の高付加価値食品を開発する。

(7)収支の推移

収入

(単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	摘要
使用料手数料収入	2,975,086	3,354,177	3,729,709	入居団体等徴収額、自販機貸付料

支出

(単位：円)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
需用費	5,229,000	5,074,273	5,864,000	5,151,197	5,895,000	5,632,831
役務費	107,000	105,307	114,000	110,609	113,000	112,845
委託費	9,089,000	9,071,370	9,086,000	9,071,364	9,166,000	9,094,295
計	14,425,000	14,250,950	15,064,000	14,333,170	15,174,000	14,839,971

なお、上記支出には、職員の人件費は含まれていない。先端科学技術研究センターの職員の人

件費支出は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
職員人件費	-	-	-	-	-	926,080

先端科学技術センターの事務処理等にあたる職員は、科学・ものづくり振興課の職員を兼ねているため、人件費を按分して算出している。人件費按分の考え方は以下のとおりである。

また、便宜上、平成 25 年度の決算額のみ記載している。(「第 5 外部監査の結果及び意見(複数の試験研究機関又は部局にかかわる事項)」「1. 研究コスト意識の向上」「(1) 行政コスト計算書」の行政コスト計算で使用するため)

2. 監査結果及び意見

監査の結果及び意見に該当する事項は検出されなかった。

三．複数の試験研究機関又は部局にかかわる事項

1．研究コスト意識の向上

個々の試験研究機関の収支を把握することはできるものの、県の歳入歳出予算決算の中で、収支予算あるいは収支決算として公表されることなく、県全体あるいは部局の予算決算に含まれて公表されるに過ぎないのが現状である。

そのため、試験研究機関に限ることではないが、当該事務事業にどのくらいのコストがかかっており、その効果はどれほどのものであるかを測定する、いわゆる費用対効果の視点が希薄になりがちである。もちろん、県全体の予算が縮減傾向にある中、各試験研究機関においても、歳出削減努力により、每期歳出は減少傾向にあり、コスト意識が全くないということではないが、もう一步踏み込んだコスト意識を醸成することが、今後の試験研究機関の運営上不可欠な課題であることは普遍的なテーマであると言えよう。多くの県の事務事業は、行政サービスを安定的に住民に対して提供することにそのコストの大半が注がれており、住民目線では、費用対効果の感覚は別としても、当該行政サービスを受けた実感が多少なりとも感じられることも少なくないのではないかと考える。

一方、試験研究機関の実施する事業はどうであろうか。同じ県の事務事業ではあるものの、試験研究という事業の性質上、個々の研究活動自体が、住民に対して直接的に行政サービスを提供するものではなく、また、直接的に住民の目に触れる機会が少ないため、住民にとって行政サービスを受けている実感を得られる局面は限定的である。また、研究の成果に触れる機会も、発信者である研究機関（県）の活動にゆだねられている面がある。もちろん、農林水産系の研究機関であれば、一般生産者等からの直接の問い合わせや質問に応じるケースもあるし、普及活動の一環として、生産者に対して生産技術等を継承する活動も広く行っており、その点では、一般生産者は直接行政サービスを受けているということができ、そのほかの住民にとっては、一般生産者が生産した農作物や水産資源を消費することにより、ある意味間接的に行政サービスを受けていることができる。このように、試験研究活動は、即時的、即効的、直接的に住民サービスに寄与するための効果を発現するものではなく、中長期的、間接的にサービスの恩恵を提供することができる事業であるといえる。

しかしながら、このような事業の性質であることから、県民にとっては間接的にしかその成果の恩恵を受ける機会がないため、試験研究の目的や効果が分かりにくい側面があること。また、コスト面でも研究のためにどの程度の、ヒト、モノ、カネがかかっているかが目に見えづらいことから、県民が行政サービスの費用対効果を感じることでできる局面が著しく少ないのではないかと感じる。

そのため、県の試験研究機関として、費用対効果に対する意識、特にコスト意識が必ずしも十分ではないと感じるところである。試験研究結果の効果を金額換算し、コストに対して十分な効果が得られているかを測定することは困難ではあるが、効果の発現については、金額以外の指標など定量化できる指標を基礎として、費用対効果を測ることは可能である。効果の定量化については、研究機関ごとに指標を設けているところであるが、この試験研究事業にどれほどのコストがかかっているかについては、必ずしも十分に把握して分析できている研究機関ばかりではないのが現状である。

そして、一口にコストといっても、マクロ的には研究機関全体のコスト構造がどのようになっているかを把握することであり、ミクロ的には、研究課題毎のコストがどのようになっているかを把握することであり、いずれのコストを把握することもコスト意識を向上させるためには不可欠であると考え。前者については、行政コスト計算の考えを取り入れたコスト概念の導入について、後者については、研究課題毎の原価計算の導入について、以下で監査人の意見を述べている。

そして、上記のコストを意識したときに、試験研究機関がより効率的に運営を行ううえでの組織のあり方についても意見を述べている。

(1)行政コスト計算書

行政コスト計算書の定義

行政コスト計算書は、民間企業の決算書でいう損益計算書に該当するものであり、行政サービス提供のために、対象となる団体で発生したコストを集計したものである。従って、住民目線では、受益者である住民の負担すべき額（ひらたく言えば税負担額）とすることができる。

この行政コストには、歳出であるところの現金支出のみならず、企業会計的な発生主義会計に基づく減価償却費や引当金の概念も含めることで、広く住民の負担を表すことのできる財務書類となっている。

岩手県でも、財務書類4表のひとつとして、岩手県単独及び岩手県と関連出資法人等を含めた連結ベースの行政コスト計算書を作成し公表しているところである。

行政コスト計算書の意義

行政コスト計算書は、行政サービスに対する住民の負担を示したものであるため、行政サービスに対して、住民がいくらの負担（サービスの利用料）を支払っているかを端的にあらわすことで、自治体にとっては、コストが定量化されることにより、コスト意識を醸成することにつながる事が期待できる。また、住民にとっては、行政サービスの価格を知りうるようになるため、より厳しい視点でサービスの内容を吟味することで、サービスの質の向上に寄与することも期待することができる。

また、こうして把握したコストによってどのような活動が展開され、その結果どのような効果が得られたのかを費用対効果の観点で測定し、時系列的あるいは同業他団体比較を実施することができれば、より一層効率的・効果的な行政サービスを提供するための改善の一助となることにもつなげることができる。

県試験研究機関の行政コスト試算

岩手県では、県全体としての行政コスト計算書を作成しているものの、個々の行政サービスごとの行政コスト計算書は作成していない。

試験研究機関ごとの行政コストを把握し、もって、費用対効果の意識を醸成することは有意義であると考え、監査人が試験研究機関ごとの行政コストを試算した。

各試験研究機関の行政コストと県民一人当たりコスト試算

試算結果は以下のとおりである。

機関名	行政コスト純額 (千円)	県民一人当たりコスト (円)
林業技術センター	386,979	295
環境保健研究センター	662,903	506
水産技術センター	836,093	638
内水面水産技術センター	83,709	64
農業研究センター (畜産研究所含む)	2,228,577	1,700
生物学研究所	430,273	328
先端科学技術研究センター	35,870	27

各試験研究機関の行政コストの内訳

単位：千円

区分	林業技術センター		環境保健研究センター		水産技術センター		内水面水産技術センター	
	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
人にかかるコスト	228,285	58.2%	416,274	62.6%	429,920	50.5%	49,397	49.1%
人件費	199,848	51.0%	378,684	57.0%	404,838	47.6%	45,827	45.6%
退職給付費用	28,437	7.3%	37,590	5.7%	25,082	2.9%	3,570	3.5%
物にかかるコスト	159,070	40.5%	240,373	36.2%	417,920	49.1%	51,130	50.9%
需用費	28,649	7.3%	39,275	5.9%	131,294	15.4%	9,946	9.9%
委託料	39,416	10.0%	38,799	5.8%	46,478	5.5%	20,761	20.6%
減価償却費	78,157	19.9%	147,214	22.1%	151,097	17.7%	18,101	18.0%
その他	12,848	3.3%	15,085	2.3%	89,051	10.5%	2,322	2.3%
移転支出的コスト	296	0.1%	554	0.1%	100	0.0%	33	0.0%
負担金補助金・公課費	296	0.1%	554	0.1%	100	0.0%	33	0.0%
その他のコスト	4,551	1.2%	7,501	1.1%	3,333	0.4%	5	0.0%
土地機会費用	4,551	1.2%	7,501	1.1%	3,333	0.4%	5	0.0%
行政コスト総額	392,202	100.0%	664,702	100.0%	851,273	100.0%	100,565	100.0%
収入計()	5,223		1,799		15,180		16,856	
行政コスト純額	386,979		662,903		836,093		83,709	
職員数(人)	22		46		47		5	

区分	林業技術センター		環境保健研究センター		水産技術センター		内水面水産技術センター	
	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
職員1人あたりコスト	17,590		14,411		17,789		16,742	
県民一人あたりコスト	295		506		638		64	

単位：千円

区分	農業研究センター		生物工学研究所		先端科学技術センター		合計	
	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
人にかかるコスト	1,509,932	59.4%	245,559	46.1%	926	2.3%	2,880,293	56.2%
人件費	1,289,612	50.7%	236,627	44.5%	926	2.3%	2,556,362	49.9%
退職給付費用	220,320	8.7%	8,932	1.7%	0	-	323,931	6.3%
物にかかるコスト	1,000,032	39.3%	275,465	51.8%	35,407	89.5%	2,179,397	42.5%
需用費	348,979	13.7%	136,088	25.6%	5,633	14.2%	699,864	13.7%
委託料	266,408	10.5%	31,142	5.9%	9,094	23.0%	452,098	8.8%
減価償却費	328,207	12.9%	59,540	11.2%	20,567	51.9%	802,883	15.7%
その他	56,438	2.2%	48,695	9.1%	113	0.3%	224,552	4.4%
移転支出的コスト	3,035	0.1%	10,316	1.9%	0	-	14,334	0.3%
負担金補助金・公課費	3,035	0.1%	10,316	1.9%	0	-	14,334	0.3%
その他のコスト	31,489	1.2%	887	0.2%	3,266	8.2%	51,032	1.0%
土地機会費用	31,489	1.2%	887	0.2%	3,266	8.2%	51,032	1.0%
行政コスト総額	2,544,488	100.0%	532,227	100.0%	39,599	100.0%	5,125,056	100.0%
収入計()	315,911		101,954		3,729		460,652	
行政コスト純額	2,228,577		430,273		35,870		4,664,404	
職員数(人)	138		35		-		293	
職員1人あたりコスト	16,149		12,294		-		15,919	
県民一人あたりコスト	1,700		328		27		3,558	

なお、県民一人当たりのコスト算定のための岩手県の人口は、平成26年1月1日時点の住民基本台帳の人口1,311,367人としている。

行政コスト試算の前提条件等

上記行政コスト計算書は、歳入歳出の決算額に以下の調整を加えて作成している。

歳出の調整事項

公有財産を形成する支出である工事請負費、物品等資産を形成する備品費を除き、発生主義会計による費用（減価償却費、退職給付費用）と行政コスト計算のための特有の費用（土地機会費用）を含めている。

区分	左記コストに含まれる項目
人にかかるコスト	職員人件費、報酬、共済費、賃金、退職給付費用（ 1 ）
物にかかるコスト	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料賃借料、原材料費、減価償却費（ 2 ）
移転支出的なコスト	負担金補助金、公課費
その他のコスト	土地機会費用（ 3 ）

- (1)退職金は職員の労働に対する対価の後払いとしての性質を有している。企業会計上は、退職金は支出時の一時の費用とはせず、職員の毎年の労働サービスの提供に伴い、県にとって、徐々に退職金の支払い義務が生じているとの考えに基づき、当年度において負担すべき退職金にかかわる費用（退職給付費用）を計上することになる。
- (2)企業会計上は、建物や備品等の資産を取得した場合は、支出時の一時の費用とはせずに、当該資産にかかわる費用は、耐用年数の期間に徐々に発生するとの考えに基づき、当年度において負担すべき額を減価償却費として計上することになる。
- 減価償却費は、支出額（取得価額）から残存価額（取得価額の 10%）を控除した額を耐用年数で除した額としている（定額法）。
- (3)試験研究機関が利用している土地（県有資産）は他に利用することができないという点で機会費用が発生している。土地を他に運用したとした場合に得られる運用益を機会費用として計上することになる。
- 機会費用は、平成 25 年度末の公有財産台帳上の土地評価額に長期国債の利回り（10 年利付国債の平成 26 年 3 月末利回りを参考に 0.64% で計算）を乗じた額としている。
- (4)上記行政コストの計算に含めなかった項目
- 一般的に行政コスト計算に含めるべき項目のうち、公債費（支払利息）については、昨今、各研究機関では大規模な設備投資は行っていないため（震災復興にかかわる現状復帰等工事を除く）、試験研究機関の施設整備にかかわる県債の金利に重要性はないものと仮定して、本コスト計算には含めていない。
- (5)生物学研究所のコストについて
- 生物学研究所の行政コストには、公益財団法人生物学研究センターで発生した費用収益を含めている。ただし、県からの受託事業収益は収入に含めていない。

歳入の調整事項

公有財産等の取得にかかわる国庫補助金収入を除いている。

意見

各試験研究機関ごとの行政コストは、表に記載のとおりである。また、職員一人当たり、県民一人当たりの行政コストも算出している。これらのコストの絶対額が高いのかどうかを判断することはできないが、県内の他の研究機関との比較や可能な限り他県の同種の研究機関との比較、また経年比較等により、個々の研究機関のコストの多寡を実感することが肝要である。

そして、上記職員一人当たりあるいは県民一人当たりコスト指標のほかに、研究機関にとって有効な定量化されたコスト指標を構築することで、県民に対して、研究成果報告だけでなく、コストを基礎とした指標等に基づき、具体的な数値を含めた説明責任を果たしていくことが必要であると考えます。

なお、組織のあり方が異なるため、単純に比較することはできないが、参考までに地方独立行政法人化している岩手県工業技術センターと近隣道府県の試験研究機関の行政コストは以下のとおりである。

機関名 (何れも地方独立行政法人)	行政コスト純額 (千円)	常勤職員	職員一人当たりコスト (千円)	道県人口	県民一人当たりコスト (円)
岩手県工業技術センター	1,071,196	59人	18,155	1,311,367人	816
青森県産業技術センター	4,088,951	347人	11,783	1,367,858人	2,989
北海道立総合研究機構	14,880,836	1,135人	13,110	5,463,045人	2,724

(注) 財務数値及び常勤職員数は、いずれも平成25年度財務諸表及び事業報告書より。

人口は、平成26年1月1日時点の住民基本台帳の人口である。

地方独立行政法人青森県産業技術センターは、平成21年に青森県内の農林水産系の試験研究機関が統合して設立している。また、北海道立総合研究機構は、平成22年に道内の22の試験研究機関を統合して設立している。

(2) 試験研究課題毎の原価計算について(意見)

マクロ的な視点からのコスト意識を醸成するために、(1)に記述した行政コスト計算の手法が考えられるところであるが、一方で、試験研究活動の費用対効果を把握するうえで、個々の試験研究活動にどれくらいのコストがかかっているかの視点も重要であると考えます。

現在、各試験研究機関とも、試験研究のために直接支出した費用については、試験研究課題毎に集計しコストを把握することができる。しかしながら、これは、あくまでも個々の試験研究のための予算を要求するために積算された費目について決算額である実支出を集計しているに過ぎず、本来の意味で当該試験研究にかかったコストを全て集計しているものではない。具体的には、当該試験研究に携わった職員の人件費や非常勤職員等の報酬額はコストに集計されていないのである。

効果の発現に必要なコスト、あるいはコストに見合う効果を精緻に測定するためには、上述し

た人件費等も含めたトータルコストで測定すべきであると考えるが、現時点ではそれが実施されていない。

各試験研究課題の人件費等を把握するためには、当該試験研究にのみ従事している職員であれば容易に試験研究課題の人件費を把握することは可能であるが、大部分の職員は、複数の試験研究課題を抱えているため、1日のうちでも、複数の試験研究課題に従事することも稀ではないと推察される。従って、人件費の全てをひとつの試験研究課題に直課することはできない。

現在、常勤研究職員の業務時間管理は実施されていないが、時間管理を導入することで、試験研究課題毎に人件費の配賦を実施可能とする体制を構築することが望まれる。

具体的には、以下のようなタイムレポートを作成し、当該職員の人件費を時間按分することにより個々の試験研究課題の人件費を把握する方法が考えられる。

× 月度タイムレポート

単位：時間

研究課題名 \ 日	1	2	30	31
A 研究	8.0	4.0	2.0	0
B 研究	0	4.0	4.0	6.0
C 研究	0	0	2.0	2.0
合計	8.0	8.0	8.0	8.0

(3) 試験研究機関の連携強化(意見)

それぞれの試験研究機関は、それぞれの行政目的に従って研究活動を実施しており、国の研究機関や、大学等教育研究機関など広く産学官とも連携を図りながら研究活動を行っている。また、生物工学研究所や公益財団法人生物工学研究センターは、バイオ技術や遺伝子工学等の基礎研究に特化した試験研究を実施し、農林水産の各分野の試験研究機関が実施する応用研究のための基礎情報を提供しており、連携が図られているところである。

また、環境生活部所管の環境保健研究センターと他の研究機関との連携については、所管部局が異なっているものの、研究内容に応じて、農林水産系の試験研究機関との連携も行っているところであるが、具体的な事案として、試験研究ではないが、現在社会問題化している事象について、後述する P123「3. 鳥獣被害対策事業への取り組みについて」で監査人の意見を記載している。

貴重な研究資源を最大限に生かす観点から、研究の重複を避け、試験研究機関間で連携できる課題について更なる連携の推進をお願いしたい。

(4) 地方独立行政法人化と新地方公会計について(意見)

(1) で述べた行政コストの考え方を、取り入れ、広く説明責任を果たすには、現在の県の歳入歳出の中に含まれた形での予算決算経理では限界がある。これを解消するためのひとつの選択肢として、地方独立行政法人化が考えられる。

地方自治体は、定められた業務に地方独立行政法人制度を導入することが可能になっている。地方独立行政法人は「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域

において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人」と定義される。

地方独立行政法人の一般的な意義やメリットは以下のとおりである。

➤ 法人運営及び事業執行の弾力性の向上

- ・ 地方公共団体の内部組織である場合のような上位組織の意向確認や関係組織との調整が不要となり、地方独立行政法人独自の意思決定が可能になる。
- ・ 職員の任用や給与等が法令や条例に厳格に定められることがないため、地方公共団体の場合に比べて弾力的な人事管理が可能になる。
- ・ 弾力的かつ効率的な予算執行が可能になる。

➤ サービス・質の向上

- ・ 評価委員会による業績評価や財務諸表の公表などを通じた業務改善サイクルが確立される。

地方独立行政法人は、コストが見える化できるひとつの組織のあり方である。企業会計の手法を取り入れた会計基準に基づき、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト実施計算書等）を作成する義務を有し、財務諸表等はホームページなどで公表されることになるため、透明性が高く、責任の所在が明確な法人運営を実施することにより、より質の高い行政サービスを提供できるといわれている。また、試験研究にかかる予算は年々減少傾向にあるなかで、今後必要な研究を実施するためには、より一層の効率性や、必要な研究に資源を集中するための有効性の視点が不可欠になってくる。試験研究機関を地方独立行政法人化し組織経営の概念を導入することで、コスト意識をより一層高めることができ、限られた予算を必要不可欠な研究に弾力的に集中するなど、より効果的な組織経営を行うマインドを醸成することが可能になるとも考えられる。一方で、地方独立行政法人化するには、一定の時間とコストがかかるほか、法人化後もガバナンスの維持コストや組織運営のためのランニングコストが追加的に発生するというデメリットが存在するとも言われている。

岩手県では、工業技術センターが平成 18 年に地方独立行政法人化している。また、時期を同じくして、農林水産系の試験研究機関も地方独立行政法人化の検討を行なったものの、地方独立行政法人化することの意義に乏しいとの判断から、法人化は見送られた経緯があるとのことであった。

地方独立行政法人化は、あくまでもコストが見える化して説明責任を果たすとともに、より効率的・効果的な試験研究を行うためのひとつの選択肢として検討することが必要であり、地方独立行政法人化が困難である場合であっても、同様の目的を達成するための方策は継続的に検討すべき事項であると考えられる。

この点、新地方公会計のあり方について、平成 26 年 4 月に総務省より公表された「今後の地方公会計の推進に関する研究報告」や同年 5 月に公表された「今後の地方公会計の整備促進」により、地方自治体が財務書類（いわゆる財務 4 表である貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を統一の基準により作成することを推進する報告書が発表された。同報告書においては、作成された財務書類の活用方法として具体的な例は示されていないものの、制度の趣旨に照らし、事業ごとあるいは施設ごとの行政コストを計算し住民への説明責任や

県の行政評価等の内部管理目的のために十分活用することも考えられるところである。平成 27 年 1 月に、総務省より地方自治体に正式に統一基準での財務書類の作成が要請され、以後 3 年以内を目処に統一基準による財務書類の作成が事実上義務付けられることとなった。

持続的に住民への説明責任を果たし、事業の効率的かつ効果的な運営を継続的に追及する組織として、第一義的には地方独立行政法人化することを検討すべきであると考え、これが難しい場合には、今後導入される統一基準に基づく県の財務書類の中で試験研究機関ごとの行政コストを作成し公表するとともに、試験研究機関の運営上の改善に活用することも考えられる。

(5) 生物工学研究所を県の研究機関とすることの意義(意見)

県の試験研究機関である生物工学研究所の主たる業務は、県有財産である土地並びに当該土地の定着物である研究施設及び研究設備等の管理であり、実際の研究事業は、別に組織されている公益財団法人生物工学研究センター(以下財団)が、県の研究施設及び研究設備等を使用して行っている。

この、県の試験研究機関が施設管理を行い(ハードの管理)、財団が試験研究を行う(ソフトの実行)組織形態は、設立の検討に当たって、当時の大阪市の組織モデルを参考に組成したものであるとのことであるが、その後大阪市は、当該試験研究機能を、大阪市立大学に移管しており、現在では、生物工学研究所のように、バイオテクノロジーや遺伝子工学などを扱う都道府県立の公設試験研究機関は稀な存在となっている。

財団の研究は、高度に専門化された基礎研究であり、全国的あるいは世界的にも著名な研究員を抱えて研究を行っている。そのため、受託研究等の外部資金の獲得実績は顕著であり、県(財団)の収入に寄与しているものの、一方で高額な人件費負担もあり、毎年度、県が 2 億数千万円の委託費(試験研究事業費)を財団に支出している。

このような、基礎的な研究分野は、現在では一般的に大学等の教育研究機関や国の試験研究機関(独立行政法人含む)が担っているケースが一般的であり、岩手県が農業県であるとはいえ、毎年度多額の委託料の負担を継続してまで、県の公設試験研究機関として維持する必要があるかが疑問である。

過去において、生物工学研究所及び財団の事業を県で継続し続けるべきかの検討を実施した経緯はないとのことである。もちろん、県の組織あるいは県の出資法人の実施していた業務を、他の組織に移管することには、膨大な時間とコストがかかることが想定される。しかしながら、移管のために一時的に発生するコストと今後の委託料の負担と他の考慮すべき事項を比較考量したときに、やはり県の事業として継続することが望ましいのか、あるいは他の機関に委譲することが望ましいのかを検討することは、十分に価値のあることではないかと考える。

2. 試験研究用備品の有効活用

(1) 試験研究用備品(高額物品)の概要

各試験研究機関では、それぞれの研究目的を達成するために必要な研究用の備品を所有している。それぞれの試験研究備品は、当該研究に不可欠なものである一方で、使用頻度については、必ずしも日々稼動しているものばかりではなく、研究や検査の依頼があったときに使用できるように保有している備品も散見された。そのような備品は使用頻度が必ずしも高くはなく、中には年に数回使用する程度の備品も存在した。

また、研究用備品は、精緻な分析や解析を行うために高度な技術を結集して製造された精密機械であるため、往々にして高額物品であることが多いのが実情である。

(2) 現状の問題点

高額物品の有効活用(意見)

高額物品について、使用頻度が低いにもかかわらず所有しなければならないことについては、県立の試験研究機関としての事業目的を達成するためには、使用頻度の多寡で当該研究や検査を行うことを決定するのではなく、県の事業として必要な研究課題について、必要な研究用備品を購入して、当該研究成果をあげることが目的であることから、使用頻度が低い研究用備品であることを理由に、直ちに当該備品は不要であるとの判断にはならないこと、従来マンパワーで実施していた研究が、備品を購入した結果より短時間で、かつより精緻な研究を行うことができるようになったことなど研究用備品導入の効果が目に見えて現れているケースも少なくないことについては、いずれの研究機関においても外部監査人は説明を受けたことであり、確かにそのとおりであると考えられる面もある。

しかしながら、一方で、個々の備品は高度に専門的な精密機械であるため、各試験研究機関での必要性について監査人が具体的に論じることは困難であるが、7つの試験研究機関を実地監査した結果、感じたこととして以下の点を申し上げたい。

- ▶ 複数の試験研究機関で同じ研究用備品を保有しているケース
- ▶ 全く同じではないが、同種の研究用備品を保有しているケース
- ▶ 使用頻度が年に数回程度の研究用備品を保有しているケース

例えば、以下の試験研究備品は、一つの試験研究機関で同種のを複数保有しているか、あるいは複数の試験研究機関で保有していた。

所管課名	品目	価格	取得年月日	取得区分	異動・処分等
					内容
環境保健研究センター	ガスクロマトグラフ質量分析	18,690,000	H10. 3.31	購入	一関振興局から所管換え
環境保健研究センター	ガスクロマトグラフ質量分析	18,650,500	H11. 2.26	購入	盛岡振興局から所管換え
環境保健研究センター	ガスクロマトグラフ質量分析	18,606,000	H11. 2.26	購入	二戸振興局から所管換え
環境保健研究センター	ガスクロマトグラフ質量分析	15,540,000	H21. 8.21	購入	
環境保健研究センター	ガスクロマトグラフ質量分析	15,414,000	H23. 9.27	購入	

所管課名	品目	価格	取得年月日	取得区分	異動・処分等
					内容
農業研究センター (畜産研究所)	ガスクロマトグラフ	4,326,000	H 8. 3.15	購入	
生物工学研究所	ガスクロマトグラフ質量分析	13,187,000	H18.10.31	購入	農業研究センターから所管換え
農業研究センター	ガスクロマトグラフ分析シス	1,792,921	H 4. 3.30	所管換	農政企画課から所管換え
農業研究センター	ガスクロマトグラフ分析シス	2,493,115	H 4. 3.30	所管換	農政企画課から所管換え
農業研究センター	ガスクロマトグラフ	3,808,631	H 6. 3.31	所管換	農政企画課から所管換え
農業研究センター	ガスクロマトグラフ	4,583,500	H 9. 2.28	所管換	農政企画課から所管換え
水産技術センター	ガスクロマトグラフ	12,720,000	H 9. 6.30	購入	
水産技術センター	ガスクロマトグラフ質量分析	18,800,000	H17. 3.18	購入	環境保健研究センターから所管換え

所管課名	品目	価格	取得年月日	取得区分	異動・処分等
					内容
環境保健研究センター	高速液体クロマトグラフ	7,500,000	H17. 3.18	購入	
環境保健研究センター	高速液体クロマトグラフ	7,350,000	H10.12.25	購入	公害センターから所管換え
環境保健研究センター	高速液体クロマトグラフ	7,329,000	H11. 2.26	購入	二戸振興局から所管換え
環境保健研究センター	高速液体クロマトグラフ	13,334,895	H13. 3.31	購入	保健福祉課から所管換え
環境保健研究センター	高速液体クロマトグラフ	32,877,600	H13. 3.31	購入	保健福祉課から所管換え
生物工学研究所	液体クロマトグラフ	2,119,678	H 5. 3.31	購入	備品試験・実験機器類から分類換え
生物工学研究所	高速液体クロマトグラフ	12,463,000	H 8. 3.29	購入	農業研究センターから所管換え
生物工学研究所	高速液体クロマトグラフ	28,119,000	H13. 3.31	購入	環境保健研究センターから所管換え
農業研究センター	液体クロマトグラフ	5,356,000	H 9. 4. 1	所管換	農政企画課から所管換え

所管課名	品目	価格	取得年月日	取得区分	異動・処分等
					内容
林業技術センター	走査型電子顕微鏡	12,344,000	H 5. 4. 1	購入	備品試験・実験機器類から分類換え
生物工学研究所	透過型微分干渉顕微鏡	1,309,150	H 5. 2.15	購入	農政企画課から所管換え
生物工学研究所	万能倒立微分干渉顕微鏡	2,166,357	H 5. 2.15	購入	農政企画課から所管換え
生物工学研究所	万能倒立微分干渉顕微鏡	2,166,357	H 5. 2.15	購入	農政企画課から所管換え
農業研究センター	走査型電子顕微鏡	22,809,350	H 9. 4. 1	所管換	農政企画課から所管換え
水産技術センター	透過型微分干渉顕微鏡	1,309,150	H 5. 2.15	購入	生物工学研究所から所管換え
水産技術センター	走査型電子顕微鏡	9,579,000	H 9. 6.30	購入	

この点、県の説明によれば、試験研究用備品は、重要物品として研究機関相互間で、お互いが保有している物品の状況を確認することが可能であり、新たな物品を購入する場合は、当然にその点も確認するため、同じ備品の二重取得はない(中には研究のために複数台必要な備品もある)。また、研究用備品の有効活用についても十分な配慮が行われているとのことであった。

県の説明に対し、監査人がすべての物品について確認したわけではないが、上記のような研究用備品が存在する場合は、当該備品について、試験研究機関間での相互使用や、今後、必要な研究用備品を購入するに際しては、他の試験研究機関での保有状況を確認し、可能であれば他の研究機関に研究を依頼する、研究そのものが依頼できない場合は、研究用備品の使用だけでもその可能性を模索する、他の研究機関で使用していない（極端に使用頻度が少ない）備品については所管換えを行うなど融通してもらうなどの有効活用により、稼働率のアップ、無用な備品の購入を抑制するなど、引き続き有効活用をお願いしたいところである。

高額物品の棚卸と重要物品管理一覧表への反映（意見）

各試験研究機関で、物品の現物確認の状況を聴取したところ、現物確認を実施しているものの、重要物品管理一覧表（以下一覧表）への反映が未了である機関があった。

一覧表に記載されている物品の中には、取得年が、昭和のもの、平成初期のものが散見された。当該物品は耐用年数が5年前後であり、取得年との関係から、既に耐用年数は満了しており、精密機械である性質上、本当に現物が存在するのか、あるいは、現物が存在したとしても、研究用備品として機能しうる状態で存在するのかが疑問である物件が散見された。

今回の現地監査で、それらの物品の实在性について、すべてを確認することはできなかったが、上述したとおり、現物確認の結果が必ずしも適時に一覧表に反映されているとはいえない現状から推察すると、現物と一覧表との乖離を是正することが急務であると考ええる。

また、是正措置を講ずる際には、個々の研究機関の主体性に任せるのではなく、所管部局の統制のもと、足並みをそろえて本件問題に当たる必要があると考ええる。

(3) 解決の方向性

高額物品の有効活用について

研究用備品の有効活用に十分配慮する。

高額物品の棚卸と重要物品管理一覧表への反映について

現物と一覧表との乖離を是正する。

3. 鳥獣被害対策事業への取り組みについて

(1) 県の鳥獣被害の概要

現在は、全国的に、鳥獣による農作物の被害があとを絶たない状況であり、岩手県においても同様に鳥獣被害対策は喫緊の課題となっている。

県は、「平成 26 年度鳥獣被害防止対策の取組」において、下表のとおり、現状と解決の方向性を示し、県の政策として鳥獣被害対策について取り組み始めているところである。

主な鳥獣による農作物被害額の推移			
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
シカ	177,304	156,515	282,620
クマ	40,933	47,385	72,870
ハクビシン	29,942	10,796	17,233
イノシシ	672	1,070	2,128
サル	142	621	372
合計	316,091	285,370	511,894

単位：千円

解決の方向

- ◆ 捕獲・被害防止対策の強化
短期・集中的なシカ捕獲の推進、市町村被害防止計画に基づく取組の推進
- ◆ 被害防止技術の向上
- ◆ 被害防止対策の担い手の育成・確保

鳥獣被害の対策としては、里山から野性の鳥獣が農家を含む集落へ及ばないよう、適切な個体数を維持管理すること（個体数の管理対策）と農家における防護ネットや防護フェンスの設置などによる現場での対策（現場での対策）の両輪が一体となって機能することが不可欠である。また、高齢化した農家に対して、被害防止対策の担い手となる後継者等の育成も中長期的には必要である。

農業研究センターでは、農業改良普及センターを通じて、農家からの鳥獣被害の報告や相談を受けているが、相談件数が増加の一途をたどっており、相談への抜本的かつ十分な対策が必ずしもできていないのが現状とのことであった。平成 26 年度の県の取組により目に見える効果の発現が待たれるところである。

(2) 現状の問題点(意見)

環境生活部が所管する環境保健研究センターにおいて、動物（クマ）の個体数の研究を実施しており、農林水産部の所管する農業研究センターでは、農業技術の研究とあわせて、鳥獣被害の現状を踏まえて、鳥獣被害防止技術の研究についても取り組みを始めつつあるところである。

前述したとおり、個体数の管理と現場での対策の両輪による対策を推進することが喫緊の課題であるが、これらを実践するためには、鳥獣被害対策事業を部局の垣根を越えた全庁的な課題と

して、例えば対策部門やプロジェクトチームを組成し、専門的に鳥獣被害対策に取り組める体制を構築することが考えられる。

年間数億円にのぼる農作物鳥獣被害額を低減するために、「平成 26 年度鳥獣被害防止対策の取組」において言及している現行の取組を加速度的に推進することが望まれる。

(3) 解決の方向性

現状の問題点（意見）に記載のとおりである。

4. 動物の管理帳票の書式について

(1) 動物の管理の概要

動物に関して、物品管理規則においては次のような定めがある。

(分類)

第6条 物品は、適正かつ効率的な管理を図るため、その目的に従い、分類しなければならない。

2 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一部省略)

(4) 動物 使役、生産、教材、鑑賞等のために飼育し、又は育成する動物

(5) 生産物 試験、研究、実習等によって生産され、又は収穫された物品

上記より、試験研究機関において有する動物は購入によるものが(4)、出産によるものが(5)に該当し、物品管理規則に従った管理が要求されることになる。

また、物品管理規則においては物品の価格について次のように規定している。

(物品の価格)

第7条 物品の価格は、次に掲げるところによる。

(1) 購入によるものは、購入価格(用品調達基金を通じて購入するものにあたっては、払出価格)

(2) 所管換えによるものは、会計規則第193条第2項に規定する物品所管換通知票に記載された価格

(3) 生産によるものは、原料価格に生産費を加えた金額

(4) 前3号以外のものは、見積価格

よって厳密には、動物の購入時には(1)により、出産時には(3)又は(4)に定める方法により価格を付して管理する事が必要となる。

(2) 現状の問題点(意見)

会計規則第189条に定める動物・生産物生産報告書(様式第125号)においては、頭数の受入数量に関する記載欄があるが、現に存在する動物の価格(評価額)について記載する欄はない。同様に、会計規則第201条(3)に定める動物・生産物出納票(様式第129号)においても、頭数の受入れと払出しに関する記載及び払出し価格に関する記載欄があるが、現に存在する動物の価格(評価額)について記載する欄はなく、会計規則上は実質的に動物については価格管理を要求しない書式となっている。

一方、物品管理規則は(1)に記載のとおり価格を付しての管理を要求しており、当該要求と会計規則での要求との間に不整合があることが問題となる。

(3)解決の方向性

物品管理規則と会計規則との間の不整合について調整し、動物についての取扱を整備する（価格管理ができる書式に改める）。

5. 知的財産の管理事務

(1) 知的財産の定義

知的財産基本法第2条において、知的財産及び知的財産権は、以下のように定義されている。

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産権は、技術などに関する産業財産権と、文学などに関する著作権等に大別される。産業財産権には特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利がある。産業財産権制度は、製品に個性をもたらす機能や性能、ブランドなどを保護しているが、特許権、実用新案権、意匠権については、技術やアイデアはいずれ陳腐化するため、永続的に独占権を付与することは好ましくなく、有期限の権利となっている。一方、商標権はブランドの永続性を保持するために更新手続きを行うことを条件に無期限の権利となっている。いずれの権利も特許庁が所管している。

知的財産（特許権）の取得等までのフローは以下のとおりである。

出願 : 発明したアイデアの具体的な内容（構成と効用）を書面と図面にまとめ、特許庁の出願窓口申請する。

出願公開 : 出願が受け付けられると、出願から1年6か月を過ぎると発明内容が一般に公開される。最新技術の紹介と重複発明の防止に役立っている。

審査 : 特許庁の審査官による厳正な審査に合格することで特許権を取得することができる。不備がある場合は審査官より「拒絶理由」が通知されるので、修正のうえ再審査請求を行う。問題なくなれば特許が認められる。
審査は有料であるため、特許取得製品等の販売状況との比較考量で、本当に特許権を取得する必要があるかの判断が求められる。

登録 : 必要な特許料を納付することで、特許庁の特許登録原簿の特許権設定の登録がなされる。特許権は出願から最長20年存続する。

(2) 県の知的財産等の状況

県は、地域産業の競争力・成長力を高め、県の経済の活性化を図るため、平成19年3月に「岩

手県知的財産戦略」を策定し、知的財産の創造、保護、活用という一連の「知的創造サイクル」の確立に向け取組を進めてきた。平成 24 年 3 月からは、新たな指針として「知的財産活用促進プラン」を策定し、知的財産創造サイクルの確立、ブランド化、地域資源を生かした産業振興を推進すべく取り組み中である。

今回の監査対象となった試験研究機関に関連する、平成 26 年 3 月末時点の県の知的財産の状況（件数）は以下のとおりである。

権利の種類	出願中又は審査請求中	登録	実施許諾
特許権	13	26 (3)	13
商標権	-	6	-

() 内は海外特許登録案件数（外数）である。

また、登録済み知的財産の内容は以下のとおりである。

名称	登録年月日	残存期間 (満了年月日)	発明者所属	実施許諾の有無 (は許諾有)
【特許権】				
生理活性ペプチド	H19.12.28	H30.3.10	(財)岩手生物工学研究センター (岩手大学)	
果樹の成育状態評価方法	H19.10.19	H34.10.30	農業研究センター	
菌根性茸用接種シートの製造方法	H17.7.8	H34.8.8	林業技術センター	
25個を超えるヌクレオチドを含む認識タグを単離するための 型制限酵素の使用	H21.10.2	H35.5.9	(財)岩手生物工学研究センター	
" 中国出願分	H21.9.9	H35.5.9	(財)岩手生物工学研究センター	
イクラの製造方法	H16.8.6	H34.3.29	水産技術センター	
ハトムギ食品の製造方法(旧名称:穀類食品及び穀類食品の製造方法)	H18.8.18	H35.7.25	農業研究センター	
土壌用有機成分の推定装置	H19.1.12	H35.6.26	農業研究センター	
有機肥料の製造方法及び有機肥料	H21.1.9	H37.3.23	県北農業研究所	(2件)
家畜用胚移植器	H20.4.18	H36.12.27	畜産研究所	

名称	登録年月日	残存期間 (満了年月日)	発明者所属	実施許 諾の有 無(は 許諾有)
25塩基を超えるタグを固定化したアレイ (Super SAGE-Array) による遺伝子発現 解析	H23.12.22	H38.5.13	(財)岩手生物工学研 究センター	
" 中国出願分	H21.9.9	H38.12.13	(財)岩手生物工学研 究センター	
" 米国出願分	H23.8.9	H39.4.28	(財)岩手生物工学研 究センター	
物質の成分推定装置	H21.2.20	H38.1.11	農業研究センター	
不燃木材の製造方法	H22.1.29	H37.2.24	林業技術センター 工業技術センター	
海藻の迅速塩漬方法および該塩漬方法に より製造した塩蔵海藻	H22.2.19	H37.11.21	水産技術センター	
搬送装置、搬送装置用キャリッジ及び搬 送装置用サポート	H24.8.17	H38.10.19	林業技術センター	
雌雄配偶子形成不全植物の作成方法	H23.9.2	H38.4.24	(財)岩手生物工学研 究センター	
3 - デオキシアントシアニジン配糖化酵 素遺伝子とその利用	H25.5.31	H40.3.11	(財)岩手生物工学研 究センター	
水田作業機の排水溝形成装置	H23.11.4	H40.11.28	農業研究センター	
高設栽培装置及びこれを用いた高設栽培 方法	H24.1.13	H41.3.27	農業研究センター	
トバモウイルス抵抗性遺伝子及びその用 途	H26.1.10	H40.11.27	(財)岩手生物工学研 究センター	
木質固形燃料の製造方法及び木質固形燃 料	H23.12.16	H38.3.14	工業技術センター、林 業技術センター、環境 保健研究センター	
カレイ目魚類の養殖方法及び装置	H24.5.25	H39.9.21	水産技術センター	
魚類の性統御方法	H24.5.25	H39.11.26	水産技術センター	
ボイラシステム	H25.9.13	H41.3.26	林業技術センター	
冷凍品の解凍装置	H26.8.1	H42.10.13	水産技術センター	
樹皮繊維培土の製造方法及び樹皮繊維培 土	H24.6.16	H42.7.22	農業研究センター	

名称	登録年月日	残存期間 (満了年月日)	発明者所属	実施許諾の有無(は許諾有)
サケ科魚類の卵管理方法及びサケ科魚類の卵管理装置	H24.8.31	H42.5.28	水産技術センター	
【商標権】				
いわて夢あおい(りんどう名称) 品種登録名は「いわてVEB6号」	H23.1.28	H33.1.28		
紅いわて(りんご名称) 品種登録名は「いわて7号」	H24.1.20	H34.1.20		
いわて夢みつき(りんどう名称)	H25.3.8	H35.3.8		
きらほ(水稻岩手91号)	H25.11.29	H35.11.29		

(3) 監査結果及び意見

特許権の維持管理に関する取り扱いの明確化

概要

県は、知的財産に関するルールとして、「職員の職務発明等に関する規程」において、職員がした発明等の取り扱いに関する必要事項を定めている。具体的には、主に以下の事項が定められている。

- ・職員がした発明が職務発明に該当するか否かの判断をすべき旨
- ・職務発明と認定した場合は、県が権利を継承するか否かを判断すべき旨
- ・継承すると決めた場合には、直ちに、特許等の出願願いを行うべき旨
- ・発明者は、県が権利を継承すると決定したときは、遅滞なく譲渡書を知事に提出すべき旨
- ・第三者等に対する権利譲渡等に関する事項
- ・発明者に対する登録補償金、実施補償金に関する事項

また、「県有特許権等実施許諾等要領」において、県が所有する特許権等及び特許を受ける権利等に係る通常実施権の許諾等に関する取り扱いについての必要事項を定めている。

現状の問題点(意見)

一方で、いずれの規程又は要領においても、特許登録後、特許権を維持管理すべきか否かについての定期的な判断を求める記述はない。

特許権を維持するにあたっては特許料が発生するため、具体的な実施許諾を伴う具体的な技術移転先がない場合について、特許権を維持し続けるべきか否かの判断があってしかるべきである。

この点、県の説明によれば、特許料の減免措置が講じられる期間(10年)を目安に、維持更

新の判断を加える方針であるとのことであった。また、基礎研究を扱う財団法人生物工学研究センターにおいては、3年に一度職務発明審査会で、特許権の維持又は廃止の判断を行っているとのことであった。

しかしながら、県の所有する特許権であるため、当該特許権の維持・廃止に関する県としての取り扱い方針としての規程や要領が明文化されていないため、明文化する必要があると考える。

解決の方向性

当該特許権の維持・廃止に関する取り扱い方針を明文化する。

6. 新地方公会計に関連する事項

(1) 新地方公会計の概要について

平成 26 年 4 月 30 日に、総務省自治財政局長より、各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、「今後の地方公会計の整備推進について」が発出され、地方公共団体は、平成 29 年度を目処に、統一的な基準による財務書類等を作成することが求められた。

従前より各地方公共団体に財務書類等の作成は求められていたが、努力目標でありかつ多くの地方公共団体はいわゆる総務省改訂モデルにより作成しており、今回の統一的な基準で求められている財務書類等作成のための固定資産台帳の整備は必ずしも必要とされていなかった。

岩手県においても、現状総務省改訂モデルにより財務書類等を作成しており、固定資産台帳は整備されていない。

平成 26 年 9 月 30 日に、総務省自治財政局財政調査課より「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表された。また、平成 27 年 1 月 23 日に総務省より、統一的な基準により財務書類等を作成することが正式に要請されるとともに、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表された。

今後は当該マニュアル等を十分に参考とし、統一的な基準による財務書類を作成することになる。

(2) 統一的な基準による財務書類等の作成に向けて(固定資産台帳の整備に関する留意点)

上述のとおり、統一的な基準により財務書類等を作成するには、固定資産台帳の整備が不可欠であるが、今回の監査で、今後固定資産台帳を整備するに当たり留意すべきと考えられる事項が検出されたため、以下に監査人の意見として述べることにする。

以下の意見は、財務書類等は作成することが目的ではなく、作成した財務書類等に基づき自治体マネジメントに資する意思決定等のよりどころとすることが目的であるという趣旨に照らしたときに、必ずしも重要な事項ではないことも十分に考えられるところであるが、固定資産台帳整備のためのひとつの論点として、その考え方を示すものである。

動物の価格評価方法について

現状の問題点(意見)

財産に関する調書は、公有財産台帳や物品管理に関する帳票(以下公有財産台帳等)の情報を基に作成される調書であるが、公有財産台帳等と今回整備が求められている固定資産台帳とは内容が重複する部分も多く、相互の整合性を保持するとともに重複する情報については相互リンクさせるなどの工夫が必要とされている。

動物は物品を構成するため(P125 参照)、財産に関する調書において、動物の保有頭数についても記載する必要があるが、県の財産に関する調書においては、動物の頭数はゼロであった。県では、重要物品のみ財産に関する調書に記載する方針であるが、重要物品に該当するか否かの判断をするための価格評価方法が必ずしも明確ではなかった。

外部から取得した動物については、物品管理規則上、購入価格で評価することが明記されているが、県内部での生産動物については、物品管理規則上「生産によるものは、原料価格に生

産費を加えた金額」との記載はあるが、原料価格や生産費が必ずしも定義されていないため、取得時（生産時）価格の妥当な評価方法が明らかとはなっていない。

また、固定資産台帳には原則として全ての固定資産を記載することとされているが（全ての物品を固定資産の対象とするか否かは各自治体の判断による）、少なくとも財産に関する調書に記載すべき重要物品については、固定資産として固定資産台帳で管理することが必要であると考えられ、この点からも、動物が重要物品であるか否かを判断するために、動物の価格評価方法を明らかにし価格を付すことが不可欠である。

解決の方向性

県内部での生産動物の価格評価方法を確立する。

生産時価格は、市場価格から飼育料などの育成に要する費用を勘案して決定するも考えられる。

賃貸借により使用する物品（以下賃借物品）について

現状の問題点(意見)

物品については、会計規則で備品管理一覧表による一覧管理が求められており、物品には借受物品も含まれることとされている。

今後、固定資産台帳の整備を行うにあたっては、賃借物品のみならず工作物等の公有財産を賃借している場合は、当該賃借物件がリース資産に該当するか否かを判断し、固定資産に計上すべきリース資産に該当する場合は、固定資産台帳に記載し管理する必要があることに留意が必要である。

解決の方向性

固定資産台帳整備にあたっては、リース資産の存在にも留意する。